

第一百五十六回国会 財務院

金 融 委 員 会 議 錄 第 九 号

平成十五年三月十八日(火曜日)

午前八時四十三分開議

出席委員

委員長 小坂 憲次君

理事 金子 一義君 理事 七条 明君
 理事 林田 彪君 理事 渡辺 喜美君
 理事 生方 幸夫君 理事 渡辺 博史君
 理事 上田 勇君 理事 松本 剛明君
 上川 陽子君 中塚 一宏君 誠吾君
 倉田 雅年君 北村 誠吾君
 萩山 教嚴君 小泉 龍司君
 田中 和徳君 砂田 圭佑君
 竹本 直一君 竹下 亘君
 増原 義剛君 中村 正三郎君
 山本 幸三君 省之介君
 井上 和雄君 五十嵐文彦君
 小泉 俊明君 上田 清司君
 佐藤 観樹君 後藤 斎君
 仙谷 由人君 田中 和徳君
 永田 寿康君 井上 和雄君
 山田 敏雅君 上田 清司君
 遠藤 和良君 永田 寿康君
 佐々木憲昭君 石井 啓一君
 阿部 知子君 江崎洋一郎君 江崎洋一郎君
 江崎洋一郎君 山谷えり子君 山谷えり子君
 財務大臣 塩川正十郎君
 (金融担当大臣) 伊藤 幸也君
 内閣府副大臣 谷口 幸也君
 外務大臣 田中 直人君
 財務副大臣 和徳君

政府参考人 (公正取引委員会事務総局 上杉 秋則君)
 (經濟取引局長) 田村 義雄君
 (財務省關稅局長) 渡辺 博史君
 (政府参考人) (農林水產省生產局長) 須賀田菊仁君
 (政府参考人) (財務省國際局長) (株式会社富士通総研理事) 福井 俊彦君
 (政府参考人) (農林水產省生産局長) (株式会社富士通総研理事) 福井 俊彦君
 (参考人) (東京大学教授) 岩田 一政君
 (参考人) (財務省顧問) 武藤 敏郎君
 (参考人) (財務金融委員会専門員) 白須 光美君
 (参考人) (東京大学教授) 岩田 一政君
 (参考人) (財務省顧問) 武藤 敏郎君
 (参考人) (財務金融委員会専門員) 白須 光美君
 (参考人) (東京大学教授) 岩田 一政君

委員の異動

同月十八日 同日 同月十八日
 辞任
 上田 清司君
 田中 和徳君
 井上 和雄君
 上田 清司君
 永田 寿康君
 江崎洋一郎君
 山谷えり子君
 北村 誠吾君
 山田 敏雅君
 後藤 斎君
 略
 田中 和徳君
 井上 和雄君
 上田 清司君
 永田 寿康君
 略
 山谷えり子君
 山谷えり子君
 田中 和徳君
 上田 清司君
 永田 寿康君
 井上 和雄君
 江崎洋一郎君

補欠選任

本明彦君紹介(第五三二号)
 同(吉田公一君紹介)(第五四三号)
 同(木村隆秀君紹介)(第五五二号)
 同(中川秀直君紹介)(第五八一号)
 同(松島みどり君紹介)(第五八二号)
 国民本位の減税による景氶回復に関する請願
 (中西績介君紹介)(第五四二号)
 所得税の基礎控除引き上げによる課税最低限度
 額の抜本的な改正等に関する請願(植田至紀君
 紹介)(第五七一号)
 消費税の免税占制度維持等に関する請願(玄葉
 光一郎君紹介)(第五九六号)
 同月十三日
 消費税の大増税に反対、税率を三%に引き下げる
 ことに関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第六
 五五号)
 所得税の課税最低限引き下げ反対、国民本位の
 減税による景氶回復に関する請願(吉井英勝君
 紹介)(第六五六号)
 同(大森猛君紹介)(第七一〇号)
 同(吉井英勝君紹介)(第七一二一号)
 国民本位の減税による景氶回復に関する請願
 (中津川博郷君紹介)(第七〇九号)

同(藤木洋子君紹介)(第八一八号)
 個人消費を減退させ、景氶回復を遅らせる大衆
 増税反対に関する請願(赤松広隆君紹介)(第七
 六六号)
 同(石毛鎌子君紹介)(第七六七号)
 同(上田清司君紹介)(第七六八号)
 同(生方幸夫君紹介)(第七六九号)
 同(枝野幸男君紹介)(第七七〇号)
 同(大出彰君紹介)(第七七一号)
 同(大谷信盛君紹介)(第七七二号)
 同(大畠章宏君紹介)(第七七三号)
 同(海江田万里君紹介)(第七七七号)
 同(鍵田節哉君紹介)(第七七五号)
 同(金田誠一君紹介)(第七七六号)
 同(川端達夫君紹介)(第七七七号)
 同(北橋健治君紹介)(第七七八号)
 同(釤宮磐君紹介)(第七七九号)
 同(桑原豊君紹介)(第七八〇号)
 同(玄葉光一郎君紹介)(第七八一号)
 同(小泉俊明君紹介)(第七八二号)
 同(小林守君紹介)(第七八三号)
 同(五島正規君紹介)(第七八四号)
 同(後藤斎君紹介)(第七八五号)
 同(今田保典君紹介)(第七八六号)
 同(今野東君紹介)(第七八七号)
 同(仙谷由人君紹介)(第七九一号)
 同(近藤昭一君紹介)(第七九八号)
 同(城島正光君紹介)(第七九九号)
 同(鈴木康友君紹介)(第七九〇号)
 同(玉置弥君紹介)(第七九一號)
 同(田中慶秋君紹介)(第七九二号)
 同(高木義明君紹介)(第七九三号)
 同(玉置弥君紹介)(第七九四号)
 同(土肥隆一君紹介)(第七九五号)
 同(中澤健次君紹介)(第七九六号)
 同(中沢健次君紹介)(第七九七号)

閣稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提
出第三二号)

農林水產副大臣 財務大臣 政務官

同(羽田孜君紹介) (第七九八号)
 同(葉山峻君紹介) (第七九九号)
 同(鉢呂吉雄君紹介) (第八〇〇号)
 同(日野市朗君紹介) (第八〇一号)
 同(肥田美代子君紹介) (第八〇二号)
 同(平岡秀夫君紹介) (第八〇三号)
 同(平野博文君紹介) (第八〇四号)
 同(古川元久君紹介) (第八〇五号)
 同(細川律夫君紹介) (第八〇六号)
 同(堀込征雄君紹介) (第八〇七号)
 同(牧野聖修君紹介) (第八〇八号)
 同(松野頼久君紹介) (第八〇九号)
 同(松原仁君紹介) (第八一〇号)
 同(三井辨雄君紹介) (第八一一号)
 同(山井和則君紹介) (第八一二号)
 同(山花郁夫君紹介) (第八一三号)
 同(山元勉君紹介) (第八一四号)
 同(横路孝弘君紹介) (第八一五号)
 同(米澤隆君紹介) (第八一六号)
 同(渡辺周君紹介) (第八一七号)
 同(石井一君紹介) (第八一八号)
 同(植田至紀君紹介) (第八一九号)
 同(小沢和秋君紹介) (第八九一號)
 同(木島日出夫君紹介) (第八九二号)
 同(赤嶺政賢君紹介) (第八九三号)
 同(石井郁子君紹介) (第八九四号)
 同(大幡基夫君紹介) (第八九五号)
 同(兒玉健次君紹介) (第八九六号)
 同(糸田恵二君紹介) (第八九七号)
 同(佐々木憲昭君紹介) (第八九八号)
 同(木島日出夫君紹介) (第八九九号)
 同(長福井俊彦君紹介) (第九〇〇号)
 同(長福井俊彦君紹介) (第九〇〇号)
 同(武藤敏郎君紹介) (第九〇〇号)
 同(佐々木憲昭君紹介) (第九〇〇号)
 同(志位和夫君紹介) (第九〇〇号)
 同(金融アセスメント法の法制化に関する請願) (五
 十嵐文彦君紹介) (第八八八号)

同(北橋健治君紹介) (第九六六号)
 同(東門美津子君紹介) (第九六七号)
 同(松原仁君紹介) (第九六八号)
 は本委員会に付託された。

三月六日

金融アセスメント法の制定に関する意見書(福
 島県柳津町議会) (第三七三二号)
 金融アセスメント法の制定等に関する意見書
 (東京都武蔵村山市議会) (第三七三三号)
 ベイオフ全面解禁延期と、地方公共団体の公金
 預金をベイオフ対象から除外し、全額保護に関
 する意見書(北海道砂原町議会) (第三七三三
 号)

同月十三日

金融アセスメント制度の創設など中小企業の資
 金調達の円滑化に関する意見書(静岡県清水市
 議会) (第三八一三号)
 金融アセスメント法の早期制定に関する意見書
 (静岡県裾野市議会) (第三八一四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提
 出第二二号)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律
 の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)

金融に関する件

○小坂委員長 これより会議を開きます。

この際 連合審査会開会申入れに関する件につ
 いてお諮りいたします。

経済産業委員会において審査中の内閣提出、株
 式会社産業再生機構法案、株式会社産業再生機構
 法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
 す。

及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法
 律案の各案について、経済産業委員会に連合審査
 会開会の申し入れを行いたいと存じますが、御異
 議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、
 そのように決しました。

なお、連合審査会の開会につきましては、経済
 産業委員長と協議の上決定いたしますが、本日午
 前九時から第一委員室において開会する予定と
 なっておりますので、御了承願います。

前九時から第一委員室において開会する予定と
 なっておりますので、御了承願います。

なつておりますので、御了承願います。

なつておりますので、御了承願います。

○小坂委員長 次に、参考人出頭要求に関する件
 についてお諮りいたします。

金融に関する件の調査のため、本日午前十時、
 参考人として株式会社富士通総研理事長福井俊彦
 君、東京大学教授岩田一政君、財務省顧問武藤敏
 郎君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じ
 ますが、御異議ありませんか。

○小坂委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、
 そのように決しました。

午前十時から委員会を開くこととし、この
 際、休憩いたします。

午前八時四十五分休憩

この際、参考人各位に一言ございさつを申し上
 げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席を
 賜りまして、まことにありがとうございます。そ
 れぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べ
 ただきたいと存じます。

○福井参考人 福井でございます。

今回の人事に關しまして、国会の御承認をいた
 だきました。また、本日、このように所信表明の
 機会を賜りまして、大変ありがたく存じておりま
 す。

○福井参考人 福井でございます。

今回的人事に關しまして、国会の御承認をいた
 だきました。また、本日、このように所信表明の
 機会を賜りまして、大変ありがたく存じておりま
 す。

○福井参考人 福井でございます。

まず初めに私が申し上げなければなりません
 の責任を非常に重く感じ続けていたということ
 でござります。小泉総理にもそのことを申し上げま
 す。

は一〇%以上のマイナス、消費者物価ではかつて、も一〇・四%のマイナスということでありまして、極めて大幅なデフレがありました。デフレスバイラルだったわけであります。

ところが、このルーズベルト大統領のもとで、長期金利を一定に維持する、このために、必要な国債を幾らでも買うという政策をとりまして、その結果、デフレを克服した。私は、この政策というのを、政策手段として日本は学ぶべき点があるというふうに考えております。

三番目の教訓とは何かといいますと、日本の高橋是清大臣のもとで、国債標準価格制度といふのを一九三二年七月に採用いたしました。これで簿価でもつて評価する、つまり評価損というのを計上しなくともいい、こういう特別の規定を置きました。この結果、金融機関を初めとしまして国債を保有する人は安心して国債を保有できるということがございました。この三つの政策も、私は、デフレを克服する過程では非常に重要な教訓を与えてくれているのではないかというふうに考えております。

まず、この中で、物価の安定数値目標ということを考えてみますと、これは多くの先進国で、一九八八年未以来採用されております。日本でも、この政策の枠組みを採用するということによりまして、日本銀行の国民に対する説明責任というのを明確化することができる。これは、日本銀行の金融政策の目的は物価の安定にある。物価の安定といつても、それは何%の物価上昇率なのか、あるいは下落率なのか、あるいはゼロ%なのか、ことによって、同時に政策決定過程の透明性を一層高めることができるというふうに考えております。

現在、日本銀行は、ゼロ以上の物価上昇率になるとまで量的緩和政策を続けるということをおつしやつておられまして、広い意味での物価安定目標を掲げておられるというふうに考えております。でなければ、私はこの政策をさらに発展させて、その結果、デフレを克服した。私は、この政策と物価上昇率に上限を設ける、例えば一%、ゼロ以上にない、上限をやはり設けるべきだ。ゼロ以上にいることが必要でありますけれども、これが高くなり過ぎて困るということであります。さらには、その目標を達成する期限をやはり明示すべきだというふうに考えております。そういうことに応じて、市場参加者の予測可能性を高めることができますと、この政策の枠組みを採用しますと、市場参加者の中には、今はデフレがずっと続くだろうが、ゼロになるかもしれない、そういう期待を抱くようになることしますと、その人は国債を売ろうとする。そうしますと、長期金利が、上昇圧力が加わるということになります。この長期金利高騰のリスクということに対しては、二つの方策を講ずるべきだというふうに考えております。

まず、この中で、物価の安定数値目標とともに、これを考へてみると、これは多くの先進国で、一九八八年未以来採用されております。日本でも、この政策の枠組みを採用するということによりまして、日本銀行の国民に対する説明責任というのを明確化することができる。これは、日本銀行の金融政策の目的は物価の安定にある。物価の安定といつても、それは何%の物価上昇率なのか、あるいは下落率なのか、あるいはゼロ%なのか、ことによって、同時に政策決定過程の透明性を一層高めができるといふうに考えております。

一つが、アメリカのルーズベルト大統領のもとでとられた金融政策であります。長期金利を一定に維持するということでありまして、そのためには、必要なら国債の買い切りオペの増額をするといふことがあります。現在、市場参加者の期待デフレ率は、GDPデフレーターで見ると二・三%である。仮に長期の名目金利が一%であっても、実質の金利は三・三%だということになります。仮に、人々のこの期待デフレ率が、今一%なのがゼロ%になるということになりますと、実質の長期金利が実は一%まで下がる。三から一%に下がるということであります。そういうことが可能になります。この意味でも、政府と日銀が一体となりましてデフレを退治するということが大事だとうふうに思っております。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○小坂委員長 どうもありがとうございました。

次に、武藤参考人、よろしくお願ひいたします。

○武藤参考人 武藤でございます。

日本経済の置かれた現在の厳しい状況を考えますと、この時期に日本銀行副総裁という大役を仰

換しますというような政策措置をとると思います

と、これは国債を持っている人が、物価上昇率が上がつても、いつでも価値の安定した債券を取り信を述べさせていただく機会をちょうどいいし、厚く御礼を申し上げます。

私の果たすべき役割は、副総裁として福井総裁を補佐し、日本銀行の使命、いかえれば物価の安定と信用秩序の維持を達成するために全力を傾けていくことと考えております。

現下の我が国経済が抱える重要課題は、言うまでもなく、経済を回復軌道に乗せ、デフレの克服を図ることであります。

日本経済は、九〇年代に入りまして以降、総じて停滞色の強い動きを続けてきました。そのもとで物価の緩やかな下落傾向が続いております。

デフレの原因は、第一に、バブル崩壊後の長期の最終処理を意味しているわけであります。といふことは民間投資を回復させる要因になります。同時に、新規事業の開始でありますとか新規参入によつて、資源をより効率的に配分するといふことがより容易に行なうことができるわけであります。そういうことで、このことこそ実は不良債権の最終処理を意味しているわけであります。といふことで、これが金融面でできることであります。

す。そういふことで、これが金融面でできることであります。

ですから、デフレを本当に退治するために何よりも同時に必要だと私は思つております。大胆な税制改革と規制改革の実行、それから、銀行を中心とした企業、産業の事業再構築を図るといふことでも、実物資産に対する収益率を高める。今企業の収益率といふのは非常に低いわけであります。それで、実物資産に対する収益率が低過ぎる、つまり、長期の実質金利に比べて低過ぎるといふことがデフレの根本原因だといふふうに私は考えております。この意味でも、政府と日銀が一体となりましてデフレを退治するということが大事だとうふうに思つております。

デフレを克服するためには、日本経済をしっかりと回復軌道に乗せていくことが何よりも重要であります。そしてそのためには、産業、金融一体での不良債権問題克服への努力や、さまざま

な分野における規制・制度改革などを通じて、経済全体が環境変化に柔軟に適応できる仕組みや基盤を整備していくことが必要であります。

そうした取り組みと同時に、デフレ克服に向けて、金融政策の果たすべき役割が大きいことは言ふまでもありません。

日本銀行は、短期金利の低下余地がなくなる中で、量的緩和政策を推進し、潤沢な流動性の供給を続けておられると理解しております。こうした政策は、金融市場の安定確保と景気の底割れ回遊の面で有効に機能してきたと思います。しかしながら、そうした努力にもかかわらず、デフレ克服のめどは必ずしも立つていないと、いうふうに言わざるを得ません。

私は、現在の金融政策がデフレ克服という面で

十分な効果を発揮できていないのはなぜなのか、さらに効果を高めるためにはどのような工夫があり得るのか、さまざまな可能性を検討しつつ、今後の金融政策運営を考えていきたいというふうに思っております。

日本銀行は、信用秩序の維持、すなわち金融システムの安定確保という面でも大きな役割を担っております。特に、不良債権問題の早期解決に向けた取り組みは日下最大の課題であると考えます。不良債権問題の解決は、金融仲介機能の回復を通じて金融緩和の有効性を高め、デフレの克服を実現していくことにも資するものであります。

日本銀行は、このような認識のもとに、これまでも銀行保有株の買い入れなど、積極的な取り組みを行ってきていると理解しております。しかしながら、金融システムの健全化への道のりはなお険しいものがあります。私は、政府と連携を図りつつ、金融システムの安定確保の分野においても日本銀行がさらなる努力を傾注していく必要があると考えております。

最後に、政府との関係について考え方を申し述べたいと存じます。

日本銀行は、五年前に抜本改正されました日本銀行法によりまして、金融政策における独立性が保障されておりまして、金融政策の決定は日本銀行の判断で行うことは当然のことであります。しかし、そのことは、政府との意思疎通の重要性をいささかなりとも軽くするものではありません。むしろ、独立性が確保されているからこそ、日本銀行自身が国民への説明責任を果たすと同時に、政府との意思疎通を密にする努力が求められています。日本銀行法も、金融政策が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、政府の基本方針と整合的なものとなるよう、政府と十分な意思疎通を図るべきことを定めております。

この点、私いたしましては、これまで長く政府に身を置いて仕事をしてきた経験を生かしながら、政府と日本銀行との間での意思疎通のさらなる

充実を図るために貢献をしてまいりました

いというふうに考えております。

今後、各界の御意見に耳を傾けながら、総裁の

リーダーシップのもと、最大限の努力を傾注するいかぬということになりますが、こういうことをやるときには、まず前任者の総括をきちっとしなきゃいけない。そこから始まるんですよ。私はそ

のためにこの実績をつくってきましたけれども、まず最初に、速水総裁についての福井さんの評価は、どういうふうに評価しているのか、まずお聞きしたい。

○小坂委員長 どうもありがとうございました。（拍手）
所存でありますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

以上で参考の方々の御意見の開陳は終わりました。

○小坂委員長 どうもありがとうございました。（拍手）
所存でありますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

逃げを打っているような話でありまして、大変失望いたしました。これでは困る。

そこで、きちっとこれからやつてもらわなきゃいかぬとということになりますが、こういうことをやるときには、まず前任者の総括をきちっとしなきゃいけない。そこから始まるんですよ。私はそ

のためには、まず最初に、速水総裁についての福井さんの評価は、どういうふうに評価しているのか、まずお聞きしたい。

○福井参考人 お答え申し上げます。

山本先生から委員会提出資料をちょうどだいしておきました。この各数字を見まして、大変現状が厳しい状況にある。私自身の現状認識が甘いんで

はないかという冒頭の御指摘ござりますけれども、そ

も、私は、現下の日本経済の状況は、本当に厳しい状況にある、一歩誤れば本当にデフレスパイラルのふちに陥りかねない、そういうぎりぎりの、危うい均衡を保ちながら今日まで推移してきていたというふうに認識をしております。そのことを

まず申し上げておきたいと思います。

それから、前任者の業績をどう評価するか、な

かなか難しい御質問をいたいたたというふうに思

いますが、速水総裁がリーダーシップをとられま

した過去五年間、日本銀行が直面した経済の情勢

というのはかつてない厳しい状況であった。単に

国内景気が悪化したというだけではなくて、御承

知のとおり、戦後初めての大型金融破綻というふ

う、さらには、海外ではアジア通貨危機、こうい

うふうに思います。

実際、お仕事の事績を振り返ってみましても、

思い切った量的緩和というふうに、マクロの金融

政策も大きな局面転換を進められましたし、信用

秩序維持の面でもいろいろな手を打ってきた。特

に福井総裁予定者、福井さん、一体、今、日本

経済の状況について危機意識があるんだろうか、本当に大変な状況にあるんだという認識があるのかということを疑いました。それから、それ

に對して、デフレ克服、もう全力を挙げて、命をかけてやるというような決意が見られない。その

デフレの原因もグローバル化だとかなんとか言つていましたけれども、結局、相対価格と絶対

価格の話を混同して、要するに、単なる貨幣的な

現象じやないんだから我々は余りできませんよ

す。

この結果を見れば、結果責任をとつてもらわな

とから考えまして、恐らく、速水総裁としては全力あるいは全盡を傾けてこの政策を遂行してこられたのではないか。

ただ、現在の時点の経済情勢は、山本先生御指摘のとおり、日本経済が持続的成長軌道への復帰というめどを立てるには相当距離のある段階にま

だい、デフレからの脱却もまだ見通しが立っていない、金融システムの面でもまだ立て直しの途上にあるということをごぞいます。

前任者を引き継ぐ我々いたしましては、こうした残された課題が非常に重大だということをいたく認識いたしております。全力を挙げてこれに取り組む、本当に命がけで取り組む。先生のお言葉を返すようで失礼でございますけれども、そういうふうに思っております。

○山本(幸)委員 何か評価するような感じでありますけれども、日本銀行総裁というのは、全力でやつてあるとか信念があるとか、そんなことは関係ないんですよ。結果なんですよ。結果責任を負う仕事なんです。

それで見ると、もう結果は明らかじゃないですか。名目GDP、五百二十二兆円が五百一兆円。株価なんて半値以下。地価もどんどん落ちた。稼働率も落ちた。失業率は三・八から五・五になりました。企業倒産はこの五年間の間に九万一千三百六十にふえた……（発言する者あり）ちょっと黙つておいて。静かに。人が言つているときはちょっとと聞いてください。自殺者、累積で十二万、これは二〇〇一年だから、去年を入れるともう十六万ぐらいになつてますよ。自己破産者七十四万。銀行貸出残高、五百二十兆円から四百八十兆円に減つた。不良債権はふえ続けているじゃないですか。それはデフレが続いているからです。

そして、日銀が最も責任を持つべき物価、GDPデフレーター、消費税のときを除いて、九四年から下落を続けている。国民に一番関係のある消費者物価、総裁就任以来下がり続けているんですよ。

第一類第五号 財務金融委員会議録第九号 平成十五年三月十八日 五

いと困りますよ、これは、あなたの最初の仕事は、速水さんに結果責任をしつかりとつてもらうということが最初の仕事だと私は思いますよ。

あの二〇〇〇年の八月にゼロ金利解除をやつたときに我々はみんな反対したんだ。私は声明まで出して反対した。それを、みんな間違つたから私が間違つても構いませんなんて言つているんだから。あのときに、こんなことをやれば企業が倒産して失業者があふれるようになるよとの場で私は強く警告したんだ。そのことを、一言の反省も、申しわけなかつたということもないような総裁に対して、あなたはちゃんと結果責任をとるようにならなければなりませんか。

○福井参考人 お答えを申し上げます。

私は自身が速水総裁に責任を問うという立場より速水総裁の業績に対しましては、国民的につきは、私自身は、先輩が残された仕事をすべて受け継いで、よりよき成果を出すということを私の職責だというふうに考えております。

私は自身が速水総裁に責任を問うという立場より速水総裁の業績に対しましては、国民的につきは、私自身は、先輩が残された仕事をすべて受け継いで、よりよき成果を出すということを私の職責だというふうに考えております。

私は自身が速水総裁に責任を問うという立場より速水総裁の業績に対しましては、国民的につきは、私自身は、先輩が残された仕事をすべて受け継いで、よりよき成果を出すということを私の職責だというふうに考えております。

○山本(幸)委員 どうも信けないね。この結果だけ見れば、史上最低の日本銀行総裁ですよ。すべて悪くなっているんだ。いいことなんかない。そういう総括をきっちりとして、結果責任をとるのが日本銀行総裁だ、その職務だということをはつきり認めています。

それでは、あなたは、これからデフレ克服といふ課題に対してきちつと結果責任をとるという覚悟を持つておられるんですか。

○福井参考人 先ほど申し上げましたとおり、これは責任転嫁で申し上げるわけではありませんが、現在の日本経済のこの厳しい状況、デフレの本質ということを考えますと、民間と政府と日本本

銀行、この三者の行動が平仄が合つて、相乗効果をしつかり出す、そうでなければ本当の成果は出ないというふうに思つております。

日本銀行は、情勢を先取りしながら、民間よりも政府よりも先行きをもし正しく予見であります。あるいは政府よりも先行きをもし正しく予見であります。

されば、そこに対するリスクをとつて行動に踏み込む、そういう決意をいたしております。

○山本(幸)委員 もうちよつとはつきり聞きたいんですが……。(発言する者あり)いろいろな個人個人だって選挙におつこちるといつことで結果責任をとらされるんだ。日銀総裁は、一たんなつちやつたら責任とらされないんですよ。だから僕は言つているんだ、今、これは重要なと。政治家は選挙で結果責任をとらされるじやないです。

だから、そこでもう一回言つておきますが、今の御答弁では、結果責任については、何かほかのこともありますからよくわかりませんと言つているよう聞こえましたけれども、あなたは、デフレ克服というのがきちつとできなかつたらちゃんと責任をとるということをはつきり言明されるんです。

○福井参考人 あらゆる厳しい条件を前提にして、その中で最高の経済のパフォーマンスを実現していく、そういう点では責任をとつて対処いたしました。デフレは、民間、政府、日銀の対応が相乘効果を出すところまで整合性がとれていないといふふうに思つています。

○山本(幸)委員 どうも信けないね。この結果だけ見れば、史上最低の日本銀行総裁ですよ。すべて悪くなっているんだ。いいことなんかない。そういう総括をきっちりとして、結果責任をとるのが日本銀行総裁だ、その職務だということをはつきり認めています。

○山本(幸)委員 日本銀行として、デフレ克服に對して、結果が出なかつたら責任をとるとはつきり言明されたというふうに理解しております。

それでは、デフレ克服のためにはどうするか。私は、岩田さんと同じように、物価安定数値目標政策をはつきりととるべきだ、それを目標として思つてます。先ほどから山本先生は盛んに結果責任とおつしやいますが、めくらめつぼうで結果責任はどちらが就任した第一声で、インフレターゲット政策をとりますと、どうしかもうチャンスはないですよ。その後必ずする、ああでもないこうでもないと言つたって、そしてやらせられましたと言つたつて、恐らく効果はないでしょうね。

るつもりがござりますか。

○福井参考人 お答えを申し上げます。

物価安定数値目標政策、先生の御指摘は恐らく、インフレターゲティングの採用をどう考えるか、そういう御質問かなというふうに思います。

私もかつて長く中央銀行に職を奉じております。そのための立場から、あるいは自分自身でその後勉強いたしました立場から、インフレターゲティングの一つであるというふうに考えております。現行の中央銀行にとって非常に重要な道具立ての一つであるというふうに考えております。現在におきましてもそういうふうに考えております。

なぜインフレターゲティングというものが中央銀行にとって重要な道具立てか。一つは、政策の透明性。国民の皆様に對して、中央銀行が何を目指しているかということがわかりやすい、わかりやすくするための道具立て。もう一つは、そういう目標数値を置くことによって中央銀行自身が自分に対しても自己規律を強める、セルフバイイングイング効果をみずからに譲る。この二つの点が重要だろうというふうに思つています。

私は、就任いたしましたら、日本銀行の政策の透明性について、より透明度の高いものに持つていくよういろいろ工夫を凝らしたい、こういうふうに思つています。

それから、自己規律という点が非常に難しい点でございまして、自己規律と申しますのは、日本銀行がある目標に向かつて進むときいろいろな政策を毎日のように、あるいは毎月のように、あるいは情勢に合わせて打つていく、その打つたことが、最終的に目指したところに対してもういう波及過程を持って効果実現の実を上げていくか、波及過程を持つて効果実現の実を上げていくか、銀行がある目標に向かつて進むときいろいろな政策を毎日のように、あるいは毎月のように、あるいは情勢に合わせて打つていく、その打つたことが、あるいは二十日、ブッシュさんは四十八時間の猶予を与えてやるそうですから、二十日が、イラク攻撃も始まるでしょう。そのときに、あなたが就任した第一声で、インフレターゲット政策を

今は量的緩和政策をとつておりますが、量的緩和を行つたときにはどういう波及経路でそのターゲットに到達するか。

現状は、御承知のとおり、通貨乗数も極めて不安定な状況にあります。こういう通貨政策を施した場合の効果の波及過程というものをしつかり磨き直したい。いろいろなパイプが目詰まりになつてゐるかもしれません、そのパイプの掃除をきちんとやりながら、いつの日か、本当に、先生のおつしやるようなインフレターゲットを、結果責任を負える形で持つていけるようなどころになりたいと個人的には思つておりますが、現状、その条件が整つているかどうか、政策委員のメンバーの方々とよく議論したい、こういうふうに思つています。

○山本(幸)委員 今があなたの一番のチャンスなんですね。本当にデフレ克服に覺悟を持つてやると市場にはつきりと訴えることができるかどうか。このときに、このタイミングに、自分は結果責任についてこれだけ負いますよ、命がけでやりますよ、できなかつたら責任をとるんだということをはつきりするのがこの物価安定数値目標なんだ。インフレターゲットというのは、いかにもインフレを起こすような、そういう気持ちは含むのだから余り使いたくないんですけど、話をわかりやすくする意味でインフレ目標政策と言いますが、これを今打ち出さなかつたら、後でするする追いまくられて結局それになるようじゃ、全く効果もないし、そしてあなたの覚悟も評価されない。

今しかないんですね。あなたは、きょうここか、あるいは二十日、ブッシュさんは四十八時間の猶予を与えてやるそうですから、二十日が、イラク攻撃も始まるでしょう。そのときに、あなたが就任した第一声で、インフレターゲット政策を

それじや伺いますが、波及経路が不明確だから、だからできない、これはどういう意味ですか。

○福井参考人 お答え申し上げます。

現在は、金利がほぼゼロという水準でございまして、金利を操作することによってある目的を達する、この波及経路がないことは当然でございまます、流動性を量として多く供給していく、流動性をより多く供給したときに、銀行貸し出しが伸びる、あるいは、市場の中で投資家あるいは個人がさまざまな金融資産に対して多角的な投資を行ふ、そういうふうな形で、ある段階でマネーサプライの増加に結びつき、そして実体経済に対しても刺激的な効果が最終的に及ぶ、この過程のことを波及経路と言つております。

しかし、そこは、私が見ます限り、現状は、中央銀行が流動性を相当多目に供給しても、そこから先の効果が出ていない。狭い意味の金融市場の中でも流動性が空回りをしている状況、これを流动性のわなの中に日本経済が陥っているという表現をなさる方もいらっしゃいますが、私もそういうふうに思っています。

流動性のわなから脱却できるようにさまざまなるパイプをきちんと整備したい。これは大変地道な努力でありますし、目立たないような努力という部分も出てくるかもしれません、そこをしつかりやりながら、金融面からの展望の糸口を一つ一つ地道につけていきたい、地道な努力という面についてもいざれ先生から御評価をいただきたいと、いうふうに思っています。

○山本(幸)委員 地道な努力なんて、わけのわからない言葉は使わないでくださいよ。

○福井参考人 国債を買い続けるか、詰めましようか。では、銀行から国債を買い切りオペで続けていったら、銀行はどうしますか。

○福井参考人 国債を買い続けるか、詰めましようか。では、銀行から国債を買うか、場合に、御指摘のとおりでございます。

しかし、今、より広く民間の経済の世界をごら

んいただきますと、大企業、中小企業、それぞれに、やはり苦しい中にも新しい展開を求めて努力をされており、新しい投資口というものを懸命に立て始めているところも結構あるわけでございまます。しかし、金融機関がリスクをとらないと、中央銀行が流動性を供給しても、そういう最先端の人達が、この波及経路がないと、中立して努力をしている人たちのところにお金が届かないという現象が今起つていて、そういうことを私は御指摘申し上げているわけで、地道だけれども、日本銀行の出したお金を開こうとしている人たちのところにきちんとデリバリーしなければいけない。

金融機関は金融サービス業だと私は申し上げましたが、中央銀行はその金融サービス業の親玉だというふうに申し上げました。そういうことを言つておられるわけでございます。

○山本(幸)委員 私の質問に答えていいんです

が、銀行が貸し出しをふやさなければデフレを克服できないなんというは、そんなことはないんで

すよ。

これは岩田さんがよく知つておられるけれども、一九三〇年代の昭和恐慌のときと、アメリカのとき

と、高橋財政が始まつてもルーズベルトが来て

も、一気に株は上がりGDPはふえるけれども、

銀行貸し出しはそれから三、四年減り続けます

よ。それは、だつて今キヤツシユワードが潤沢に

あるんだから、まずそれを使う。だから、銀行が

貸し出しをしなければデフレが克服できませんと

いう議論は、事実において否定されておる。

そこで、私がお伺いしたのは、その波及メカニズムについて僕はちょっと細かく議論したい。そ

こで、では国債を民間銀行から買いつたとき

に、民間銀行はその後どうするんですか。

○福井参考人 民間銀行は、ポートフォリオと申しますが、自分のバランスシートをこの先将来にわたって固定的に考えているわけではないという

あなたがおつしやったように、日本銀行が長期

国債を買いつけることによって、そのふえ方が、

スピードにもよるけれども、スピードを速くすれ

ば必ずデフレ期待は直つていくんじゃないです

ら、どういう方向にお金をつけていくか。とりあえずは、資金需要が銀行の目から見たら余り見えない、したがつて金融市場に出てくる国債に対する金を振り向けているということありますけれども、民間の資金需要が少しでも見えるようになります。しかし、金融機関としてはバランスシートの構成の仕方を、もちろんこういう経済情勢ですべてお金を振り向けています。今は恐らく、買つてもらつたら

すぐ国債を買うということをやつておるでしょ

う。国債を買つたらマネーサプライはふえるじゃ

ないです。違います。

○福井参考人 お答えを申し上げます。

民間銀行が国債を買つて政府に供給をする、政

府はそのお金を財政支出として使う。マネーサ

プライはふえますが、民間の経済活動が活発でなけ

れば、民間は借金を返すということで、結局マ

ネーはもとに戻つてしまふということです。そこ

のところが私は大事だ。付加価値創造を生む民間

活動が広がる、民間活動を行つた人がより多く

お金を使うということになつて初めて本当にマ

ネーサプライがふえるわけです。そのところを

が曇つてゐるとすれば、日本銀行は、情報を与え

て金融機関の目の曇りを消していかなければ

いい、そして、現実にそこにお金を流していくため

のさまざまな技術的な工夫に対しても支援をしていかなければいけない。

そういつたことは、こうなればこうなりますと

いうほど単純でないがゆえに地道と申し上げまし

た。地道と言うとおしかりを受けるかも知れませ

んが、一つ一つパイプをやはり解きほぐしてい

く。金融政策は、金融論の理屈からいえば割り

切つてさつと一本の線をかけるかもしれません

が、本当は、地に足をついた、非常に地道で広が

りのある努力という面も大きいわけでございま

す。繰り返して申し上げますが、そういうサービ

スをきちんとやつていただきたいということでござい

ます。

○山本(幸)委員 私と議論するときに、地道だと

かそんなわけのわからぬ言葉を使わないでください

いと言つておるんですよ。

あなたがおつしやったように、日本銀行が長期

国債を買いつけることによって、そのふえ方が、

スピードにもよるけれども、スピードを速くすれ

ば必ずデフレ期待は直つていくんじゃないです

よつたら、まあ株は限度があるから株へは簡単に行かないかもしれないけれども、余裕があるところは行くでしょ。そういうことを考えてやつて

いるでしょ。今は恐らく、買つてもらつたら

すぐ国債を買うというのをやつておるでしょ

う。国債を買つたらマネーサプライはふえるじゃ

ないです。違います。

○福井参考人 お答えを申し上げます。

民間銀行が国債を買つて政府に供給をする、政

府はそのお金を財政支出として使う。マネーサ

プライはふえますが、民間の経済活動が活発でなけ

れば、民間は借金を返すということで、結局マ

ネーはもとに戻つてしまふということです。そこ

のところが私は大事だ。付加価値創造を生む民間

活動が広がる、民間活動を行つた人がより多く

お金を使うということになつて初めて本当にマ

ネーサプライがふえるわけです。そのところを

が曇つてゐるとすれば、日本銀行は、情報を与え

て金融機関の目の曇りを消していかなければ

いい、そして、現実にそこにお金を流していくため

のさまざまな技術的な工夫に対しても支援をしていかなければいけない。

そういつたことは、こうなればこうなりますと

いうほど単純でないがゆえに地道と申し上げまし

た。地道と言うとおしかりを受けるかも知れませ

んが、一つ一つパイプをやはり解きほぐしてい

く。金融政策は、金融論の理屈からいえば割り

切つてさつと一本の線をかけるかもしれません

が、本当は、地に足をついた、非常に地道で広が

りのある努力という面も大きいわけでございま

す。繰り返して申し上げますが、そういうサービ

スをきちんとやつていただきたいということでござい

ます。

○山本(幸)委員 私と議論するときに、地道だと

かそんなわけのわからぬ言葉を使わないでください

いと言つておるんですよ。

あなたがおつしやったように、日本銀行が長期

国債を買いつけることによって、そのふえ方が、

スピードにもよるけれども、スピードを速くすれ

ば必ずデフレ期待は直つていくんじゃないです

よつたら、まあ株は限度があるから株へは簡単に

行かないかもしれないけれども、余裕があるところ

は行くでしょ。そういうのを考えてやつて

いるでしょ。今は恐らく、買つてもらつたら

すぐ国債を買うというのをやつておるでしょ

う。国債を買つたらマネーサプライはふえるじゃ

ないです。違います。

○福井参考人 お答えを申し上げます。

民間銀行が国債を買つて政府に供給をする、政

府はそのお金を財政支出として使う。マネーサ

プライはふえますが、民間の経済活動が活発でなけ

れば、民間は借金を返すということで、結局マ

ネーはもとに戻つてしまふということです。そこ

のところが私は大事だ。付加価値創造を生む民間

活動が広がる、民間活動を行つた人がより多く

お金を使うということになつて初めて本当にマ

ネーサプライがふえるわけです。そのところを

が曇つてゐるとすれば、日本銀行は、情報を与え

て金融機関の目の曇りを消していかなければ

いい、そして、現実にそこにお金を流していくため

のさまざまな技術的な工夫に対しても支援をしていかなければいけない。

そういつたことは、こうなればこうなりますと

いうほど単純でないがゆえに地道と申し上げまし

た。地道と言うとおしかりを受けるかも知れませ

んが、一つ一つパイプをやはり解きほぐしてい

く。金融政策は、金融論の理屈からいえば割り

切つてさつと一本の線をかけるかもしれません

が、本当は、地に足をついた、非常に地道で広が

りのある努力という面も大きいわけでございま

す。繰り返して申し上げますが、そういうサービ

スをきちんとやつていただきたいということでござい

ます。

○山本(幸)委員 私と議論するときに、地道だと

かそんなわけのわからぬ言葉を使わないでください

いと言つておるんですよ。

あなたがおつしやったように、日本銀行が長期

国債を買いつけることによって、そのふえ方が、

スピードにもよるけれども、スピードを速くすれ

ば必ずデフレ期待は直つていくんじゃないです

よつたら、まあ株は限度があるから株へは簡単に

行かないかもしれないけれども、余裕があるところ

は行くでしょ。そういうのを考えてやつて

いるでしょ。今は恐らく、買つてもらつたら

すぐ国債を買うというのをやつておるでしょ

う。国債を買つたらマネーサプライはふえるじゃ

ないです。違います。

○福井参考人 お答えを申し上げます。

民間銀行が国債を買つて政府に供給をする、政

府はそのお金を財政支出として使う。マネーサ

プライはふえますが、民間の経済活動が活発でなけ

れば、民間は借金を返すということで、結局マ

ネーはもとに戻つてしまふということです。そこ

のところが私は大事だ。付加価値創造を生む民間

活動が広がる、民間活動を行つた人がより多く

お金を使うということになつて初めて本当にマ

ネーサプライがふえるわけです。そのところを

が曇つてゐるとすれば、日本銀行は、情報を与え

て金融機関の目の曇りを消していかなければ

いい、そして、現実にそこにお金を流していくため

のさまざまな技術的な工夫に対しても支援をしていかなければいけない。

か。違いますか。

○福井参考人 現状、お金のもとになりますべースマネーと申しますか、日銀当座預金がふえる形で非常に大量の流動性を供給している。先生のおつしやるようなお金の流れが本当に生きているんだとすれば、それをもとにマネーサプライが相当ふえていなきやいけない。マネーサプライは確かに幾らかふえておりますけれども、極めて不満足な伸び率しかふえていない。

それは、民間が、有効にそのお金を使う道をまだ十分見出しているいか、見出していくとも、金融機関のリスクを回避する気持ちが強くて、そこにお金をつけていないか、どちらかだ。そういうことで、結局お金は過去の借り入れの返済という形でもとに戻ってきてしまっているということではないかというふうに思っています。

したがいまして、お金が、単純にもとに戻るのではなくて、付加価値創出という活動に使われて、資金需要がさらによくとしていくといふのが高といふものが多くなるようにして、民間に滞留する残りがあります。

○山本(幸)委員 マネタリー・ベースを伸ばしてもふえないというのは、それはまたストップ・アンド・ゴーをやっているからふえないんですよ。おつしやったように通貨乗数が落ちているんだつたら、その落ちた分を考えどんどんふやせば、必ずふえていきますよ。もしそれがふえないとあなたが言うんだつたら、四百兆円ある国債を日本銀行が全部買いつつ、何も変わりませんよ。そうしたら、税金なんか上げる必要ないんだ。全部買いたいけど、何も変わらなければ、必ずインフレ期待が生ずることになるんですよ。そのところを理解していないようでは、僕は金融理論を理解しているとはとても思えない。

では、その場合に、そういう状況で金が回つくると言つておられるけれども、そんなことはないんで、これは時間のあるときりますけれども、日本銀行が金を出すという姿勢を続けていく限りは、必ず市中にお金は出ますよ。そのときに、スマネーと申しますが、日銀当座預金がふえる形で非常に大きな危機になるんではないかというふうに思つております。

本銀行が金を出すといつ姿勢を続けていく限りはどうもそのところは理解されないようだか

ら、最後にもう一個聞きますが、そういうふうに金融機関がそれは回らないといつたら、では、日本銀行は直接マネーサプライをふやすような政策を考えることもあり得ると思いますが、例えばETFを買うとかなんとか、そういうことをあなたは考へておられるんですか。

○福井参考人 マネーサプライをふやす非常に有力なルートが銀行貸し出しということで今までお話を申し上げておりますけれども、マネーサプライをふやすルートはそれだけではない、おつしやるとおりでございます。日本銀行が直接マーケットからいろいろな債券を買う、結果としてマネーサプライがふえる、このルートも非常に重要

要。日本銀行はそこも今後とも重視していきた

い。

これは、オペレーションの対象とする債券の種類、資産の種類、これが最も有効なものを取り上げていかなきやならない。ETFというものを取扱うかどうかは別にいたしまして、民間の新しい価値創出活動にしっかりとつながつていて、市場において安定性のあるような資産については、日本銀行としては、オペの多様化、オペの効果を上げるために、そういう道具立てについてはきちんと評価しながら取り上げていきたい、そういうふうに考へています。

○山本(幸)委員 どうもあなたは、最初の、国債買い切りを続けていつたらそういう経路があるとういうことを理解しておられないよう思いますが、その結果、何か少し、小出し、後追いを結局続けるような印象を持ちまして、大変危惧を感じています。

もう一日間ありますから、二十日のあなたの就任会見が最大の勝負ですよ。そのときにはつきり行きがある程度見えたというので一たん値上がりをしているんだどう。しかし、これは、実際に戦争が始まれば、どのようになるのか、期間がどのくらいかかるのかも含めて、その影響が世界にど

い。非常に心配ですね。そのことを私は、しつかりと覺悟して、もう一日あるから、よく考えてもらいたい、そのことを申し上げて、質問を終わります。

○小坂委員長 次に、生方幸夫君。

○生方委員 民主党の生方幸夫でございます。

参考人の皆様におかれましては、お忙しい中、当委員会にお越しいただきましたことをお礼申し上げます。

山本委員の質問を聞いていますと、きのう、たしか自民党さんは同意人事に賛成をしたはずなんですか。何やら賛成をしていないようで、我々はもともと、国会で同意をする前に、きちんとこの委員会で呼んでお話を聞いて、その上で、総裁としてふさわしいか、副総裁としてふさわしいかどうかを判断するべきだというふうに主張してきたんですけども、残念ながら自民党さんの方がそういうことをしてくれなくて、きょう初めてそういう機会を持つた。山本委員は、もしこれを聞いていたら、では先週の採決のときは福井総裁については反対をしていたかどうか聞きたいんですけども、山本さんが参考人ではないので、参考の方に質問を戻してお話をさせていただきたいと思います。

恐らく、きょうの十時から、ブッシュ大統領がイラクに対する攻撃は四十八時間以内に行なうといふような演説をしているんではないか、もう終わつたんだと思います。これは世界的に、もちろん戦争という非常に大変な事態を引き起こすわけですから、経済にも非常に大きな影響が出てくるだろう。

きょうの株価は午前中は一たん値上がりをしていました。

もう一日間ありますから、二十日のあなたの就任会見が最大の勝負ですよ。そのときにはつきり行きがある程度見えたというので一たん値上がりをして、その後、いかに戦争が始まれば、どのようになるのか、期間がどのくらいかかるのかも含めて、その影響が世界にどのよう波及していくのかも含めて、経済的にも大変大きな危機になるんではないかというふうに思つております。

特に、今の日本の経済の状態は、半病人から本当に厳しいあらしが吹き荒れるわけでございまして、そういう大事な時期にまさに新日銀総裁が誕生するということで、大変御苦労もこれから多いと思いますが、まだ国会で同意されてから少しの時間しかたっていない中で、急にこういう事態に對処しなければいけないです。

まず最初に、日銀としての危機管理、まさにこれは、恐らく危機になることは間違いないというふうに思いますので、日銀としての危機管理体制をどのようにお立てになるように考えておられるのか、そこからお伺いしたいと思います。

○福井参考人 私が正式に着任する前に戦争が始まりました。いすれにせよ、戦争が始まりますと、日本銀行の運営も戦時モードでいかなければならぬ、つまり危機対応ということにうんとウエートをかけていかなければならないというふうに思つております。

日本銀行が今進めております金融緩和政策、恐らく二つの方向を意識しながらだと思ひます。それは、一つは、先ほども申し上げましたとおり、日本経済が引き続き非常に厳しい状況にある。わざりやすく言いますと、外からのショックに対し非常に弱い、ショックに対して脆弱な状況にある、これが基本認識だと思います。したがいまして、日本銀行の進めております緩和政策その他の政策は、まず第一に、ショックを金融あるいは資本市場の中においていたずらに増幅させない、ショックを増幅させて人々の不安感を大きなものにしない、こういうことをまず念頭に置いてやつて、日本銀行の進めております緩和政策その他の政策は、まず第一に、ショックを金融あるいは資本市場の中においていたずらに増幅させない、

影響を出そ。こういう二つの目標を頭に置いて

金融政策は進められてきているというふうに思ひます。

今後ともその点は変わらないわけでありますけれども、とりあえず、その入り口の、ショックが及んできたときに、マーケットで、これが、不安心理が渦巻く形で増幅する、ここは中央銀行が身を挺してやはり対応しなければならない。そこに重点を置いて、少なくとも開戦当初の大きなショックは防いでいかなければならぬ。

恐らく、ショックのある程度緩和することができても、戦争の影響というのは、世界経済それから日本経済の先行きの動きに對しては実質的にやはり厳しい影響を及ぼしてくるだろう、これがデフレ克服の努力に対しさらなる負担をかけてくるだろう。これは、先行きの情勢判断をより研ぎ澄まして見ていかなければならぬポイントだ、おおよそそ今のところはそういうふうに考えております。

○生方委員 二つお伺いしたいんですけれども、日銀の中に、今、戦争が始まつた場合、危機対応チームみたいなものをおつくりになるつもりがあるのかどうかというのが一点と、外からのショックに非常に日本が弱いということと、そのショックに対応するために身を挺して日銀は闘つていいというふうにおつしました。重ねて、日銀の説明責任ということを福井参考人は先ほどからおつしやつておりますので、具体的にどんなことを日銀がおやりになれば日本経済に与えるショックを少なくすることができるのか、その二点をお伺いしたいと思います。

○福井参考人 どういうチームをつくるかというのは……（生方委員「いや、どういうチーム、チームをおつくりになるつもりがあるのかどうか」と呼ぶ）はい。

日本銀行は、金融市场を運営するための部局がございます。これは二十四時間態勢で世界のマーケットをウォッチいたしております。この態勢を強化しながらやつていくのが恐らく基本だらうと思ひますが、二十日から任命されます私と

二人の副総裁、これがそのチームをきちんと指導していくくといふことがコアになるだらうといふに思ひます。

それから、速水総裁が現になさつておられるることを見ておりますと、日本銀行は既に戦時モードに少し入つてゐるのかな。流動性の追加供給といふところから既にステップを踏み出しているわけでありまして、マーケットの反応をよく見なが

ります。

新たなショックの及び方を見ながら、そこは対応を考えたい。

今から予断を持つてこれをすることではございませんけれども、やはり市場に足元を見透かされないようにやつていただきたいということでござります。

○生方委員 予断を持つて何か言うことなど説明責任との関係が非常に難しいと思うんですね。事前に言つていいことと言わなくてまずかつたことと両方あると思いますので。

いずれにせよ、金融政策というのは非常に難しい問題でございますし、それにもかかわらず、国民の生活に非常に密接にかかわる問題でございま

す。インフレターゲットの問題も、アナウンス効果ということできつと山本議員も言つたんだろう

といふに思ひます。その辺の効果や、その反動も含めて、いろいろその都度きちんと国民に説明をしていただければ、日銀が持つてゐる機能は非常に私は大きいと思ひます。

結果として私は十全に果たされてゐるというふうには必ずしも思つていません。

それが果たされない原因の一つに、日銀がおやりにならうとしていることがいま一つ国民に十分伝わっていないといふこともあります。速水総裁は御高齢ということもございましたので、ここにまたおつしやつていただきましたが、我々も余り突つ込んで質問をするのがはばかられるような状態もございましたので、ぜひともそういう説明責任を果たしていただきますようにお願いを申し上げます。

それから次にお伺いしたいんですが、五年前に

新日銀法ができまして、日銀の独立性というのが非常に確保されたわけでございます。

日銀から経済財政諮問会議に出席もなさいますし、その一方で、政府からは、担当大臣が政策委員会にて意見を述べることもできるし議決を延べることもできるようになつたということは承知をいたしております。今度、福井さんが小泉総理でありまして、新たに政府と日銀のまた定期的な会合を開くんだということをお決めになつた

ということが新聞にておりましたが、これはまさに屋上屋を重ねることにならないか。

既にこれだけ日銀と政府とはいろいろな会合を開いてるわけで、そこの上にまた総理との会合を開くということは屋上屋を重ねることにならないかといふことと、日銀の独立性がそのことに伴つたことと両方あると思いますので。

新日銀法ができまして、日銀の独立性というのを得られれば、独立性のよさとということが国民の皆さんにわかつていただける、そういう段階に既に移つてゐるのではないかといふに思ひます。

したがいまして、生意気なようですがれども、政府との間ではむしろ好んで議論をさせていただきたい、そういう姿勢で臨みたいといふに思つています。

○生方委員 そうしますと、今まで経済財政諮問会議にて発言をしていたのでは不十分だというふうな理解だと、いうことでよろしいですか。○福井参考人 大変失礼いたしました。経済財政諮問委員会のことを、私はお答えいたしませんが、したけれども、経済財政諮問委員会の議事録は私も比較的詳しく読ませていただいております。

あの場の議論というのは、実は非常に広範囲な政策テーマが議論されていまして、金融政策と政府の政策との整合性というふうな点に、もちろん時間が割かれてはおりますけれども、それだけで十分かどうかという点になりますと、そこにしつかり焦点を当てて、そのための会議がもう一つあるということは必ずしも屋上屋にはならない。

そして、定期的というのは一体何回ぐらいですかといふところはまだ決まっておりません。これは私もまだ希望を申し上げておりませんが、ただいたずらに機械的に一定のインターバルというこになりますと、先生御指摘のとおり重複感が出ますたとおり、相乗効果が出るようない組み立て方を目指して建設的な議論をさせていただきました。い、こういうふうに申し上げました。

独立性が阻害されるのではないか、大変御心配をいたしております。その点は私も非常にありがたく思ひますが、私自身の気持ち、日本銀行の独立性は五年前に成立した新日銀法によつてしっかりと担保されているといふうに認識しております。

法律できちんと担保されているのですから、日本銀行は独立性に対し守りの姿勢に入ろうと

いる気持ちは私にはございません。むしろ、積極的に開く必要はないというぐらいの感覚が、政府と

日銀と両方で共有でなければ運営ができるのかもしれません。やはりこれは、機動的に、必要なときは頻繁に、必要でなければそんなに頻繁に開く必要はないというぐらいの感覚が、政府と

ことは、日銀に対しても要求ばかりいろいろ突きつけられているので、我が方としても政府にきちんと要求を、言ひたいことはきちんと言つていいことを、日銀に対しては要求ばかりいろいろ突きつけられています。

私は、福井さんとのインタビュー記事、いろいろ

読ませていただきましたが、政府に対してもいろいろ御批判というか意見を述べております。その中で、政府の歳出構造が非常に硬直的である、税制改革も不十分であり、財政に期待されている資源再配分機能が十分に發揮されていないという御指摘もなさっております。福井さんが政府に対して注文をつけるとすれば、今ここに申し上げましたことに対しても、具体的にはどのように政府がやるべきだというふうにお考えでしょうか。

○福井参考人 既に国会で議決のされました前年度の補正予算、それから今参議院で審議中の新年度予算、その中身を見ておりますと、確かに、以前に比べますと、資源の再配分あるいは税制の面でも新しい動きが入ってきてるというふうに私は思っています。

しかし、この今の難しい経済に対して先行きの展望をきちんと早く見出していくためにそれで十分かという点になりますと、やはりまだ資源を古いところに張りつけ過ぎてはいないか。もつと新しいところに資源を振りつけていく。そのためにはかなり、既得権をお持ちの方々に犠牲を強いるというふうな、政治的には難しいプロセスを経ざるを得ないかもしれません、そこは、日本銀行の政策がよりよき効果を上げるためにも、つまり、日本銀行が供給いたしますお金は、将来の希望が開けるような方向で使つていただける方のために出している、政府のお金の配分も、政府の判断によつてそういう方向にお金がついています。

したがいまして、今後さらにいろいろな施策をとることになつて初めて財政政策と金融政策の相乗効果が出来る、こういうふうに思つております。

○生方委員 今おっしゃったことはまさにそのおりだと思うんですが、今年度予算を見ても昨年の補正予算を見ても、必ずしもピントが合つてゐるわけじゃなくて、旧態依然たる予算のつくり方をしていることは間違いないわけでございますの

で、ぜひともその辺は、日銀総裁として、これから忌憚のない意見をどんどん政府側に述べていたら、それともう一つなんですが、今、日銀はたくさんの中で運用する先がないからまた国債を買うといふ格好で、国債がぐるぐるぐる回っているだけ、福井さんがおっしゃるように、本当に必要な企業にお金が回つていいというの

に思つておられますか。

○福井参考人 これはなかなか難しい課題でございます。つまり、日本銀行がお金を供給するといふその動作だけであらゆるパイプが自然にほぐれてお金が円滑に回るということではないといふのは、これまでの金融政策の実行ぶりとその成果、これを見た場合に、単純にそれだけでは動かないということは明らかになつています。

したがいまして、日本銀行としては、お金を供給いたします場合に、どういう道具立てでやつていか、どういうものを担保にとっていくか、どういうものを買い取り対象の資産としていくか、どういうものを日本銀行が受け取ることによつて、民間の活動、これから新しくいろいろな活動をしていくか、どういう人々に刺激効果が及ぶようになりますが、金融サービス業の本当の担い手であります金融機関、この親玉と認識しておりますが、金融サービス業の本当の担い手であります金融機関は、まさに金融機関自身もキャッシュフローを生まないから、せつから受け入れた増資が本当の効果を出さないということになつてしまります。

したがいまして、日本銀行が持てる情報を十分金融機関に差し上げたいし、金融機関の悩みも十分日本銀行は聞きながら、金融機関がやはり金融市場にもっと前向きに出て、増資という大きなバックグラウンドを得たわけですから、新しいリスクテークのための行動に出られるように、いろいろ御相談にあずかりたい、こういうふうに思つております。

○生方委員 増資をしましたけれども、ほとんどが今度の株の下落ですっ飛んじやつたんじゃないかというふうに言われておりますので、リスクをとる余地は、実際問題、ないと思うんですね。福井さんはかねてから公的資金導入に熱心だったんですけども、今のお話を聞くと、実際、增资しましたけれども、これは株の下落によってはとんどもうなくなつてしまつたわけですから、リスクをとるためにはやはり思い切った公的資金を導入すべきだというのは、今でもお考えが変わらないということを理解してよろしいですか。

第二は、日本銀行としては、先ほど申し上げましたように金融サービス業の親玉と認識しておりますが、金融サービス業の本当の担い手であります民間の金融機関、この方々と本当にしつかりと対話ををしていきたいというふうに私は思つています。

○福井参考人 今御指摘の点でございますけれども、私は、公的資金の必要性というのを引き続い

じ続けております。日本の金融システムに潜在する不良債権の大きさ、金融機関がリスクテーク能力をつけるまでの距離感、というものを考えますと、やはり、公的資金投入のパイプというものは、それが上がるようなプレーはできないわけでございま

す。

御承知のとおり、日本の大きな金融機関は、最近、民間の市場におきまして非常に大型の増資を実現したあるいは実現しようとしているところですが、民間の金融機関に対する増資に応じた、お金を出した投資家あるいは事業会社等々の立場からいきますと、民間金融機関は単に増資をしてこれを過去のロスの穴埋めにだけ使うということでは、お金を出した人たちの立場はないわけでございます。民間金融機関は、資本を新しく受けたからは、その資本を生かして、新しく付加価値を生む人たちにお金をつけて、価値創造をサポートしなければいけない。そうでなければ、金融機関自身もキャッシュフローを生まないから、せつから受け入れた増資が本当に効果を出さないということになつてしまります。

したがいまして、日本銀行がシユリックするというふうなやることは非常に困ると思つております。しかしながら、それは、もうこれ以上余り時間をかけないでほしいということが最終目標であります。しかかも、それは、もうこれ以上余り時間をかけないでほしいところがございます。したがいまして、公的資金賛成論者だということにはなつているんですけれども、公的資金を入れることによって、かえつて銀行がシユリックするというふうなやることはなかなか難しいですけれども、責任はきちんと當者の責任を追及するということと銀行をシユリックさせるということとはちょっと別問題。ここは非常に困ると思つております。したがいまして、公的資金賛成論者だということにはなつているんですけれども、公的資金を入れることによって、かえつて銀行がシユリックするというふうなやることはなかなか難しいですけれども、責任はきちんと當者の責任を追及するということと銀行をシユリックさせるということとはちょっと別問題。ここはなかなか難しいですけれども、責任はきちんと當者の責任を追及するとしても、銀行はやはり、いわば体力が落ちているわけですので、政府と銀行經營者の間で、きちんとインフォームド・コンセントを受け入れる、そのかわり、受け入れたら早く市場に出て、新しい公的資金提供のフレームワークができるべきではないか。

○福井参考人 今御指摘の点でござりますけれども、私は、公的資金投入のパイプというのを引き続い

じ続けております。日本の金融システムに潜在する不良債権の大きさ、金融機関がリスクテーク能力をつけるまでの距離感、というものを考えますと、やはり、公的資金投入のパイプというものは、それが上がるようなプレーはできないわけでございま

す。

それともう一つなんですが、今、日銀はたくさんの国債を市中から買い上げて貨幣の供給を多くしているということなんですが、先ほど来の議論にもあるように、せつから多くても、銀行が、市中で運用する先がないからまた国債を買うといふ格好で、国債がぐるぐるぐる回っているだけ、福井さんがおっしゃるように、本当に必要な企業にお金が回つていいというの

したことはございません。よく議論してみたいと
いうふうに思います。

○生方委員 自主性を尊重するというのは、それはそうなんでしょうけれども、でも、今までの経営者の責任というのはやはり明らかにしないと、せつから公的資金を導入、公的資金というのは我々の税金ですから、税金を投入して、責任が一切明らかにされないまま、同じ経営者が同じマインドでやられたんじや、今福井さんがおっしゃるような形で民間にお金が回つていかないと思うんですよ。やはり、そこはそこで思い切った策をどちらなきいかぬといふに思うんですけど、今は言つてのことだとちょっと矛盾するんじやないかと思うんです。

○福井参考人 経営責任はきちんととるというふうに思つてます。私は、モラルハザードを起こすんじやないかというふうに思つてます。いかがでございますか。

○福井参考人 経営責任はきちんととるということは申し上げました。

そして、公的資金投入後の銀行の経営については、新しいコーポレートガバナンスを確立する。場合によつては銀行経営者がかわるというふうなことも含めて、新しいコーポレートガバナンスを確立して、自主的な銀行経営にゆだねる。公的資金を入れたからといって、その後の銀行の経営について、いろいろ細かい干渉が政府から入るということではない方がいいのではないかという意味でございます。

○生方委員 それはそのとおりだと思います。ちょっと角度を変えて伺いたいんですけれども、先ほどもしつかりした返答はなかつたんですが、国債以外にいろいろなものでの資産の分散をしなきやいかぬというのは先ほども述べられました

が、具体的に政府からは、政府からというか自民党さんからというか、ETFを買えとかREITを買えとかあるいは国債の買い切り額をもつとふやせとか、いろいろな要求がこれから出てくると思うんですね。これがから出でてくると思つたけれども、もちろんこれから御検討に

なるということだと思うんですが、株とか不動産をこれ以上、不動産はもちろん買つていませんが、買うというような、そういう、いわゆる伝統的な手法ではない手法を取り入れるおつもりがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○福井参考人 ETFとかREITとかいうふうに非常に限定したお話を拝聴することが多いわけですが、我々としては、より幅広くござりますけれども、我々としては、より幅広く検討してみたい。

実際、民間の事業家の方々の動きなどを見ておられますと、中小企業の方々の動きなども非常に参考になることがございまして、新しい形のCPを発行するとか、シングルトローン、銀行がお金を取り戻すために、シングルトローン、銀行がお金を取り戻すけれども、それはマーケットにつないでいくというふうに、金融市場と資本市場とのパイプをきちんとつけていくような新しい工夫をいたします。

そういうたとこで、どこを日本銀行が直接買入れる対象とするのが金融政策の効果がより上がりやすいかということは、やはりきちんと点検する必要がございますし、いずれにいたしましても、達観して申し上げれば、国債を買うよりは、そういうたとこで、どこを日本銀行が直接買入れる対象とするのが金融政策の効果がより上がりやすいかということは、やはりきちんと点検する必要がありますし、いずれにいたしましても、達観して申し上げれば、国債を買うよりは、そういうたとこで、どこを日本銀行が直接買入れる対象とするのが金融政策の効果がより上がりやすいかということは、やはりきちんと点検する必要がありますし、いずれにいたしましても、達観して申し上げれば、国債を買うよりは、

日本銀行は、恐らく御想像以上に自己資本はそんなに厚くないのでございます。自己資本をどういうふうに割り当てながら、そういうリスク度の高いアセットを金融政策の道具にしていくか。日本銀行としては、キャピタルのアロケーションの問題もきちんと厳密に考えながら、そこは選別していくかなければいけないということをございます。

○生方委員 今でも日銀は非常にたくさん国債を買っているわけで、これは、国債が、長期金利が上がれば、いつ暴落するかわからぬわけですね。この暴落に対しては、どのようにリスクヘッジをなさつておるんですか。

○福井参考人 先ほど申し上げましたのは最終的な信用リスクのお話でございますが、今お尋ねがありましたのはマーケットリスク、市況の変動によるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○福井参考人 ETFとかREITとかいうふうに非常に限定したお話を拝聴することが多いわけですが、価格変動準備金等の形で内部留保を引き当てることによって、想定されるリスクに対してもかなりの程度カバーしている、こういうふうな状況でございます。

○生方委員 先ほど岩田参考人の方から、デフレ克服に関連してお話があつた中で、具体的に三つほど案が出されました。福井総裁候補もお伺いになつたと思いますが、この三つの政策について、福井さんはどのような、これはいいというのか、ここはちよつと違うよというのか、御意見を聞かせていただきたいと思います。

○福井参考人 岩田先生の御意見につきましては、かねてから岩田先生の御著書その他で勉強させていただいておりまして、きょうまた改めて、ここでの意見表明ということで非常にわかりやすく御説明があつて、私も、岩田先生の物の考え方について理解を深めた次第でござります。幾つかおっしゃいましたけれども、日本銀行が最終的に目指す物価安定というはどういうものかというのをもうちよつとほつきりした方がいいのではないかという御指摘がございまして、これではないかという御指摘がございまして、これではないかという御指摘がございまして、ここでの意見表明ということで非常にわかりやすく御説明があつて、私も、岩田先生の物の考え方について理解を深めた次第でござります。

日本銀行は、恐らく御想像以上に自己資本はそんなに厚くないのでございます。自己資本をどういうふうに割り当てながら、そういうリスク度の高いアセットを金融政策の道具にしていくか。日本銀行としては、キャピタルのアロケーションの問題もきちんと厳密に考えながら、そこは選別していかなければいけないということです。

○生方委員 今でも日銀は非常にたくさん国債を買っているわけで、これは、国債が、長期金利が上がれば、いつ暴落するかわからぬわけですね。この暴落に対しては、どのようにリスクヘッジをなさつておるんですか。

フラットな形で安定させるということをベースに、政策効果の浸透を図ろうとしているわけでございまして、現在の政策との連続性、それから、これから恐らく日本銀行がもう少し横に幅広くやつていくとは思いますが、私はそんなんに違和感がないというふうに思っています。

○福井参考人 先ほど申し上げましたのは最終的な信用リスクのお話でございますが、今お尋ねがありましたのはマーケットリスク、市況の変動によるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○福井参考人 先ほど岩田参考人の方から、デフレ克服に関連してお話があつた中で、具体的に三つほど案が出されました。福井総裁候補もお伺いになつたと思いますが、この三つの政策について、福井さんはどのような、これはいいというのか、ここはちよつと違うよというのか、御意見を聞かせていただきたいと思います。

○福井参考人 岩田先生の御意見につきましては、かねてから岩田先生の御著書その他で勉強させていただいておりまして、きょうまた改めて、ここでの意見表明ということで非常にわかりやすく御説明があつて、私も、岩田先生の物の考え方について理解を深めた次第でござります。幾つかおっしゃいましたけれども、日本銀行が最終的に目指す物価安定というはどういうものかというのをもうちよつとほつきりした方がいいのではないかという御指摘がございまして、これではないかという御指摘がございまして、これではないかという御指摘がございまして、ここでの意見表明ということで非常にわかりやすく御説明があつて、私も、岩田先生の物の考え方について理解を深めた次第でござります。

日本銀行は、恐らく御想像以上に自己資本はそんなに厚くないのでございます。自己資本をどういうふうに割り当てながら、そういうリスク度の高いアセットを金融政策の道具にしていくか。日本銀行としては、キャピタルのアロケーションの問題もきちんと厳密に考えながら、そこは選別していかなければいけないということです。

○生方委員 今でも日銀は非常にたくさん国債を買っているわけで、これは、国債が、長期金利が上がれば、いつ暴落するかわからぬわけですね。この暴落に対しては、どのようにリスクヘッジをなさつておるんですか。

という印象があるわけですけれども、国民への説明責任というのは、まず国民の代表である私たちにきちんと説明をしていただくことが第一でございますので、その点はよろしくお願ひをいたしたいと思います。

三つ目でございますけれども、これらの質問にかかるるわけであります、市場との対話が必ずしも十分ではなかつたんじやないかということがございます。

（といひますのも、ゼロ金利政策にしろあるいは量的緩和にしろ、これまで日銀がやつたことのない非常にド拉斯チックな政策だつたわけですけれども、これは必ずしも日銀が積極的にやつたといふ印象を持たれなかつた。どつちかというと、外部からの圧力に負けて嫌々日銀がやつたと。何からみずからこの効果をおとしめるかのようなパフォーマンスがあつたということを私は反省すべき点ではないかと、いうふうに思つておりますし、市場との対話ということにつきまして、福井参考人、どのように今後取り組んでいかれるか、お伺いをいたしたいと思います。

○福井参考人 市場は、経済原則にのつとつて動いている部分と、魔物のように不規則に動く部分と、両方まざつています。中央銀行から見ますと、市場は非常に有力な味方でありますと同時に、大変手ごわい相手でございます。

したがつて、こういうやり方で対話という、一定のパターンはないわけでございますが、やはり中央銀行は、先を読む、そして手先を打つということが常になると、後から弁明ということになつてまいりますと、市場から逆に足元を見透かされるということの繰り返しになりかねない。そういう意味では、市場との対話ということは、常に先取りしながら物を考えており、現状よりは先を読んだ情勢判断が必要であり、したがつて早い行動が要る。

そして、海外の中央銀行との間で、マーケットの情報について綿密なる意見交換が常に行われてゐるということが大事だというふうに思います。

当面、イラクの問題が起つて、いろいろな形のシヨツクが日本の市場にも及んでくるといった場合にも、海外の中央銀行との情報交換ということでおざいますので、その点はよろしくお願ひをいたしたいと思います。

三つ目でございますけれども、これらの質問にかかるるわけであります、市場との対話が必ずしも十分ではなかつたんじやないかということがございます。

（といひますのも、ゼロ金利政策にしろあるいは量的緩和にしろ、これまで日銀がやつたことのない非常にド拉斯チックな政策だつたわけですけれども、これは必ずしも日銀が積極的にやつたといふ印象を持たれなかつた。どつちかというと、外部からの圧力に負けて嫌々日銀がやつたと。何からみずからこの効果をおとしめるかのようなパフォーマンスがあつたということを私は反省すべき点ではないかと、いうふうに思つておりますし、市場との対話ということにつきまして、福井参考人、どのように今後取り組んでいかれるか、お伺いをいたしたいと思います。

○福井参考人 最近起つております株安、日本の株価の下落率と諸外国の株価の下落率を比べて、同じであるとか、あるいはむしろ日本の株価の下落率の方が見えだしに比べて少し少ないとか、いろいろな論評をなさる方がござりますけれども、私はそういう、現在、諸外国との株価の下落率の大小ということを比較することにはほとんど意味がないというふうに思つております。それはなぜかと申しますと、日本経済の実態がシヨツクに一番弱い状況にあるということでありますので、海外に比べて株価の下落幅が大きいから小さいかに関係なく、株価の下落が日本経済に及ぼすシヨツクは非常に大きいのだという認識をしつかり持たなければいけないということ。

そして、これが地政学的情勢の変化からとおっしゃいました。そういうことを、発信源が見ると、結局のところ、マーケットは、それぞの国経済あるいは金融の弱いところを目がけて、こういうところにはシヨツクを及ぼしてしまいますけれども、日本の金融機関が、過去の日本資本主義経済のパターンの中で株式保有というのをたくさん行つていて、株価変動の影響と銀

り持たなければいけません。

対応としては、政府も日銀もそうですが、マーケットが変動するときに、慌てた対応が一番いけない。慌てた対応は、マーケットから足元を見透かされたことがあります。したがいましてお伺いをいたしたいと思います。

（これは言うまでもなく、イラク問題で、我が國の地政学的なリスクということから、経済のパフォーマンスでなくて、政治・外交面から株安に至つている、こういうことであります。これに日銀はどう対応をされるお考えなのか、福井参考人にお伺いしたいと思います。

○福井参考人 最近起つております株安、日本の株価の下落率と諸外国の株価の下落率を比べて、同じであるとか、あるいはむしろ日本の株価の下落率の方が見えだしに比べて少し少ないとか、いろいろな論評をなさる方がござりますけれども、私はそういう、現在、諸外国との株価の下落率の大小ということを比較することにはほとんど意味がないというふうに思つております。それはなぜかと申しますと、日本経済の実態がシヨツクに一番弱い状況にあるということでありますので、海外に比べて株価の下落幅が大きいから小さいかに関係なく、株価の下落が日本経済に及ぼすシヨツクは非常に大きいのだという認識をしつかり持たなければいけないということ。

（○福井参考人 先ほど私は、シヨツクが及んでくるとすれば、日本経済とか日本の金融の持つている弱点のところをついてくるんだ、こういうふうに申し上げました。日本経済は、デフレスパイアルに陥りかねない厳しい状況にある実体経済、それから金融の面では、引き続き金融システムが安定化するまでの努力の途上にある、こういうこと

についてはどうお答えいただけますでしょうか。）

（○福井参考人 先ほど私は、シヨツクが及んでくるとすれば、日本経済とか日本の金融の持つている弱点のところをついてくるんだ、こういうふうに申し上げました。日本経済は、デフレスパイアルに陥りかねない厳しい状況にある実体経済、それから金融の面では、引き続き金融システムが安定化するまでの努力の途上にある、こういうこと

り持たなければいけません。

対応としては、政府も日銀もそうですが、マーケットが変動するときに、慌てた対応が一番いけない。慌てた対応は、マーケットから足元を見透かされたことがあります。したがいましてお伺いをいたしたいと思います。

（これは言うまでもなく、イラク問題で、我が國の地政学的なリスクということから、経済のパフォーマンスでなくて、政治・外交面から株安に至つている、こういうことであります。これに日銀はどう対応をされるお考えなのか、福井参考人にお伺いしたいと思います。

（○福井参考人 最近起つております株安、日本の株価の下落率と諸外国の株価の下落率を比べて、同じであるとか、あるいはむしろ日本の株価の下落率の方が見えだしに比べて少し少ないとか、いろいろな論評をなさる方がござりますけれども、私はそういう、現在、諸外国との株価の下落率の大小ということを比較することにはほとんど意味がないというふうに思つております。それはなぜかと申しますと、日本経済の実態がシヨツクに一番弱い状況にあるということでありますので、海外に比べて株価の下落幅が大きいから小さいかに関係なく、株価の下落が日本経済に及ぼすシヨツクは非常に大きいのだという認識をしつかり持たなければいけないということ。

（○福井参考人 先ほど私は、シヨツクが及んでくるとすれば、日本経済とか日本の金融の持つている弱点のところをついてくるんだ、こういうふうに申し上げました。日本経済は、デフレスパイアルに陥りかねない厳しい状況にある実体経済、それから金融の面では、引き続き金融システムが安定化するまでの努力の途上にある、こういうこと

行經營との間に十分な遮断がなされていない、これがまた、ただでさえ弱い金融システムの弱さを一層増幅しているというふうに多分市場は見ていると思います。

したがいまして、昨年から日本銀行が行つておられる人間としても評価できる措置じやないかと考えております。

まだ日本銀行の買い取り枠というものは余裕があると聞いています。将来、増枠をする必要があるかないかなどについては、今私が申し上げました、この措置の意味合いといふものに向かっておりません。

まだ日本銀行の買い取り枠というものは余裕があると聞いています。将来、増枠をする必要があるかないかなどについては、今私が申し上げました、この措置の意味合いといふものに向かっておりません。

そこで、日銀に対しましては、何せ今、株を売る圧力ばかりで買う方がないということから、買い取り、これは上限二兆円ということで、既に九千億円以上の実績があるわけございますけれども、この二兆円の銀行保有株の買い取り枠をさらに広げたらどうか、これを日銀に要請しようとして先日このプロジェクトチームの中では一致をしたわけですが、この要請についてはどうお答えいただけますでしょうか。

（○福井参考人 先ほど私は、シヨツクが及んでくるとすれば、日本経済とか日本の金融の持つている弱点のところをついてくるんだ、こういうふうに申し上げました。日本経済は、デフレスパイアルに陥りかねない厳しい状況にある実体経済、それから金融の面では、引き続き金融システムが安定化するまでの努力の途上にある、こういうこと

（○福井参考人 ところ、新らしい総裁、副総裁、三月二十日に就任をされるわけでありますけれども、非常に微妙なタイミングといいますか、イラク問題を考えてみましても、ちょうどそのころに場合によつては攻撃が開始されるかもしれないという時期でございますし、また、三月の期末

を目前に控えている、こういう時期でございま
す。ところで、今、定期の政策委員会・金融政策決
定会合は四月の七、八ということで予定されてい
るわけですから、私は、現下の緊急事態を考
えますと、福井参考人が総裁に就任されたら、時
を置かずに臨時に緊急の会合を開いていたいと
当面の課題を検討していただく、そういう柔軟
な、スピードイーな対応が必要ではないかと考え
ますが、この点についていかがございましょう
か。

○福井参考人 お答えを申し上げます。

危機に対してもしっかりと対応したい、ただし予
断を持つて臨まない。これは非常に大事な点でござ
いまして、危機には当然と立ち向かわなければ
いけませんが、予断の行動で危機に対応できると
いうふうにも考えておりません。状況の変化をき
ちんと把握してもちろん機敏な対応をさせていた
だきますが、予断を持つて臨まないという点も明
言させていただきたいというふうに思います。

○石井(啓)委員 それでは、お三方にそれぞれお
伺いしたいと思いますけれども、きょうの最初の
意見の陳述の中でも、お三方の意見、それぞれに
若干色合いの違いがあつたと思います。私は、そ
れは結構なことだと思います。三人がいつも
同じ意見だというのは変なことでございますし、
むしろ日銀の首脳部の間でしっかりと意見を闘わせ
ていたら、よりよい方向に進めていたくとも
いうことが大切だと思いますし、私はその点で岩
田参考人に大変期待をすることでございますけ
れども、今後、総裁、副総裁に就任されまして、
三首脳の間でどういうふうな意思疎通を図つて
いくのか、意見の交換をしていくのか。方針につ
いて、取り組みについて、それぞれお三方から最
後、お答えをいただきたいと思います。

○福井参考人 私ども三人は、政策委員会のメン
バーでありますとともに、執行役員でございま
す。執行役員いたしましては、日本銀行のマネ
ジメントを過不足なく、効率よく運営していく
か。

ければいけない。そういう意味では、執行部とし
てはやはり強い結束が要る。異なる意見は大歓
迎、私は大歓迎するたちでござりますけれども、
執行部としての統一的な実行力というものにいさ
さかの陰りも、それを及ぼしてはならない。そう
いう意識の持ち方が必要だと思います。
一方、政策委員会のメンバーとしては、他の政
策委員のメンバーの方々と同じく、いずれも等しく
一票を持っているわけでございます。その一票
の力を等しく出していただき、合議体としての
政策決定プロセスに万全を期したい。合議体に
よって意思決定をするということは、それぞれの
意見が異なっていて、単純に多数決で決めるとい
うふうな、そういうものではないと私は認識して
おります。合議体は新しい価値創造の場だとい
うふうに思つております。新しい価値発見を伴う
ような答えをみんなでつくり出していく、そういう
意識で、異なる意見も持ち寄つていただきたい
と、いうふうに思つております。

両方を通じまして、私は、異なる意見の持ち主
は大歓迎でございます。

○岩田参考人 ただいま石井先生の方から御指摘
ありましたように、私自身も、一つの役割は、金
融政策について、例えばさまざまな政策手段が考
えられますけれども、そのメリットとデメリット
がどこにあるかということを、ある意味では国民
の皆様方によく理解いただくために、できるだ
けはつきりとした、論点を絞った議論を行いたい
と、いうふうに思つております。

ですから、私、同時に執行部の一員であり
ますて、一たび決定が行われることになりま
したらば、福井総裁を全力をもつてサポートし
て、強力に政策を実行するということで努力いた
したいというふうに思つております。

以上であります。

○武藤参考人 総裁、副総裁、三人ともいろいろ
経験が異なるわけでございますので、政策に対する
考え方等、異なる面があるのは当然だというふ
うに思つております。

金融政策の運営ということにつきましては、今
お二人からお話をありましたとおり、政策決定会
合ということで徹底的な議論を開かせて、そこで
結論を出すということに尽きるかと思います。
執行部としての立場としては、副総裁としては
総裁を補佐するという立場でございますので、十
分な意見交換をした上で、一致団結して事に當た
りたい、こういうようにも思つております。

○石井(啓)委員 以上で終わります。

○小坂委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 自由党の中塚ですが、まず、福井参
考人にお伺いをいたしますが、現時点で株も大変
に下がっている、八千円前後なわけですけれど
も、日本の金融システム及び金融機関の健全性に
問題はないというお考えでしようか。

○福井参考人 お答えを申し上げます。

日本の金融システムを健全化させるための努力
というのは、既に相当の年月を費やして、官民挙
げ努力を継続中ということでございますけれども、まだ道半ばと言わざるを得ないというふうに
思います。

不良債権問題の処理が完成していない。あるいは
将来を見渡しますと、預金・貸出業務を中心
とする銀行ビジネスのウエートが場合によつては
もっと下がっていくかなきやいけないかもしれません
が、いわゆるオーバーバンキングという問題。そ
れから、おっしゃつておりますとおり、株価の変
動リスクが銀行経営に強い影響を及ぼし過ぎてい
る、これは持ち合い解消の問題。こういった動き
がまだ途上である。最終的には、銀行がしっかりと
新しいリスクをとれる能力を身につけるといふと
ころまで前進しなければいけない。

したがいまして、残された課題の方が大きいわ
けでございますけれども、これから先は、單に過
去に起つた問題の処理というだけではなくて、
やはり新しいビジネスに銀行がチャレンジしてい
く、その努力にも早く手を染めてもらわなければ
いけない。そういう意味では、重大な局面転換の
時期だ、特に民間からああいう多額の増資を募つ

たということが非常に大きな折り返し点になるべきだというふうに私は思つております。

○中塚委員 [委員長退席、渡辺(喜)委員長代理着席]
中長期的な不良債権問題というのには
まさにそのとおりだと思うんですが、いわゆる三
月危機的な、今、現時点における金融機関に対する
評価の動向等から見ておりまして、三月末を控
えて、金融危機というふうなものを非常に強く懸
念されるという状況ではないと思ひます。

○福井参考人 現在の銀行の自己資本の状況等か
ら見まして、あるいは金融市場の金融機関に対する
評価の動向等から見ておりまして、三月末を控
えて、金融危機というふうなものを非常に強く懸
念されるという状況ではないと思ひます。

○中塚委員 今御答弁の中でお触れになりました
民間金融機関の増資計画についてであります
が、例えば三井住友のよう、海外からああいう形で
資金を引つ張つてくるという、今回の民間の増資
計画についてはどういうふうな御所見をお持ちですか。

○福井参考人 各銀行とも、増資の方式、中身、
あるいは対象とする投資家の範囲、それぞれ違つ
ておるというふうに思ひます。それから、資金を
調達いたします場合の利回りと申しますか条件も
非常に違つておる。しかし、これらはすべて民間
の世界で行われておる事であります。それから、資金を
やり方がない、どのやり方が悪いということをは
たから言つようよりも、これはマーケットの評価に素
直にゆだねた方がいいのであろう。

しかし、いずれの増資の場合も、一番重要なこ
とは、お金を集めた金融機関がこれからはつき
り、お金を提供してくれた方に対して収益性モデ
ルを示して、きちんと実績を上げてこたえていく

という点が重要だと思います。今現在のお金の集め方が、あるいは多少見方によつて批判があるというふうなお金の上げ方であつても、それこそ、これから先の金融機関の収益の上げ方によつては、きちんとそれはこたえていける可能性があるわけですので、そこの点が非常に重要な気があります。

○中塚委員 かつて、新聞、雑誌のインタビューにお答えになつて、公的資金の再投入には新法を制定した方がいいというふうにお答えになつたことがあります。他方、竹中金融担当大臣は、金融再生プログラムを発表し、新法は考えていないというふうに御答弁をなさつてあるわけですが、福井参考人は、新法を制定するとすれば、どういうふうな新法が必要であるというふうにお考えですか。

○福井参考人 民間におりまして、いろいろ金融の問題をそういう自分で拝見させていただいた立場から申し上げておきますが、預金保険法という、つまり危機発生時の資本投人ということだけで十分かどうか。つまり、ここから先は、危機を待つて措置をするというよりは、先ほど申し上げましたとおり、より早く企業が市場に出て収益を上げるという局面に移つてもらいたいと思います。

したがいまして、いわゆる金融危機が起つる前の段階で、先ほども申し上げましたけれども、金融機関が、体力が衰えているのであればどの程度衰えているかということを自己診断し、金融当局の金融機関を診断し、いわゆるインフォームド・コンセントが行われて、必要なキャピタルの調達が行われて、今度はリスクテークの世界に早く移つっていく。そういう意味での金融再生法ですね、産業再生法でなくて。早く金融機関をリスクテーク能力の場に出すということを唯一最大の目的とした法律があつた方がいいのではないか。

民間人としてはそう考えてまいりました。こういったことは、金融当局とかあるいは日銀の金融

ございませんので、今のところは私見でございま

すが、これからメンバーとよく意見を交わさせていただきたいというふうに思つています。

○中塚委員 次に、先ほどから金融緩和というこ

とが盛んに言われておりますけれども、今まで

してきましたし、これからもしていくということなん

だと思います。他方、日本銀行のバランス

シートなんですが、すさまじい勢いで膨張いたし

ておりますけれども、福井参考人はこの件につい

てはいかがお考えですか。

○福井参考人 金利ターゲットから金融政策の

ターゲットが量的ターゲットに変わり、昔、一九

七九年に、アメリカのボルカーリー議長がアメリカで

量的ターゲットに踏み切った場合の量的ターゲッ

トとちょっと意味が違う。七九年のときの量的

ターゲットは、金利でなくて量にターゲットを絞

りましたけれども、量そのものを大きく操作する

のでなくて、量は固定して、そのかわり金利は

マーケットの中で自由に変動させて、均衡金利を

引き続き高度成長時代のモデルから完全には脱却

しきれていないのではないか。つまり、大量生

産、大量販売を前提にした企業の仕組み、相当変

わつてきていると思ひますけれども、まだ十分変

わつていてない。

これからはやはり、付加価値創出というやり方

で世界じゅうの企業が激しい競争をしていくと

いうことでござりますので、価値創出に最もふさ

わしいビジネスモデルに早く日本の企業も到達し

なければいけない。そのことは企業は全部認識済

みのことであり、現に相当な努力をしている。そ

れを後押しするような規制の緩和、撤廃も進んで

きているということになりますので、これをもう

少し政府の政策、日本銀行の政策が後押しできる

ようなことができればすばらしいことではないか

というふうに思つております。

○中塚委員 ビジネスマodelといふのはまさにそ

のとおりだと思うんですが、規制の緩和もやらな

きやいかぬし、そういう意味では、今の自民党政

権のやり方といふのは遙いということだと思いま

すけれども。

あと、それに加えて、そういうビジネスモデル

を選別していく要素に、やはり金利というものが

あるんだろうと思うんですね。要は、金利によつ

て企業が選別されていくということはあるでしょ

うけれども。

そしてやむを得ないということでござりますけれ

ども、何回も申し上げておりますが、日本銀行

は、クレジットリスクそれからマーケットリスク

を十分考慮ながらやらなければいけない。日本銀

行の自己資本はそんなに厚いものではないわけで

ありますし、いつも縦密にこれまでもやつてきて

います。

○福井参考人 おっしゃるとおり、最もその点が

ないということだと思つております。

○中塚委員 冒頭の所信の中で、量的緩和だけで

はデフレ克服には不十分だというふうなお考えだ

し、また、日本のデフレの問題点は貨幣的現象と

いうことだけではないというふうにも言つておら

れましたが、では、その貨幣的現象ではない部分

の問題点というのはどういうものですか。

○福井参考人 一言で申し上げますと、まず、企

業の企業モデル、ビジネスモデル、これがやはり

企業が選別される一つの意味でございま

すが、これはゼロバランで動かないという前

提での量的ターゲットですから、情勢に合わせて量をふや

す、つまり量を動かすという方の政策でございま

す。

当然、緩和は進めるという方向でござりますの

で、今までのところは、時の経過とともに量はか

なりふえている、したがつて、日本銀行のバラン

スシートが膨れてきている。これは、政策の結果

としてやむを得ないということでござりますけれ

ども、何回も申し上げておりますが、日本銀行

は、クレジットリスクそれからマーケットリスク

を十分考慮ながらやらなければいけない。日本銀

行の自己資本はそんなに厚いものではないわけで

ありますし、いつも縦密にこれまでもやつてきて

います。

○中塚委員 同様に、ビジネスモデルを選別する

よくなっています。

○中塚委員 もう一つ、金利はプラスであった

方がいい、その方が、いわゆる金利機能、経済の

新陳代謝を促すという意味の、つまり、金融の面

から資源の再配分機能を強く發揮していく、つい

ては経済の構造改革、企業のビジネスモデルの変

換を強く進めていく、おっしゃるとおりだと思います。

しかし、デフレの状況が非常に厳しくなつて、

引き続き高度成長時代のモデルから完全には脱却

し切れないのではないか。つまり、大量生

産、大量販売を前提にした企業の仕組み、相当変

わつてきていると思ひますけれども、まだ十分変

わつていてない。

これからはやはり、付加価値創出というやり方

で世界じゅうの企業が激しい競争をしていくと

いうことでござりますので、価値創出に最もふさ

わしいビジネスモデルに早く日本の企業も到達し

なければいけない。そのことは企業は全部認識済

みのことであり、現に相当な努力をしている。そ

れを後押しするような規制の緩和、撤廃も進んで

きているということになりますので、これをもう

少し政府の政策、日本銀行の政策が後押しできる

ようなことができればすばらしいことではないか

というふうに思つております。

○中塚委員 ビジネスマodelといふのはまさにそ

のとおりだと思うんですが、規制の緩和もやらな

きやいかぬし、そういう意味では、今の自民党政

権のやり方といふのは遙いということだと思いま

すけれども。

あと、それに加えて、そういうビジネスモデル

を選別していく要素に、やはり金利というものが

あるんだろうと思うんですね。要は、金利によつ

て企業が選別されていくということはあるでしょ

うけれども。

そしてやむを得ないということでござりますけれ

ども、何回も申し上げておりますが、日本銀行

は、クレジットリスクそれからマーケットリスク

を十分考慮ながらやらなければいけない。日本銀

行の自己資本はそんなに厚いものではないわけで

ありますし、いつも縦密にこれまでもやつてきて

います。

○福井参考人 おっしゃるとおり、最もその点が

難しい点でございます。

そういうときに、やはりこれから我が国は国際分業ということも考えていかなきやいけないわけですか。されども、そういう意味では、金利と同様に為替の問題もあると思うんですね。

また総裁には御就任になつてはいなわけですが、けれども、政府では円安待望論というのが大変になりました。政府では円安待望論というのもやはりビジネスモデルを変えていく上の選別の物差しになつていかなきやいけないというふうに思いますが、その為替のレート、水準について、どういう御意見をお持ちですか。

○福井参考人 為替相場というのは、広い意味で一つの資産価格でございます。

日本銀行の金融政策が引き締めぎみになつたり緩和ぎみになつたりいたしましたときは、さまざまなルートを通じて金融引き締めなし緩和の効果を及ぼしていくわけでもありますけれども、資産価格の変動を通してのルートというのが金融政策波及経路の一つの有力なルートでございます。為替相場の変換、つまり、金融が緩和方向に動けば日本の為替相場は安くなる、それを通じて実体経済にも影響が及んでいく、これは金融政策の波及経路の一つでございます。

したがいまして、日本銀行が緩和政策を行う、それが為替相場という資産価格を円安の方向に振れさせる、それが経済に対して多かれ少なかれ刺激的な効果を及ぼしていくことは、日本銀行の緩和政策と平仄の合つた為替相場の動きであるし、実現した為替相場が今後の日本経済の実態、いわゆるファンダメンタルズというところに沿っているとすれば、それはそれで日本銀行としては受け入れていく為替相場だ、そういうふうに理解いたしております。

○中塚委員 終わります。ありがとうございます。

○渡辺(喜)委員長代理 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

きょうは、三人の参考人の皆さんには大変ありがとうございました。

最初に、福井参考人にお伺いしたいと思います。日本経済は、デフレスパイラルに落ち込んで、く深刻な不況の中になりますが、これまで、金融緩和とそれから構造改革をセットにした供給面での対策だけではやってきていましたが、速水総裁は、資金はじやぶじやぶ回っているんだが、資金需要がないことが問題だということを言っておられました。

不況の長期化で個人消費が冷え込んでいるときには、幾ら日銀が銀行に日銀券を供給しても、借り手の側に需要が生まれてこないことは、だぶつくのは当たり前で、そういう点では景気対策にならないわけですから、景気の立て直しには、個人消費の冷え込みを開拓する、国民の懐を温めるといふ対策、つまり需要面での対策を国が政策として進めていく必要があるというふうに考へるわけですね。

○福井参考人 大変大きな御指摘を受けたわけでござりますが、まず、需給ギャップが非常に大きいために、供給面だけでなく需要面で求められるのが、何よりも影響が及んでいく、これは金融政策の波及経路の一つでございます。

したがいまして、日本銀行が緩和政策を行つたがいまして、日本銀行が緩和政策を行つたが、それが為替相場という資産価格を円安の方向に振れさせる、それが経済に対して多かれ少なかれ刺激的な効果を及ぼしていくことは、日本銀行の緩和政策と平仄の合つた為替相場の動きであつた。

前と同じものを、あるいは同じサービスを、少し目先を変えただけ織り出そうかとしても、それはもう人々は、経済が成熟化していく、余り食欲を起さない。つまり、民間企業の段階では、景気が刺激されて自分の持つているものに対する需要が出てくるのを待つという段階よりは、もっと知恵を絞つて新しいものをつくる、あるいは知識を創造するということで、このごろは需要創出という言葉が合い言葉になつております。民間企業は、今、景気がよくなるのを待つというよりは、いかにして新しく需要をつくり出すような供給能力を身につけるか。つまり、企業にとっては、供給政策と需要政策とが表裏一体になつてきていい。その一番大事なものは、規制緩和で新しいことをやる人たちのリスクへの挑戦を妨げないといふことなんですねけれども、そのルートが一つあるということだと思います。

それから、民間金融機関が、そういう新しいビジネスにチャレンジする人たちのために、そこにきちんとお金をお届けすることができるかどうか。これは二つのルートがあります。民間金融機関自身が貸出業務で、ある程度それは力の及ぶところですし、貸し出し放しではリスクを負い過ぎるというのであれば、その貸し出したお金を流動化して資本市場の方につないでいくというやり方もありますし、初めから資本市場がそこにお金をつけていくというやり方もある。そのルートの整備が、これは日本銀行の責任範囲に相当入つてしまりますが、その努力をしていかなきやいけない。

○吉井委員 追加的に従来型公共投資のやり方ではこれはだめだというふうにもぢろん思つてゐるのですが、ただ、同時に、企業への金融というのは通常直接的に行くわけですが、しかし、その企業の側が、個人消費が伸びるなど、企業活動がやはり活発になる方向への、その需要面での対策をしております。

あわせて、速水さん、さつき申しました、資金は銀行にじやぶじやぶしているんだが、要するに資金需要がないという、そこには、現実には中小企業に金が流れていかなくて苦しんでいるという問題が一方であるわけですね。これは、貸し渋りとかいわゆる貸しはがしとかいう現象がありますね。この矛盾をどういう金融政策をとつて解決していくかというふうにお考えになつておられるか、この点を次に伺いたいと思うんです。

○福井参考人 金融機関の貸し出し態度がますます渋い方向に行つてはいる、貸しはがし、貸し渋りと言われておりますよな、リスクをとるのを極端に避けるという動きを示してある状況をいかに転換していくか。物すごく難しい課題でございま

不良債権問題の処理を急がなければならない。

そのためには金融当局が金融機関に示す不良債権の判定基準を厳しくしていかなければいけない。新しく不良債権がふえてくるとということに対しても銀行は注意深くなければならない。なぜならば、それは、金融危機という構図との背中合わせで不良債権の問題処理を急ごうとするから。それが、背後にある法律が預金保険法という法律でこれを行わっている。

これは、正しく問題を処理しようとしているが、一つの副作用を伴っている。それは、銀行の経営の自主性を、知らないうちにそいできているという面がやはりあると思います。つまり、経営判断で新しいリスクをとつていく余地というものを作り組みがそいできているリスクがあるのかなどいうふうに私は思つております。

したがいまして、これはこれで非常に重要な金融システム保全のための措置だと思ひますが、もう一つ別の法律が必要るんではないかというふうに私は個人として考え続けてきているという意味は、不良債権の問題処理、たとえ公的資金を投入するとしても、もう危機対応ということを離れて、新しい局面をつくるんだ。金融機関の経営の自主性を明確に回復させることを今度はメルクマールに置きながら、そのかわり、その一步手前のところではインフォームド・コンセントあたり、厳しい手術あり、しかし、手術を経た後は、新しい経営体、ガバナンスにゆだねて、むしろ積極的にリスクテークに向かわせる。

今度の民間から調達した資金については、資金の性格上、必ず金融機関の背中をつつくと思います。つまり、今回お金を投じた人が、金融機関がリスクもとらないで収益を上げないということは我慢できないことでございます。もし、今後新しい法律ができる、政府が資金投入をしたとして、これは政府が貸し付けた金だという感覚ではなくて、政府も資本投下したんだ、稼げという感じのお金でなければそういう局面転換はできないわけで、そういう発想の転換が必要じやないかと

いうふうに私は思つておるわけあります。

〔渡辺（喜委員長代理退席、委員長着席）○吉井委員 次に、政策決定会合で、財務省の方

は国債の引き受けを求めていくなどしておりますし、既に、これまでの、発売後一年以上を経過した国債を銀行から買上げるのを、二ヵ月過ぎたが、福井さんはこの引受け額の限界をどのあたりに置いて考えておられるのか。つまり、ずぶずぶの引き受けを認めるというわけにももちろんいかないと思うんですが、その辺のお考えはどうなのかということ。あわせて、財務省と金融庁の方から銀行保有株の買い上げ枠の大幅拡大の要請も、これは先ほどの与党の方からの質問とも関係しますが、あるいはE-T-Fの購入やそういう株価対策を迫つてくるという考え方方が見られておりますが、そういう国債引き受けなんかの引受け額はどの

点に限界を置いておくか。

あるいは、中央銀行としての健全性を損なわぬようにしておることと、それから、国債の大量引き受けとなりますと、これは、日銀が銀行からどんどん買い上げるという形をとるにしても、実質的には日銀の国債引き受けそのものになりますから、財政構造をやはりおかしくするという問題があ

ると思うんですね。ですから、その辺の歯どめをどのようにしていくのか。こういった点についての福井さんのお考えを伺いたいと思います。

○福井参考人 日本銀行による国債の引き受けとおっしゃいましたけれども、一応日本銀行による

国債の買入れという形で日本銀行の国債保有残高が今非常に大きくなつてきているということをございます。

これに対して機械的な歯どめを設けるということ

とはなかなか難しいというふうに思います。結局

いかに保つていくかという自分自身の努力、そして、それが国民の皆さんに説得力をいかに持つか

ことになります。

私自身は、物価の安定というのは、一つの考

え方としては、物価水準が全く変わらない、つまりゼロインフレという、これは戦前のスウェーデン

の中央銀行が採用した方策であります。ゼロインフレというのを目指に掲げる、これを政策のフ

レームワークとして使うというのがスウェーデンの例であります。私は、それも今の日本でも十分通用する考え方だというふうに思つております。

す。

ただ、問題は、現在我々が使つております消費者物価指数というのを、例えば安売りですとか特売ですとか特売品ですか、あるいはデパートで特別の日に安売りをしている、あるいは質の向上が特に電気製品等はかなり急速に進んでいます。そういうものを十分反映しているかというと、どうもそれは必ずしも十分ではありません。

したがいまして、この限度というのはそういう重みを持っているものだということをやはり十分認識していかなければいけないと思うんでございま

すが、しかし、経済の状況いかんによつてこれが絶対的なバインディングになるかどうか。そうな

らないようにしていくために最大限の努力をする

ということです、なるべく歯どめといつものは歯どめとして保持したい、その気持ちは非常に強

いですから、現在、消費者物価は前年比でマイナス〇・八%ぐらいですけれども、実勢は、実態

はもしかするとその倍ぐらいあるかもしれない

ことを考えますと、ゼロインフレといいまして

も、それは実態上はややマイナス、デフレになつ

てしまふという意味合いがあろうかというふうに思ひます。

そういうことを考えますと、私は、今の日本で

望ましい物価水準というのを一%程度に置くのがいい。だけれども、現実の目標、一%をピンボイントで当てるのは非常に難しいですから、それに

冒頭陳述でもお話をありましたたが、日本経済研究センターの「金融政策論議の焦点」などで書いておられたりしている問題ですね。それで、この目標を要するに幾らとお考えなのか、これが一つの目標を要するに幾らとお考えなのか、これが一つ、それから、どういう方法でそれを実現していくことか、インフレにならない歯どめをどうするのか、この三点についてのお考えを伺つておきたいと思います。

○岩田参考人 それでは、お答えいたします。

まず、物価の安定ということについて、数値で示したらどのくらいの大きさが望ましいのかといふことがあります。

私自身は、物価の安定というのは、一つの考

え方としては、物価水準が全く変わらない、つまりゼロインフレという、これは戦前のスウェーデン

の中央銀行が採用した方策であります。ゼロイン

フレというのを目指に掲げる、これを政策のフ

レームワークとして使うというのがスウェーデン

の例であります。私は、それも今の日本でも十分通用する考え方だというふうに思つております。そういうこと

で上限の値も下限の値も示す。現在の日本銀行の政策、ある意味で、物価上昇率がゼロ以上になるまで量的緩和と言っているのは下限を言っているんですが、上限を言っておりませんので、私は、インフレをまさに心配する向きもございますので、はつきりそれは事前に言っておくべきだとうふうに思います。

それから、もう一つの御質問は政策手段ということになりますが、これは私の冒頭の所信で申しましたように、基本的には、今金利というのは、短期金利はゼロであります。長期金利は〇・七%ぐらいなんですが、この長期金利、名目では、恐らくこれ以上下げていくことはほとんど難しいわけであります。ですから、実質金利というのは動かす余地があるというふうに私は思っております。

実質金利はどうやって動かすのか。これは、人々の、物価上昇率が将来幾らになるかという期待インフレ率あるいは期待デフレ率を変えるということがあります。期待を変える、期待に働きかける政策を金融政策として使つ、そういうことによつて実質利子率を下げることが可能だ。

それは、私申し上げましたように、物価安定目標を設定した上で長期金利は一定に置くという政策を仮に発想しますと、マーケットの人の中に、やはりこれは二年後はマイナス一%のデフレじやなくてゼロ%のデフレになつてしまふかもしれない、そうすると、実は長期国債の価格がその分下落しますので、もうこれで売つてしまおうかという人が出できます。それを直ちに日本銀行が買ひ上げるということをしますと、そのときにペースマネーが出てくるということでありまして、マネーが出てくる。マーケットの方は、あ、マネーが出てきた、これは日本銀行は本気だといふふうに思うようになると、ますます多くの方がゼロインフレにどんどん近づいていくんじゃないかななどということを考えるようになる。そうします

で上限の値も下限の値も示す。現在の日本銀行の政策、ある意味で、物価上昇率がゼロ以上になるまで量的緩和と言っているのは下限を言っているんですが、上限を言っておりませんので、私は、インフレをまさに心配する向きもございますので、はつきりそれは事前に言っておくべきだとうふうに思います。

それから、もう一つの御質問は政策手段ということになりますが、これは私の冒頭の所信で申しましたように、基本的には、今金利というのは、短期金利はゼロであります。長期金利は〇・七%ぐらいなんですが、この長期金利、名目では、恐らくこれ以上下げていくことはほとんど難しいわけであります。ですから、実質金利というのは動かす余地があるというふうに私は思っております。

○小坂委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀です。よろしくお願ひいたします。

まず、福井参考人にお伺いをしたいわけですけれども、福井参考人御自身が新日銀法の制定には非常に御尽力された。当時、私ども社民党も与党

茂當時の衆議院議員がこれに積極的にかかわってきました。我々いたしましても、この新日銀法というものは我々なりに非常にコミットしたんだと思つております。

ただ、もう三年前、二〇〇〇年の八月のゼロ金利政策解除以降、これは私の印象ですけれども、日銀側が、政府の財政運営に引っ張られる形で、

言いなりになつては言いませんけれども、どうも、こうした意味での独立性、三条の独立性といふ局面上も私はあつたのではないかなというふうに印象を受けております。

その意味で、改めて、福井参考人が總裁になられましたら、まさに新日銀法の理念に基づく独立性を確立していただきたい、そう思つておるわけ

でござりますけれども、その点についてのまづは御決意をお伺いできればと思います。

○福井参考人 新日銀法制定の途上で、当時の伊藤先生から大変御指導を受けました。今でもその点につきましては深く感謝をいたしております。

新しくできました日銀法というのは、世界の先進国の中央銀行法に比べて本当に遜色のないものだというふうに思つています。法律によって十分

の日本銀行は独立性を保障されている、その点はみずから確信を持つて、自分の信ずるところを

しておられます。独立性を守るということが

意味があるというふうには思つておりませんが、主観的な物の考え方と判断にまず自信を持つといふところからスタートしたいというふうに思つております。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。

○小坂委員長 手短にお願いいたします。

第一類第五号 財務金融委員会議録第九号 平成十五年三月十八日

ぐつて、実はこの財金委員会で竹中大臣に聞きました。すると、この「できる限り早期のプラスの物価上昇率実現に向けて取り組む。」というところには、竹中大臣がおっしゃっているようなことも含めたいわゆるインフレーターゲティングというものも排除されていないんだというふうに竹中大臣はおっしゃった。

そこで、私は、今度は速水現総裁に予算委員会で聞いたんです。すると、速水現総裁はこの「改革と展望」に当然賛成されたわけですから、どういう趣旨で賛成されたんだと伺ったときに、「できる限り早期のプラスの物価上昇率実現」に取り組むというこの文言は、速水現総裁は、現在我が国で論議されているインフレーターゲット政策を意味するものとは考えておりませんというふうにおっしゃいました。

この点については、福井次期総裁は、速水現総裁と同様の御見解をお持ちか、そうでないか、その点、お聞かせいただけますか。

○福井参考人 幾つかの点だけ申し上げますと、政府がデフレ脱却の時期的目標をそういう表現で言つておられる、現在までの日本銀行が国民の皆様にお約束している、インフレ率が安定的にプラスになるまで今の超金融緩和政策を続けると言つています、この日本銀行の約束と政府の目的とは、それは平仄が合つてゐるんじゃないかというふうに私は思っています。

次に、政府の方の表現の中に、竹中大臣が、特に日本銀行の金融政策について具体的にどういうやり方でというところまでインフレーションを込めておられるかどうかということは、現在までのところ、私は全く承知していません。それから、これから日本銀行ということになつて考えますと、政府の目標は尊重をしたい、ただし、その目標と一緒に達成していく過程でどういう方法を日本銀行がとるかということについては日本銀行の判断にお任せいただきたい、こういうふうな組み立て方になると思います。

○植田委員 うまいことをおっしゃいますが、で

は、もう一点福井現総裁に伺いますが、私は、単純にここの文言の理解について伺つておるわけですが、ざいまして、もちろん、そこで日銀の独立性を踏まえた今御答弁だつただろうというふうに理解するわけです。

では、この「改革と展望」の、今私が何遍か申し上げた文言、そうした文言があるけれども、最終的には金融政策を日銀の責任においてやらせていただきますよということなんですが、この読み方として、例えば二%の物価上昇率の上限を、目標を設定するとか目標の達成の期限を設定する、こうした政策も、ここで言うところの「できる限り早期のプラスの物価上昇率実現」に取り組むという文言の中に包摶されているというふうに次期総裁はお考えでしょうか、そうでないでしょうか。

○福井参考人 「改革と展望」の文章は、何回も私、民間人として読ませていただきましたけれども、そこまで深い意味が入つてゐるというふうには私自身は読んでおりません。今後とも、そういう意味合いが含まれている、つまり、日本銀行の具体的な政策のやり方までその中に縛りとして入つてゐるという読み方はしないつもりでござります。

○植田委員 とすれば、要は、速水現総裁は想定されていなかつたけれども、速水現総裁とは福井次期総裁は違う読み方をするんだというふうに理解してよろしいでしようか。

○福井参考人 まことに申しわけありませんが、この文言について速水現総裁がどういう読み方をしておられるかということを伺つておりませんし、この点については、申しわけないんですが、国会の議事録も抄読していいんでございます。厳密に同じであるかどうか、ちょっとこの場では確認できません。

○植田委員 だから議事録を紹介したんですよ。速水参考人が、二十四日の予算委員会で私が今の点を質問したときに、今の御質問の「改革と展望」の文言は「政府・日本銀行が一体となつて、」云々、そういうふうに書いております、これが現在我が国で議論されているいわゆるインフレーターゲット政策を意味するものは考へております。

では、この「改革と展望」の、今私が何遍か申し上げた文言、そうした文言があるけれども、最終的には金融政策を日銀の責任においてやらせていただきますよというふうに理解するわけです。

だから、速水現総裁はそういうふうにおっしゃつてあるんだけれども、どちらかと云ふと、福井参考人は、政策手法の考へ方はともかくとしても、竹中大臣御同様に、いわゆるインフレーターゲット政策もこの文言は排除していると考へるのか、していないと考へるのかというその点だけ私は聞いています。今紹介したとおりですから、それ以上、以下でもありますので、今の話を聞いていただいて、もう一度お願ひできますか。

○福井参考人 インフレーターゲットを日本銀行が一定の方針で具体的に採用するようについてインフレーションまでその文章の中で入つていて、どういうふうには私も読み取れないと思います。

○植田委員 ということは、二%の上限、物価上昇の目標であるとかその目標達成の期限を設けるというのは、お隣にお座りの岩田次期副総裁が先ほどおっしゃられたことですけれども、日銀次期総裁としてはそこまでのところは「改革と展望」に書き込まれているというふうには理解はされない、そういう理解だろうと思ひますけれども、岩田参考人はそれで御同意でしようか。

○岩田参考人 ただいま福井現総裁のおっしゃられたとおりだというふうに思つております。

実は、今の日本銀行が行つております量的緩和政策というのも、ゼロ以上ということは明示しておられるけれども、ゼロ以上ということは明示しておられるかということを伺つておりませんし、この点については、申しわけないんですが、国会の議事録も抄読していいんでございます。厳密に同じであるかどうか、ちょっとこの場では確認するわけじゃないわけなので、これから、独立した日銀が政府の財政政策に対する積極的物言いをしてもらいたいわけですが、その点についての、量的緩和が那辺に効果をもたらさないのか、もたらしてこなかつたのかとこの基本的な要因についてのお考へを最後に福井次期総裁にお伺いして、終わりたいと思います。

○小坂委員長 手短にお願いをいたします。

福井参考人。

○福井参考人 金利がほぼゼロで、金利が動かないということでは、確かに中央銀行の政策にある種の限界があることは事実でございますが、一方、量的ターゲットを設けながら、それを通じて

ですけれども、先ほども自民党の山本先生の方から資料がございました。この間、日本の経済状況や生活がどれだけ悪化したかということがまた国民生活がどれだけ悪化したかということがございまして、むしろ政府・与党の通知簿と言つては、」云々、そういうふうに書いております、これが現在我が国で議論されているいわゆるインフレーターゲット政策を意味するものは考へております。

ただ、いろいろな形で、福井次期総裁、量的緩和の限界ということが言われます。そういう意味で、日銀に対して、もつと工夫ができるいか、さらなる量的緩和はたまたま言え、先ほどまで話題にしておりましたインフレーターゲット等々いろいろな声はあるだらうと思います。

ただ、私個人は、先ほどからの議論もありますので、マネーパブリックの伸び率が非常に低いといふようなこと、その原因については繰り返しませんけれども、日銀の固有の政策としての金融政策、それが今量的緩和というところに踏み出しています。マネーパブリックの伸び率が非常に低いといった、その政策がそもそも限界なのか、それとも、日銀のこうした金融政策を実効あらしめるための、それと連動した政府の政策に問題はないのかと立てたときに、私は後者だらうと思うわけです。

そういう意味で、日銀の政策によって自己完結するわけじゃないわけなので、これから、独立した日銀が政府の財政政策に対する積極的物言いをしてもらいたいわけですが、その点についての、量的緩和が那辺に効果をもたらさないのか、もたらしてこなかつたのかとこの基本的な要因についてのお考へを最後に福井次期総裁にお伺いして、終わりたいと思います。

○植田委員 岩田次期副総裁が副総裁になられた暁には先ほど申し述べられたことを積極的に発言なさつていくんだろうとは思ひますが、現段階ではそういうことだということですね。

最後、一点だけお伺いして終わりたいと思う

政策効果をできる限り浸透させていくというのはやはり我々の責務でございます。そのところに對してこれから愚直なまで努力を施していきたい、こういうことでございます。

それから、政府の政策が十分か不十分か。もちろん政府の政策も完璧というふうになかなかいかないんだろうとは思いますけれども、やはり資源の再配分機能というものを中心に、もつといい政策をしていただければ、中央銀行の政策効果もそれだけ上がりやすいということは言えると思いま

す。

私は、着任しました後は中央銀行の責任者でございます。中央銀行がやるべきことを棚に上げて政府に注文をつけるという気持ちはありません。そういう注文のつけ方はいたしませんが、中央銀行の我々が行います政策効果がよりよく發揮できるために、政府の政策と相乗効果を出せるようになります。中央銀行がやるべきことを棚に上げて政府に注文をつけるという気持ちはありません。そういう注文のつけ方はいたしませんが、中央銀行の我々が行います政策効果がよりよく発揮できるために、政府の政策と相乗効果を出せるようになります。

○山谷委員長 次に、山谷えり子君。

○山谷委員 保守新党、山谷えり子でございます。

多くの方々がさまざまなお話を聞きになりました。福井次期総裁のお考え、意気込み、伝わってきた部分とまだあいまいな部分がございます。

日銀は、物価の安定を金融政策の焦点とし、適正成長率達成という目的には特に明確な焦点を当ておりません。アングロサクソン系諸国の中では、物価の安定と適正な経済成長率の達成を中心銀行の金融政策の目標として挙げております。しかしながら、日本での法律的定義はそうであるにせよ、経済成長率が適正成長率から大きく外れた場合は物価と資産価格のインフレやバブル、デフレが起こるわけで、つまり、日銀は、物価安定を日銀法第二条で理念として明示しておりますが、実際には経済成長率を適正レベルに維持する

よう努力しなければならないと考える。

福井次期総裁のお答えをずっと聞いておりまして、十分そのことを意識していらっしゃるというふうに思いましたけれども、副総裁を長く務められていましたときもこの辺のことはどのようないで受けとめていらっしゃったんでしょうか。

○福井参考人 中央銀行が物価の番人として物価の安定ということに最重点を置いていろいろな政策を考えていく、これは一貫性のあることでござりますけれども、なぜそうするかということになりますと、結局のところ、この日本という国の国民经济が持っている潜在成長能力をフルに發揮する、そのためにはやはり基軸になるものは物価の安定だ、そういう意味でございまして、潜在成長能力をフルに発揮させるという点について中央銀行は無関心ではおられないということでござります。

プラス、最近の状況を考えますと、その潜在成長能力そのものが陰りが見えてきている、あるいは少し落ち込んできている。潜在成長能力をこれから強くしていくという部分についても目を通していく必要がある、そういうふうに考えております。

○山谷委員 福井参考人は金融のプロフェッショナルでいらっしゃいまして、また、資産デフレに強い関心をお持ちでいらっしゃる。潜在成長能力をこれから強くしていくという部分についても目を通していく必要がある、そういうふうに考えております。

しかし、あのころから、日本銀行もそうですが、やはり世の中の識者の多くの方は、内需拡大ということにウエートを置くにしても、一方で市場開放、規制緩和ということが非常に重要なことだと思います。

○山谷委員 先ほどからさまざまなお方が、マネタリーベースはふえているのにマネーサプライの方

がどうもそういう形ではついていない、おかしいじゃないかというような話がありますが、デフレギャップ、先ほども出ましたけれども、不

良債権の処理の問題の解決も、このデフレギャップがどのくらいあってどう解消していくかという

ことにも詰まる部分もあるわけでございますけれども、デフレギャップはどのくらいあるというふうにお考えでございましょうか。

○福井参考人 日本銀行に着任しておりませんの

で、日本銀行がデフレギャップをどういうふうに計算しているかということはまだ存じておりませ

ん。

○福井参考人 ただ、民間のシンクタンク等がいろいろ試算し

ておりますが、その中で幾つか代表的なものを見

ますと、GDPの大体四、五%ぐらい、金額でい

うと二十五兆円ぐらいというふうな計算をされて

いるところがござります。その計算が正確かどうかは別にいたしまして、現在おきましたにお

かに大きなデフレギャップがあるということは

事実だというふうに思います。

ただ、一つだけ注意しなければいけませんの

は、計算上のデフレギャップと実際の、実際のデ

フレギヤップという言葉は表現が適当でないんで

ございますが、その後の状況をずっと、日本銀行の中の、当時私は職員でございましたけれども、仕事をしておりました立場から見ておりまして、経済の大きなパラダイムシフトがこれほどのスケールで起こったということが一〇〇%完全に認識できていたかというと、そこは確かに不十分な点があつた。

やはりあのころは、引き続き相当の成長が可能ではないかという世間の認識、それを妨げているのはブレザ合意以降の極端な円高だと。日本は黒字がたまり過ぎて貿易摩擦が起ころ、それから為替相場が極端に円高になる、そうなると、持てる力が発揮できなくて、デフレと申しますか、経済に対しても圧力が及んでくる、これを取り扱うためには内需拡大ということになると焦点を当てなければいけないのではないか、こういう政策的な枠組みについて、これはもう国はともいうぐらに強い意識が形成されておりました。日本銀行もその中にしつかり位置づけをみずから置いていたという点が、やはり、大きなパラダイム変化についての認識が、十分目が行き届いていなかつたという点はあると思います。

しかし、あのころから、日本銀行もそうですが、やはり世の中の識者の多くの方は、内需拡大ということにウエートを置くにしても、一方で市場開放、規制緩和ということが非常に重要なことだと思います。

○山谷委員 先ほどからさまざまな方が、マネタリーベースはふえているのにマネーサプライの方がどうもそういう形ではついていない、おかしいじゃないかというような話がありますが、デフレギャップ、先ほども出ましたけれども、不良債権の処理の問題の解決も、このデフレギャップがどのくらいあってどう解消していくかという

ことにも詰まる部分もあるわけでございますけれども、デフレギャップはどのくらいあるというふうにお考えでございましょうか。

○福井参考人 ただ、民間のシンクタンク等がいろいろ試算しておりますが、その中で幾つか代表的なものを見ますと、GDPの大体四、五%ぐらい、金額でいうと二十五兆円ぐらいというふうな計算をされているところがござります。その計算が正確かどうかは別にいたしまして、現在おきましたにおかに大きなデフレギャップがあるということは事実だというふうに思います。

ただ、一つだけ注意しなければいけませんのは、計算上のデフレギャップと実際の、実際のデ

すけれども、言つてみれば供給能力の方が多過ぎるという話でございますが、その供給能力というのは、企業が過去に設備投資を行ったその設備の残高でございます。これはさまざまなもののがございまして、一方で技術革新が急速に進んでいるわけですから、技術革新の進歩と照らし合わせて今持つてある過剰な設備の残高を見ますと、技術進歩が速いものですから、設備残高は新しく見えてもどんどん陳腐化しているという部分がございます。陳腐化している設備を稼働させても、新しい経済のダイナミズムには通じない。したがつて、新しいダイナミズムに通ずる設備残高というのは二十五兆円よりも少ないかもしれません。

そうしますと、二十五兆円のうちもう陳腐化した設備に張りついている部分は、早く償却をして資源を次の新規の投資に振り向けていく、こういう作業も必要かなというふうに思つています。

○山谷委員 日本経済センターで二十五兆円、それから、けさ内閣府と日銀の方に聞きましたら、四十兆円ぐらいではないかというお答えがございました。そうしますと、処方せん、カルテも大分変わつてくると思いますし、また、マネタリー・トランスマッショントラスミツション・メカニズムの使い方なんかもかなり違つてくるというふうに思いますので、先ほどから、資産価格チャネルや為替レートチャネルをいかに使うかというようなお考え、大枠では何いましたけれども、ぜひそのような積極的なチャネルを使いつつ、それでこそ日銀の独立性でござりますので、新しい日銀の総裁、副総裁の体制に期待したいと思います。

ところで、五年前、接待不祥事の監督責任をとり、世間に迷い出ると言い残されて副総裁を辞任なさいましたけれども、迷い出た世間はいかがでございましたか。

○福井参考人 今でも幾らか迷つてゐるかもしけれども、大変民間の世界は私にとりましては刺激的な世界でございました。これだけ日本全体が不況の中、閉塞感の中、経済は流動性のわ

なに陥つてゐる、マクロ的にはそう思われておりますけれども、実際、産業界の一人一人の方々、あるいは、いわゆる産業界というエスタブリッシュされた世界だけではなくて、これからフロンティアを築いていくという、より若い世代の方々の活力は相当なものがあると私は感じ取つてあります。

中央銀行のあの堅牢強固な建物の中に入つて、これから情報遮断になるということを一番恐れておりまして、やはり世の中の第一線を走ろうとする人たちと対話を続けながら、私の感性を新しくしながら、これからの仕事をさせていただきたいというふうに思つています。

○山谷委員 森永総裁は開かれた日銀とおっしゃつて、三重野総裁が民間企業との接触の大切さをおつしやつて、また、日銀法が改正になりますしたときは、日銀の金融政策決定会合、私、随分議事録を取り寄せて読んでおりましたけれども、金融緩和の主張とか、インフレ目標の主張とか、外債購入の主張とか、いろいろあって、採決も割合しながら、二〇〇二年、この一年間は十五回すべて全員一致だったという、何かまた昔の法王序に戻つちやつたんではないかというような雰囲気もございますので、ぜひ、迷い出た世間の風をまた体じゅうにいっぱい膨らませて、新しい体制をおつくりいただきたいというふうに思いました。

以上です。ありがとうございました。

○小坂委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、御多用中のところ御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいたしました。

○福井参考人 今後も厚く御礼申し上げます。

午後零時四十九分休憩

午後五時十四分開議
○小坂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、関税率法等の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣塩川正十郎君。

〔本号末尾に掲載〕

○塩川国務大臣 ただいま議題となりました関税率法等の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、特惠関税率等について所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出いたします。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、特惠関税率制度の改正であります。

後発開発途上国への一層の支援を図るために特恵対象品目の追加等を行うこととしております。

第二は、暫定税率の適用期限の延長等であります。

平成十五年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率の適用期限の延長等を行うこととしております。

第三は、知的財産権侵害物品に係る水際措置の強化であります。

植物の品種登録により発生する育成者権を侵害する物品の輸入禁制品への追加、輸入差し止め申立て制度の拡充等を行うこととしております。

第四は、通関の一層の効率化のための対応であります。

納税申告前の貨物の引き取りを可能とする簡易申告制度に係る担保提供額の見直し等を行うこととしております。

次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申上げます。

国際開発協会は、世界銀行グループの中核機関として、所得水準が一定以下の開発途上国に対し、長期かつ無利子の融資を行うことを主たる業務とする機関であります。先般、同協会の二〇〇三事業年度から三年間における財源を確保するため、第十三次の増資を行うことが合意されました。

政府といたしましては、国際社会の一員として開発途上国の経済発展と貧困削減に貢献するとの見地から、この第十三次の増資に係る追加出資を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

本法律案の内容は、政府が国際開発協会に対し、一千四百七十八億四千四百四十万円の追加出資を行ひ得るよう、所要の措置を講ずるものであります。なお、今回の追加出資額については、我が国現下の経済力や財政状況、昨今のODAをめぐる国内の議論を踏まえ、前回増資時より減額しております。

以上が、両法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小坂委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○小坂委員長 この際、ただいま議題となつておられます両案中、関税率法等の一部を改正する法律案に対し、生方幸夫君から、民主党・無所属ク

員を常駐させるのは効率的でございませんから、そういうところには事前の申請があれば必ず職員的に本格整備を図つてまいりたいと思います。

もう一点、全体的な簡素化についての御質問でございます。ただいま質問にございましたように、私ども、税関行政の一つの大きな柱として、迅速化とともに適正化、両方の柱だと思っておりますが、特に申告をより使いやすくするとか、あるいは到着即時輸入許可制度を導入するとか、さまざまな工夫を凝らしております。今後とも通関手続の迅速化ということについては尽力をしてまいりたい、かよう存じております。

○上田(勇)委員 今答弁にもございましたけれども、税関というのは、まず水際で、犯罪性の高い薬物だとか銃刀類だと、そういうものを防がなければいけないし、不正な物品が我が国へ入ってくることも防がなければいけない。そういう意味では適正、厳格でもなければいけない、同時に迅速でなければならないということです。

ので、そこで出てくるのが、特にこれから二十四時間体制というようなことも含めますと、やはり人員の問題が出てくるんじやないかというふうに思っています。

これは御要望として、ぜひ、こうした体制をしっかりと支えていくためにも、適正な人員を積極的に確保していくためにまた努力をしていただきければというふうに要請をさせていただきたいと思います。

次に、今回の法案の中で、知的財産の保護に関する措置が何点か含まれております。これは将来とも、我が国の産業の国際競争力を高めていく上で、こうした知的財産を形成する、蓄積していく、そしてそれに適切な保護を与えていくということは、国家戦略としても極めて重要であるといふふうに認識をいたしております。そういう意味

で、今度の法改正で対策が強化されているというところについては非常に評価をするものでござります。

その中で、ちょっととあえてお伺いいたしますが、今回の改正で、種苗法による育成者権を侵害する物品を輸入禁制品に追加する等の措置が講じられておりましたけれども、こうした改正が必要となつた背景、また、今回の改正による措置によりましてどういう効果が期待できるのか、所見を伺いたいと思います。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

育成者権でございますが、これは種苗法に基づきます品種登録によりまして発生する権利でござります。最近、品種登録件数が極めて増加いたしております。そして、この育成者権を侵害する事例も極めてふえてるわけでございます。そして、こうした状況の中で、侵害物品の水際の取り締まりということに対する要望が高まつておりますところでございます。昨年の七月に決定されました知的財産戦略大綱におきましても、育成者権侵害物品の水際阻止というものが求められているところでございます。

このような状況、背景にかんがみまして、今回この改正によりまして、育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加することにいたしまして、税関として、これに対して水際取り締まりを実施することとしたとしたところでございまして、育成者権の侵害物品の輸入に対する抑止効果、防衛効果も含めて、ひいては国民経済の健全な発展にも寄与しえるものではないかと期待しているところでございます。

○上田(勇)委員 次に、牛肉及び豚肉等に係る関税の緊急措置につきまして、本法案の中で適用期限を一年延長することとなつておりますが、このことについて何点かお伺いしたいと思います。

これらの関税の緊急措置については、ウルグアイ・ラウンド交渉の協議の結果をいたしまして、輸出国を含めます同意を得て導入されたものと承

知りたしておりますが、改めて、この牛肉及び豚肉等に係る関税の緊急措置の意義、それから必要性についてお考えを伺いたいと思います。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

先生からもお話をございましたように、ウルグアイ・ラウンドに際しましての米国等関係国との協議の結果に基づきまして、我が国が自主的に、ウルグアイ・ラウンド合意による譲許水準、これは五〇%でございますが、これをさらに関税率等の引き下げを行ふ、そのことのいわば代償として、パッケージとして導入されたものでございます。

こうした経緯のとて、この緊急措置は、関税率の自主的引き下げとあわせまして、輸出国ある

いは国内事業者、消費者の利益と、一方で国内生産者の利益のバランスを考慮したものとなつてゐるわけでございまして、したがいまして、譲許水準五〇%から関税率等の自主的引き下げ、三八・五%への引き下げとあわせて、一方で、牛肉の輸入が一定の水準を超えて、前年比一七%という水準を超えて増加した場合には、国内生産者へ与える影響を緩和するためにこの緊急措置は必要なもの、そのように考えてるところでございます。

○上田(勇)委員 そこで、今の牛肉についてなんですが、最近の輸入動向等についての御見解を伺いたいと思うんですけれども、平成十三年の九月に、残念ながら我が国でもBSEの患者が発見されまして、それ以降、相当長い期間にわたりまして牛肉の消費が落ち込んでまいりました。国内消費量も輸入量も、その間減少してきたわけでございました。国内生産量につきましては、昨年の初めから、月別で見ますと対前年比でプラスに転じて、生産量が回復に向かつたわけありますけれども、輸入量はその後もずっと低い水準を続けまして、昨年末になつてようやく対前年比がプラスに転じたということになつております。

こうした傾向を見ますと、輸入量が減ったのが、少なからずこうしたBSEによる消費の落ち込みが影響しているということは言えるんではなかというふうに思います。

緊急措置が発動される可能性が相当高いんではなかということが想定されます。ちょっとデータから試算してみますと、十三年度の第四・四半期の輸入量、これは十四年の一月から三月期であります、約九万九千七百トンであります。十四年の第四・四半期、ことしの一月から三月期に、その一・一七倍ということになりますと、十一万六千七百トンなんですね。この水準でこの緊急措置が発動されるというわけであります。しかしこれは、十二年度の第四・四半期、その二年前と比較してみますと、その同じ期間の輸入量の約七割の水準で発動される可能性が大きいんではないかと

ます。

○上田(勇)委員 次に、牛肉関税の緊急措置、これ

が、少なからずこうしたBSEによる消費の落ち込みが影響しているということは言えるんではなかというふうに思います。

そうしてみると、平成十五年度では、このまま延長しますと、比較的低い輸入量の水準でこの緊急措置が発動される可能性が相当高いんではなかということが想定されます。ちょっとデータから試算してみますと、十三年度の第四・四半期の輸入量、これは十四年の一月から三月期であります、約九万九千七百トンであります。十四年の第四・四半期、ことしの一月から三月期に、その一・一七倍ということになりますと、十一万六千七百トンなんですね。この水準でこの緊急措

置が発動されるというわけであります。しかしこれは、十二年度の第四・四半期、その二年前と比較してみますと、その同じ期間の輸入量の約七割の水準で発動される可能性が大きいんではないかと

ます。

ずっと輸入量が低水準で推移していたんですけども、昨年末から、そういう意味では輸入量が一定の水準を超えて増加した場合には、国内生産者へ与える影響を緩和するためにこの緊急措置は必要なもの、そのように考えてるところでございます。

○上田(勇)委員 ずっと輸入量が低水準で推移していたんですけども、昨年末から、そういう意味では輸入量が一定の水準を超えて増加した場合には、国内生産者へ与える影響を緩和するためにこの緊急措置は必要なもの、そのように考えてるところでございます。

緊急措置が導入された意義、必要性については、先ほど御説明いただいたとおりで、私も、今までの国内生産に対する影響等を考えたときに、こうした措置が必要であるということを考へると、この十四年度の第四・四半期の輸入量に基づきまして、十五年度から発動される可能性が大きいんではないかと

いうことが想定されます。

緊急措置が導入された意義、必要性については、先ほど御説明いただいたとおりで、私も、今までの国内生産に対する影響等を考えたときに、こうした措置が必要であるということを考へると、この十四年度の第四・四半期の輸入量に基づきまして、十五年度から発動される可能性が大きいんではないかと

いうふうに思います。

○須賀田政府参考人 牛肉関税の緊急措置、これ

%引き上げるというものでございます。私どもの試算によりますと、他の要素が一定であれば、まず御の方に約八%程度の影響があるんではないか、さらに、小売価格段階に約二・五%程度の影響があるんではないかというふうに試算はされているわけでございます。

仮に、流通業者、小売業者あるいは外食業者の方々がこの上昇分を販売価格に転嫁しない、ということになりますと、その分、経営面で何らかの影響といふものが考えられないわけではないわけでございますが、実態的に聞き取りを行いますと、流通、小売段階におきましては、関税のほかに、現地価格、国際価格でございますとか為替レートの変動というようなものがございまして、ある程度の価格の上昇というのは、商売上のリスクであらかじめ織り込んでおられるということでございますし、外食事業者の方々も、これはBSEの間経験したことでござりますけれども、牛肉の消費が減退すれば、豚肉とか鶏肉とか、あるいはシーフードだとか、こういったものに食材を変える等の経営努力もされておりまして、個々の事業者が、食材コストというものを販売価格にどう織り込んでいくかというの、経営戦略として総合的に判断をされているようでございます。

ただ、今後、仮に牛肉関税の緊急措置が発動された場合、こういう事業者あるいは消費者の方々への影響について十分注視していく必要があろうというふうに考へておられるところでございます。

○上田(勇)委員 今答弁にもあつたんですが、特にその中でも、外食産業の方々からは非常に強い懸念が示されています。確かに、いろいろと食材を多様化するというようなお話を今ありましたけれども、牛肉を主体としたメニューを扱っている事業者も多いわけですね。例えば、焼き肉店でのものに見えるといつてもなかなかそう簡単なことではありませんし、また、どうしても外食産業の場合には輸入牛肉を利用している事業者の割合が高いということでありますので、今八%程度というようなお話をもありましたけれども、輸入

価格が上昇するといったことについては懸念する方は当然のことであろうというふうに思つております。また、聞くところによりますと、国際市況も、オーストラリアやアメリカなどの天候の影響などもあって、どうも強含みであるというようないるわけでございます。

仮に、流通業者、小売業者あるいは外食業者の方々がこの上昇分を販売価格に転嫁しない、ということになりますと、その分、経営面で何らかの影響といふものが考えられないわけではないわけでございますが、実態的に聞き取りを行いますと、流通、小売段階におきましては、関税のほかに、現地価格、国際価格でございますとか為替レートの変動というようなものがございまして、ある程度の価格の上昇というのは商売上のリスクであらかじめ織り込んでおられるということでございますし、外食事業者の方々も、これはBSEの間経験したことでござりますけれども、牛肉の消費が減退すれば、豚肉とか鶏肉とか、あるいはシーフードだとか、こういったものに食材を変える等の経営努力もされておりまして、個々の事業者が、食材コストというものを販売価格にどう織り込んでいくかというの、経営戦略として総合的に判断をされているようでございます。

ただ、今後、仮に牛肉関税の緊急措置が発動された場合、こういう事業者あるいは消費者の方々への影響について十分注視していく必要があろうというふうに考へておられるところでございます。

○上田(勇)委員 今答弁にもあつたんですが、特にその中でも、外食産業の方々からは非常に強い懸念が示されています。確かに、いろいろと食材を多様化するというようなお話を今ありましたけれども、牛肉を主体としたメニューを扱っている事業者も多いわけですね。例えば、焼き肉店でのものに見えるといつてもなかなかそう簡単なことではありませんし、また、どうしても外食産業の場合には輸入牛肉を利用している事業者の割合が高いということでありますので、今八%程度というようなお話をもありましたけれども、輸入

価格が上昇するといつたことについては懸念する方は当然のことであろうというふうに思つております。また、聞くところによりますと、国際市況も、オーストラリアやアメリカなどの天候の影響などもあって、どうも強含みであるというようないるわけでございます。

仮に、流通業者、小売業者あるいは外食業者の方々がこの上昇分を販売価格に転嫁しない、ということになりますと、その分、経営面で何らかの影響といふものが考えられないわけではないわけでございますが、実態的に聞き取りを行いますと、流通、小売段階におきましては、関税のほかに、現地価格、国際価格でございますとか為替レートの変動というようなものがございまして、ある程度の価格の上昇というのは商売上のリスクであらかじめ織り込んでおられるということでございますし、外食事業者の方々も、これはBSEの間経験したことでござりますけれども、牛肉の消費が減退すれば、豚肉とか鶏肉とか、あるいはシーフードだとか、こういったものに食材を変える等の経営努力もされておりまして、個々の事業者が、食材コストというものを販売価格にどう織り込んでいくかというの、経営戦略として総合的に判断をされているようでございます。

ただ、今後、仮に牛肉関税の緊急措置が発動された場合、こういう事業者あるいは消費者の方々への影響について十分注視していく必要があろうというふうに考へておられるところでございます。

○上田(勇)委員 今答弁にもあつたんですが、特にその中でも、外食産業の方々からは非常に強い懸念が示されています。確かに、いろいろと食材を多様化するというようなお話を今ありましたけれども、牛肉を主体としたメニューを扱っている事業者も多いわけですね。例えば、焼き肉店でのものに見えるといつてもなかなかそう簡単なことではありませんし、また、どうしても外食産業の場合には輸入牛肉を利用している事業者の割合が高いということでありますので、今八%程度というようなお話をもありましたけれども、輸入

価格が上昇するといつたことについては懸念する方は当然のことであろうというふうに思つております。また、聞くところによりますと、国際市況も、オーストラリアやアメリカなどの天候の影響などもあって、どうも強含みであるというようないるわけでございます。

仮に、流通業者、小売業者あるいは外食業者の方々がこの上昇分を販売価格に転嫁しない、ということになりますと、その分、経営面で何らかの影響といふものが考えられないわけではないわけでございますが、実態的に聞き取りを行いますと、流通、小売段階におきましては、関税のほかに、現地価格、国際価格でございますとか為替レートの変動というようなものがございまして、ある程度の価格の上昇というのは商売上のリスクであらかじめ織り込んでおられるということでございますし、外食事業者の方々も、これはBSEの間経験したことでござりますけれども、牛肉の消費が減退すれば、豚肉とか鶏肉とか、あるいはシーフードだとか、こういったものに食材を変える等の経営努力もされておりまして、個々の事業者が、食材コストというものを販売価格にどう織り込んでいくかというの、経営戦略として総合的に判断をされているようでございます。

ただ、今後、仮に牛肉関税の緊急措置が発動された場合、こういう事業者あるいは消費者の方々への影響について十分注視していく必要があろうというふうに考へておられるところでございます。

○上田(勇)委員 今答弁にもあつたんですが、特にその中でも、外食産業の方々からは非常に強い懸念が示されています。確かに、いろいろと食材を多様化するというようなお話を今ありましたけれども、牛肉を主体としたメニューを扱っている事業者も多いわけですね。例えば、焼き肉店でのものに見えるといつてもなかなかそう簡単なことではありませんし、また、どうしても外食産業の場合には輸入牛肉を利用している事業者の割合が高いということでありますので、今八%程度というようなお話をもありましたけれども、輸入

価格が上昇するといつたことについては懸念する

ことは、もちろんのことであらうというふうに思つておる

ます。最後に、塙川大臣に一つお伺いをしたいと思う

のですが、今、株価が非常に低迷をしておりま

す。きょうも、先ほどの終値を見たところ、日経

平均七千九百四十五円と、また八千円割れという

ようなことでございます。こうした要因について

は、いろいろ方がいろいろな要因をおっしゃい

ます。イラクの情勢といったことも非常に大きな要因であることは間違ひがないんだろうというふ

うに思ひます。ただ、先日の政府の月例経済報告

を見てみると、企業の収益は改善しているとい

うことですので、これは株価に対してはブ

ラスの影響になるだろうと思うんです。

そうすると、今の株価が二月の半ばからずうつ

と下がってきているということは、それぞれの企

業の経営の問題とというよりも、株式市場における

需給の問題なのかなというような感じがいたしま

す。ただ、それも、いろいろな専門家の方々から

意見になつてゐるときに、今言われたような価格の

変動が非常に決定的な悪影響を与える可能性もある

るというふうに思つております。

私は、今の御答弁でいいますと、仮にこの緊急

措置が発動されても、その他のいろいろな要素で価

格やコストというのは実は決まっていくので、そ

れほど大きな影響はないんじゃないかというよう

な想定で考へられているというふうに受けとめま

したけれども私は、必ずしもそうではないんで

はないのかなというふうにも思つております。逆

の言い方をすると、もしそれほどそういう影響が

出ないのであれば、もともとのセーフガードとし

ての機能を發揮していないようなことにも

なりかねないわけでございますので、そういう意味では、事業者も含めて、消費する側には少なからず影響があるんだろうというふうに思つております。

そうしたことはともかくいたしまして、もし

場合には、先ほど、いろいろな影響については注

づいていたいというふうに思つております。

○上田(勇)委員 ゼヒ状況を十分に把握してい

たいといふうに考へているところでございます。

○上田(勇)委員 ゼヒ状況を十分に把握してい

たいといふうに考へているところでございます。

だきました、機動的対策を講じていただきたい

少しはまた変わってくるのかなと思うたりいたします。

それからもう一つ、私はいろいろな団体に行きました。話を聞きますと、株価が下がっているのは、やはり利回りといいましょうか、それと相関連しているようなことをよく言いますね。そうしますと、もう少し企業が配当を明確に示してくれるならば変わってくるんじゃないかなと思っておりますが、三月期の配当をちょっと聞いてみます。

企業収益はいいんだけれども、配当を復活するところもあるんだろうけれども、余り頼りになるものじやないということを聞いてちょっとがつかりしておるんです。配当が復配してくれればまた景気が変わってくるんじやないかと思つております。

いずれにしても、株価対策について、私たちは、空売りによるところの冷やし方、これだけは厳重に注意していきたいと思つております。

○上田(男)委員 以上で終わります。

○小坂委員長 次に、鮫島宗明君。

私も牛肉の特別セーフガード関連の質問をさせていただきますが、一部、既に上田委員が質問をしたこともありますので、なるべく重複を避けながらしたいと思います。

BSEの発生で、一時は国産の牛肉は二三%まで消費が落ち込んだ。それから、輸入の肉については六割ぐらいまで落ち込んで、これは大変なことだと大騒ぎになつたわけですが、徐々に市況は回復して、現在、輸入肉も八割水準まで来ています。国産の牛肉は九五%ほど平年並みにまで戻っていると思います。そういう戻りつつある中で、幾ら権利とはいえ、特別セーフガードを発動するのを少しおかしいんじゃないかという立場で質問させていただきます。

このことは、今も話が出ました外食産業の方々、輸入牛肉のビジネスに携わっておられる方々、非常に重大な関心を持って見守っておりま

ナダ、オーストラリア、ニュージーランドも大変関心を持つて見ている。私はずっとこういう質問をしたいと言つていまつたら、あいつはオースト

ラリアとかアメリカから金をもらつてゐるんじやないかという話もありましたが、どこかの国の農林大臣と違つて、私はそういう金権体質はありません。でも、そんなことは全くないということを蛇足ながら申し上げておきます。

先ほど財務省の方から、特別セーフガード導入の経緯について御説明がありました。ウルグアイ・ラウンドの合意では五〇%という水準だったけれども、日本がアメリカや豪州の立場をそん

くして、三八・五というふうに自主的に下げました。その代償措置として、輸入がふえたときはいつも五〇%に戻せるという権利を留保しておりました。

経緯はわかりましたが、では、この関税効果ですね。特別セーフガードに限らず、今WTOでも、関税をめぐつての各国間の激しい駆け引きが行われているところですが、関税の効果というの

関税の効果といいますか、関税の目的等を含めて、基本的には二通りあるかと思います。一つは、やはり何といっても、関税は、国内産業の保護といふ観点から、いわば保護関税と称している

ものでございまして、もう一点は、国庫収入の確保、財政関税と言つていますが、この二つの主要目的を有しているわけでございます。

この牛肉関税につきましても、先生御承知のように、以前は牛肉の輸入が自由化されていない、それが輸出国の強い要請等によりまして、平成三年度から輸入が自由化されたことから、その輸入牛

○鮫島委員 国内産業の保護が大きな目的の一つだということはわかりました。

先ほどの須賀田局長の答弁にありました、牛の特別セーフガードを発動すると、末端の消費価格は中間段階で吸収されるし、ある程度ビジネスをやつてゐる方々はこういうことを織り込み済んでおられるでしようか。

○須賀田政府参考人 大変難しい御質問でございました。私は、先ほど申し上げましたのは、ある程度業者の方も商売上のリスクを織り込んでおられるので

いうお話をいたしました。まず、順番に申し上げますと、先ほどの答弁と重なるわけでございますが、他の条件が一定ならば、関税が一一・五%上りますと、即に約八%、小売に約一一・五%価格が上がるということをございます。

この価格の上昇がどれだけ量に響くか。古典的な理論でござりますけれども、牛肉の価格弹性値というものを用いないといけないわけでございまして、価格弹性性がマイナス〇・八ちょっとでござりますので、二・五%小売価格が上がりますと

約二%需要に影響が、これは純粹に理論値で、他のものが一定であると仮定した場合の計算でございまして、理論上はそのようになるんじやないかというふうに思つております。

○鮫島委員 関税局長にもう一度お伺いしますが、先ほど、関税をかける大きな目的として、国内産業の保護というふうにおっしゃいましたが、国内産業を保護するためには、輸入牛肉の消費が落ちることが必要条件でしょうか。イエスかノー

つながらないんじやないです。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

基本的にには、先生のおっしゃるように、関税をかけることによってその価格が上がる。ただ、その価格の上がり方の態様は今ある農水省から御説明のあったとおりだと思いますけれども、基本的な方向としては、余計に関税が多くなればその分だけ価格は上がるわけですから、いろいろな流通過程を通じてその影響度合いはさまざまであろうと思いますが、上がる分だけはその分消費が減るということがまず基本的な考え方としては当然あります。

○鮫島委員 ちょっとよくわからないんだけれども。マークettが飽和しているときと、今のようになりますと、委員長のお許しをいただいて、ちょっと消費の変化のグラフをお配りしたいんですけど。

○小坂委員長 どうぞ。

○鮫島委員 国内産の牛肉の消費量の推移と輸入牛肉の消費量の推移をそれぞれ折れ線グラフで示したものをお配りしております。上の図は単純に対前年同月比で比べたもの、下が、前年が異常年だったもので、標準年の十二年度と比べたものです。上が非科学的なグラフで、下が科学的なグラフというふうに御判断いただいてもいいのですが。例えば、「一枚目の「国産牛肉の推定出回量の推移」というのを見ると、単純に対前年同月比で比べると、平成十三年十月には、十二年に比べて二三%まで落ち込みましたと、先ほど言つたように。ところが、次の十四年の十月は、前年にめちゃくちや落ち込みましたから四六一%などいうすごい数字になるわけですね、単純に対前年度でグラフを書くと。

それで、普通に考えれば、この下のグラフの方がいいと思いますが、輸入数量は約八割まで戻りました。国産の方は一〇〇%前後、九四%が直近の数字ですが、そこまで戻りました。ただ、両方ともまだ飽和水準に達していない。輸入肉も国産肉も飽和水準に達していないときに、関税で國

内産業の保護につなげようと思つても、こういうときは効果が出ないんじゃないですか。

つまり、飽和して両方が競争条件にあるときは、輸入肉に關税をかければ國産牛がふえるといふことがあるかもしれません。しかし、両方ともがまだ飽和水準に達していないときに関税をかけても、私は国内産業の保護につながらないんじゃないかと思いますが、關税局長の御見解はいかがでしょうか。

○田村政府参考人 まず、基本的に、今回の措置を、まさに先生御承知のように、五〇%を三八・五に自主的に引き下げるということのいわばパッケージとしての、一定の数量を超えた場合にはもとの讓許税率に戻すというパッケージの措置であるということを、何度も繰り返して恐縮ですが、申し上げておきたいと思います。

その際に、確かに今のような消費量、価格動向をたどっているわけでございますけれども、そして昨年の牛肉輸入の減少自体がBSEという極めて特殊な事情によるものではございませんけれども、しかしそうはいつても、その低い水準から安価な外国産牛肉が入ってくる。そしてそれがふえてくるということであれば、それはやはり國內に影響を及ぼすことは、その部分において懸念されが一番高いのは、四、五、六の第一期、それを去年の四、五、六と比べて一七%超えたら、八月一日からセーフガードが発動される的な発言がありました

が、今の状態でセーフガードが発動される可能性が一番高いのは、四、五、六の第一期、それを去年の四、五、六と比べて一七%超えたら、八月一日からセーフガードが発動される可能性の一番高いのは、四半期ごとに比べて、累積していくところがなかなか理解されていない面もあるのが、今度のBSEが発生により下降の購入数量はBSE発生により低下していきたために、脚注がついていまして、「平成十三年九月以来、十四年九月以降は十二年同月比を用いています」というふうにしてあるんです。なぜこういうだけは十二年同月比を用いるんでしょう

か。○須賀田政府参考人 我々もいろいろな政策をやつております。それで、この間、例えれば消費拡大の政策等々の政策をとつてまいりました。そういう政策を今後も継続すべきかどうかといふこと

ました。そういう政策を今後も継続すべきかどうかといふことを判断する場合には、やはりBSE発生前の水準と比較して消費がどの程度回復しているのかというのを見ないといけない。豚肉の消費が落ちているけれども、その落ち方は牛のBSE発生前に比べればまだにあるとか、そういう関税收入はどのくらいというふうに推定していく

ますか。○北村副大臣 これは、どのくらい見込まれるといふことを明確に言うことが必要だと考へます。それで、このセーフガード、五〇%から自主的に三八・五%に下げます、しかしパッケージとして五〇%にいつでも上げられる権利を留保するという合意をしたところが若干気になります。

農水省にお伺いしますけれども、このセーフガード、五〇%から自主的に三八・五%に下げます、しかしパッケージとして五〇%にいつでも上げられる権利を留保するという合意をしたところが若干気になります。

農水省にお伺いしますけれども、このセーフガード、五〇%から自主的に三八・五%に下げます、しかしパッケージとして五〇%にいつでも上げられる権利を留保するといふことを明確に言うことが必要だと考へます。それで、このセーフガード、五〇%から自主的に三八・五%に下げます、しかしパッケージとして五〇%にいつでも上げられる権利を留保するといふことを明確に言うことが必要だと考へます。それで、このセーフガード、五〇%から自主的に三八・五%に下げます、しかしパッケージとして五〇%にいつでも上げられる権利を留保するといふことを明確に言うことが必要だと考へます。

か、こういう異常な事態を想定されていたんでしょか。

○北村副大臣 お答えいたします。

想定していたわけではありません。BSEがまさか我が国で発生するなんということは、想定を

してこの措置をとったわけではありません。しかし、低い水準から急激に輸入が増加するこそによって、先ほど国内保護という言葉があります。

○鶴島委員 先ほど上田委員の方から、ことしの一月期と去年の一月期を比べて、ことしの方が一七%を超えていたら、四月一日からセーフガードが発動される可能性がある」というふうにしてあるんです。なぜこういうだけは十二年同月比を用いるんでしょう

か。

が、何が何だかわかりませんよということを農水省の方があまりから言つている資料だと思います。先ほど北村副大臣から約二百億円程度の関税收入になるんじゃないかという話でした。これは、関税の趣旨からいって、国内産業の保護と関税収入を得ること二つあるとおっしゃいましたが、この場合はやはり牛肉の生産農家の保護というところに力点があるわけでしようから、この関税収入はちゃんと牛肉の生産の現場の方に使われるのかどうか、それがどう担保されているのか、御説明いただきます。

○須賀田政府参考人 牛肉の関税収入を特定財源化する措置は、牛肉の自由化に踏み切ったとき以降用いられているわけでございます。これは法令によりまして肉用牛生産安定等特別措置法という法律によりましてその用途が決まっているのかどうか、それがどう担保されているのか、御説明いただきます。

○須賀田政府参考人 牛肉の関税収入を特定財源化する措置は、牛肉の自由化に踏み切ったとき以降用いられているわけでございます。これは法令によりまして肉用牛生産安定等特別措置法という法律によりましてその用途が決まっているのかどうか、それがどう担保されているのか、御説明いただきます。

肉用牛生産者補給交付金の交付、これは子牛の生産者に子牛価格が下がったときに補給するものでございます。あるいは、食肉に係る指定助成事業等の業務に必要な経費、それから肉用牛生産の合理化、食肉の流通の合理化その他畜産の振興に資する施策に必要な経費に使えというふうに法令上決まっているわけでございます。

それから、先ほどから先生、量のこと、回復したんじゃないかということを申されております。

実は、輸入牛丼と品質的に同等の國産の牛肉、これは規格でありますとBの2という規格でございます。乳用雄の種類でございます。これは、国

平成十五年三月十八日

二六六

て、なかなか市場に出なかつた、しかし、それ以上飼うとコストがかかるということで出荷をしました、そのときには物すごい安い価格で市場に出ております。

例えば、BSE発生前の十三年の八月、国産の乳雄B2はキロ七百十八円、豪州産がそのとき四百二十円でしたから、豪州産よりも高かつたわけござりますけれども、BSE発生後の十三年十二月はこれが何と百七十八円に落ち込んだ。そのとき豪州産の方は四百十七円、ほぼ同水準であつた。ことし十五年の一月でも、この国産の乳雄B2の水準は四百四十三円ということです。豪州産の四百五十六円も下回つてゐるということで、こういう面で苦しい経営を余儀なくされているということござりますので、そこへ輸入の増といふのはやはり経営を圧迫するんではないかというふうに考へております。

○鮫島委員 ちょっとと答弁が長いので時間がなくなつてきましたが……

○小坂委員長

農水省は、BSEの発生についてさまざま反省をした中で、どうも軸足を生産者に置き過ぎていた、これからは消費者側にも軸足を

移して、均等にらんだ農政をしたいといふに態度を変えたんだと思いますが、今度もこういふ実態的には別に輸入牛肉が急増しているわけでもないのに、特別セーフガードを適用して、流通サイド、消費サイドから約二百億を生産サイドに移していく、こういう措置をとるんですね。

私は、普通に、科学的に考へて、今世界とのさまざまな交渉をしていく中で、日本はちゃんと科學的、理性的に判断するんだということを表明するためにも、余りおかしなセーフガードの發動はしない方がいいんじゃない。私は別に国内の農業を軽視しているわけでもないし、それは大変大事な問題だと思いますが、余りおかしな發動の仕方というのは国際常識に反するんじゃないかとうことだけ最後に申し上げますが、もし閑税局長、一言ありましたら。

○小坂委員長 答弁は、時間終了しておりますので、次の方、お譲りになりますか。——はい、わかれました。

○北村副大臣

鮫島先生のおっしゃりたいことはよくわかりますが、今WT0、確かに抱えておりました。しかし、ウルグアイ・ラウンド等々で議論

したときに認められたそういうルールを、我々はやはり肅々とそれをやつていくということが大切だ、このように感じております。このことはルールどおりやつていきた、こう思つておるところでございます。

○鮫島委員 牛さんは半分米ですから、余り牛どんをいじめるごとに米の消費にも影響を与えることだけ申し述べて、私の質問を終わります。

○小坂委員長 次に、松本剛明君。

○松本(剛)委員 民主党の松本剛明でございます。

法案の審議に先立つてお伺ひをさせていただきたくと思つておつたんですけど、鮫島議員との質疑が続いてゐるようありますので、この件に関して一、二、私の方から先に御質問をさせていただきたいと思います。

もう一度確認させていただきますが、今の議論を伺つておつたんですけど、鮫島議員との質疑が続いてゐるようありますので、この件に関して一、二、私の方から先に御質問をさせていただきたいと思います。

○松本(剛)委員

二月二十八日の予算委員会の分科会での議論も、きょうの議論も、いつまでたつてもかみ合つていよいよな気がいたすわけですが。

ということですけれども、我が國への牛肉の主な輸出国、アメリカ、オーストラリア、カナダそしてニュージーランドから、これまでもさまざまな機会に、我が国の政府に対しまして、牛肉関税の緊急措置の発動を回避するよう申し入れが来ております。

具体的に三点ぐらい内容というのはあるわけで

すけれども、一点は、先ほど来出でております、結局こどしの場合は、昨年がBSEで輸入量が落ち込んで、そのレベルが回復しているということであり、措置の発動の本来の趣旨である輸入の急増からそのまま安定したことを見せてやらなければなりません。それから二点目に、これを発動いたしましたと、高い関税によりまして牛肉価格が上昇します。それは、各国の、アメリカの牛肉業者もそうあります。それから三点目に、これを発動いたしましたと、高い関税によりまして牛肉価格が上昇します。それは、各国の、アメリカの牛肉業者もそうあります。

具体的に三点ぐらい内容というのはあるわけですけれども、一点は、先ほど来出でております、結局こどしの場合は、昨年がBSEで輸入量が落ち込んで、そのレベルが回復しているということであり、措置の発動の本来の趣旨である輸入の急増からそのまま安定したことを見せてやらなければなりません。それから二点目に、これを発動いたしましたと、高い関税によりまして牛肉価格が上昇します。それは、各国の、アメリカの牛肉業者もそうあります。

い。関税収入はふえるという点は事実だらうと思

いますけれども。

そんな中で、我が国の全体の国益を考えたときに、本当にこれだけ各国が懸念を示してきているものに対して、我が国がやることが適当だと言うことはどうなつか。この辺、外務省として見解をお持ちであればお伺いをしたいと思います。

○茂木副大臣 我が国の国益という観点でありますけれども、既に北村副大臣の方からも答弁等々あつたかと思うんですが、まさにWTOの新ラウンドの交渉、国益をかけてやっているところでありますて、アメリカそしてまたオーストラリア等々とはいろいろな部分で意見がなかなか合わない、こういうところもあるわけであります。

広い意味の国益ということで申し上げると、確かに消費者の利益であつたりとかそういう観点も十分考慮しなきやなりません。しかし、今回の措置の発動、このものだけではなくて、全体の、例えば今進んでいる交渉等々も考えながら最終的に判断はされるべきだ、こんなふうに思つておりますして、もちろん外務省として、農水省初め関係省庁、そしてまた関係省庁の方から関係団体等々の意見も吸い上げていただいて、その中に総合的に判断すべきものだ、こんなふうに考えております。

個人的な見解としては、そういう観点からは、やはり慎重な対応というのは必要なんじゃないかなと思います。

○松本(剛)委員 おつしやつたような見解は私も一通りあります。慎重な対応というお話をされましたが、ぜひその点、外交全体をカバーするという意味で、外務省の立場を發揮していただきたいといふことを御要望申し上げたいと思います。

この件に関して、私も幾つか質問の通告をさせていただきましたが、かなりの部分が較島議員、そして上田議員の方からも御質問がありましたので、重複するところは割愛をさせていただきました

と思います。

最後に、塩川大臣に、この関税、牛肉セーフ

ガードの話、「二月二十八日の予算の分科会で較島議員と塩川大臣と御議論されたと思ひますし、こう話があつたか」というふうに思ひますが、二

月二十八日のときも、農水省とよく協議をしていましたが、大臣として、既に二週間ほどたつておりますので、よく協議をされた結果などは、いかがでしょうか。

○塩川国務大臣 これは国益に非常に重大な影響を及ぼす問題でございますので、十分に協議をして決定するという方向で進めておりますので、その点、御安心いただきたいと思います。

○松本(剛)委員 御安心いただきたいと言われたとて、安心させていただくということで確認をさせていただきたいと思います。

重複の部分があつたので、申しわけありませんでしたが、外務省と農水省の方はこれで結構でござります。ありがとうございます。

さて、法案の審議に入らせていただきたいと思

いますけれども、その前に、きょうイラクの危機の問題がありましたし、また私どもの当委員会と

しては、日銀の総裁、副総裁をお招きして、参考人としてお話を伺わせていただきました。財務大臣としてお話を伺わせていただきました。財務大臣

を少し伺つてまいりたいと思います。

経済にとっても大変厳しい状況だということは必ずしも懸念を示しておられることがあります。

この件に関して、私も幾つか質問の通告をさせていただきましたが、武藤副総裁を送り込んだ財務省として、また岩田副総裁を送り込んだ竹中大臣とし

て、日銀に対してもお問い合わせをいたしました

が、まだどういう形で日銀と連携して経済政策

を運営されようとしているのか、簡単にコメントをいただきたいと思います。

○塩川国務大臣 日銀は、法改正以来、独立性を維持して一生懸命やつてきたと思っております。速水総裁のときも懸命に努力されて、かつてなかつたことも随分やつてこられたと思つております。

私たちとしては、やはり日銀と一体的に財政、経済、金融、こういうようなものを進めていかなければならぬという、それは基本でございますのが、いかがでしょうか。

○塩川国務大臣 これは、日銀の方でどういうふうに手段をとられるかは別といたしまして、私たちとしては、別に物価のターゲットというもの、つまり、ターゲットをつくるということは、何%のものをいつまでにということ、それと同時にそれをどうしてやるかということが整合性を持つて一つの政策として提示されなければターゲットにならないと思つておりますけれども、私たちは、そういう厳しい縛りをするのではなくして、一つの物価のあるべき水準というものを定め上げさせていくということ、これを双方ともに心がけて努力していく、こう思つております。

○竹中国務大臣 財務大臣がおつしやつたとおりだと私も思つております。

あえて二点申し上げるとすれば、一つは、やはり共通の目標に向かつてお互いが努力する。その

際、政策手段の選択においては、日本銀行の独立性というものを我々としても大切にしていきた

い、これが第一の点。

第二の点は、まさにデフレという未知の領域に

我々は直面しております。政府としても、例え

ば、かありませんので、この機会に、両大臣の御所見にあつたと思つております。そういう事態が早く到来するようについて努力をしていきた

いと思つております。

○松本(剛)委員 法案の審議をしなきゃいけませ

んでも、このことは議事録にとどめて、与党の皆

さんにも、早くこの続きの議論をする機会をいた

だくようにお願いをさせていただいて、法案の審議に移つてまいりたいと思いますが、もう一点、これは関税定率法にも関係のある話だらうと思

いますが、WTOに関連をしております。

先般、塩川大臣と御議論をさせていただいたと

き、「二月二十五日の所得税の議論であつたかと思

いますが、中国の人民元に関する問題意識を共有

させていただいたのではないか」というふうに思

います。このことを、WTOを絡めて何か考えてい

ます。このことを、WTOを絡めて何か考えてい

か、そういうものをともに發揮していくことが必

要だと思つております。

○松本(剛)委員 塩川大臣、一点確認ですが、今物価水準を上昇に向けることがというお話をしたが、今言われているような物価水準目標を設定するべきだというお話をどうに理解をし

てよろしいんでしょうか。

○塩川国務大臣 それは、日銀の方でどういうふうに手段をとられるかは別といたしまして、私のもの、独立性を十分に尊重したいと思つております。

○竹中国務大臣 私は、かねてからこの委員会等で申しておきました。ありがとうございます。ありがとうございます。

私は、かねてからこの委員会等で申しておきました。私は、かねてからこの委員会等で申しておきました。

私は、かねてからこの委員会等で申しておきました。

後、これについて大臣の方で何か動きをとられたのか、また内閣の方で何かこれについての問題を取り上げられたのか、伺いたいと思います。

○塩川国務大臣 中国元のことについて、内閣で議論したことはございません。また、私もこの問題について、国際的な問題でございますので、方々でこれを主張してきているということでもございません。しかし、先月パリにおいて開催されましたG7におきましても、私の世界経済に対する見方の報告の中の一つとして、貿易が自由化して非常に拡大しておることは結構だ、であるならば、同時に金融も自由化すべきではないか、特に為替について取扱銀行等を開放すべきではないかと、そういうことを申し立てたのでございまして、特定の国名を挙げて言つてはいるわけじゃございません。しかし、私は、これは機会あるごとにその主張を続けていきたいと思つております。

○松本(剛)委員 お伺いした話が重複していると 思います。その続きがもしあればということでお伺いしたかったわけあります。閣議では、内閣中では特にその問題を取り上げてはないとお話をでしたので、先へ進ませていただきたいと思います。

与えられた時間が残りわずかになつてしまひましたので、具体的にこの関税定率法の法案について、今回の法案の一つの目的は後開発途上国の支援だというふうに御説明をちようだいいたしました。それに支援を目的として、対象品目の拡大であるとかいう法案の改定がとられていくというふうに理解しておりますが、こういつたものは各団体の方から要望があるものなのでしょうか。そして、そのことによってどのぐらいの効果があると見ておられるのか、こういつた試算があれば、いただきたいと思います。

○小坂委員長 指名がありません。
○谷口財務副大臣 答弁できますか。
○谷口副大臣 後開発途上国、LDC支援のことです。ざいりますけれども、対象品目は、各産業省の要望を受けまして、協議の上、行つておるわけ

でございます。

それで、この後開発途上国に関する問題を一層の支援の必要性が認識をされておることにかんがみまして、国内産業の影響も配慮しつつ、で

くるだけ後開発途上国に実質的な恩恵をもたらすように配慮をして決めておるところでございま

す。
○松本(剛)委員 一応、通告をさせていただいた質問だと思いますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

お聞きいたしましたのは、何らかの形でフェアバーを与えるということは、国民にとっては、ある程度得べかりしものを差し出すということになります。ただ、どうというふうに思いますから、後開発途上国の支援ということであれば、やはりそれぞ

の国に感謝をしていただく、まあ感謝をしてい

ただかないといけないといって押しつけたらいなかぬのですけれども、そういう部分において、きちんと相手の国々の要望を確認していただいて、そういう形でやつていただくという手続をきつととつていていただくようにしていただきないと、一方的にやつて向こうは余り感謝をしていないといふことであると、国民が、得べかりしものを失つ

中では一番損をする形になるのではないか。それで、どういう形でお決めになつてあるのかといふことをお伺いしたような次第であります。

これからぜひそういう形でお進めいたくよう

に御要望、お願いをしたいと思います。

私の持ち時間が間もなく終わると思いますので、もう一つ、国際開発協会の法案についてもお伺いをさせていただかないといけないと思つておりま

ります。

こういつた国際貢献というんでしようか、援助をさせていただくに当たつてのポイントになろうかと思ひます。大

きく分けたら二ヵ国間と、こうした国際金融機関を通じて行うものと、二種類のものがあるだろ

うというふうに思います。

各議員の先生方もそうであらうと思いますが、

地元へ帰られると、私のところにもたくさんある

のですが、これだけ国が赤字だというんだったら、海外にほんほんお金をやらぬと、そつちを削つたらしいんじやないか。こういう声は地元の方ではよく出てくる話であります。

広く御理解をいたぐりように我々も話をすればありますけれども、最大のポイントは、相手の国がどのくらいそれを感じてくれているのかと、二ヵ国間援助はあれですが、国際的な機関を通して行つた場合、どのくらい日本が努力をしているのかがどのくらい伝わつてゐるのかといふのが大変大きなポイントになるのだろうというふうに思います。

残念ながら、今回の国際開発協会についても、このIDAについては特に日本の出資比率が大変高いわけですね。世銀そのものであつたり、民間に行くIFCなんかに比べても、日本の出資比率は相対的にこのIDAは高いのではなかろうかと、いうふうに思います。いわば、子会社の部分にたくさんお金を出して、もとの親の、最も決議ができる部分の出資比率は必ずしも高くない。この辺、国際開発金融機関の部分で、どうも日本は負担ばかりさせられているのではないかという懸念がぬぐえないような格好になつてゐるような感じがするわけですから、こういつた国際的な開発金融機関の援助について、この効果をどう考えて今回これだけの出資をお決めになつたのか、それだけお伺いをして、私の質問を終了させていた

だきたいと思います。

○谷口副大臣 今回は、二国間援助ではなくて、IDA、国際開発協会を通じて援助したわけでございます。

この利点について申し上げさせていただきますが、第一は、援助に関する専門的な知識経験が蓄積をされているということで、これらを活用して効果的な援助を行うことが可能になるということ

また、国際機関としての中立的な立場から途上国に対して適切なアドバイスを行つほか、協調融資、保証といった仕組みを活用することによって、いわば触媒的な途上国の資金の流れを促進するというようなことが期待できるということでございます。

また一方で、被援助国の立場で見ましても、必ずしも行政能力が十分ではない途上国にとりまして、IDAの豊富な知識経験に裏打ちをされ、融資政策のアドバイスというのは極めて有益であるというようなことからも高く評価されておるわけでございます。

また、先ほど先生おつしやつたように、今回も、出資の割合につきましても、従来に比べまして、前回増資は我が国が一八・七%ございましたから、これを一六%、一一・七%減らしたわけであるわけでございます。

○松本(剛)委員 もう終わりますが、ちょっとお聞きしながら、今回の国際開発協会についても、このIDAについては特に日本の出資比率が大変高いわけですね。世銀そのものであつたり、民間に行くIFCなんかに比べても、日本の出資比率は相対的にこのIDAは高いのではなかろうかと、いうふうに思います。いわば、子会社の部分にたくさんお金を出して、もとの親の、最も決議ができる部分の出資比率は必ずしも高くない。この辺、国際開発金融機関の部分で、どうも日本は負担ばかりさせられているのではないかという懸念がぬぐえないような格好になつてゐるような感じがするわけですから、こういつた国際的な開発金融機関の援助について、この効果をどう考えて今回これだけの出資をお決めになつたのか、それだけお伺いをして、私の質問を終了させていた

改めて、そういう点についても御留意いただきたいとお願いをして、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○小坂委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 自由党の中塚です。

国際情勢が大変に緊迫の度合いを増す中で、関税定率法とIDA出資法の審議ということです。で、法案の中身にも関連しながら、ちょっととそのほかのこともお伺いをしたいというふうに思ひます。まず、この関税定率法ですけれども、特惠関税制度というのが入つてゐるわけですね。もちろん、開発途上国からの輸入産品に対して通常の関

税よりも低い税率を適用して、相手国の経済発展を促進しようと、考え方自体は間違つてないといふに思いますが、私は一つ気になるのは、中華人民共和国、中国が入っているんですね。私も、日中友好はもちろん大事だと思っていますし、中国が経済発展をしていくことによって、そしてまた日本とイコールフルティングな形で競争ができるようになつていけば、本当に望ましいのだろう、といふには思いますけれども、ただ、こういう景気の状況の中で、大臣の選挙区も中小企业の町で、しょうし、中国産の製品がいつぱい入つてきて大変なんだという声はよくお聞きになつているんだろうと思う。副大臣の選挙区もそつなんでしょうね。そういうつことは、中華人民共和国、中国は核兵器とどももう一つは、今まで持つてゐるわけですね。そういうふうな国に対する、核兵器を使うお金を使つて、そこには經濟発展の方につき込んでもらえれば、また違う局面は開けてくるはずなんだろうと思つんですね。

そういう意味で、この特惠受益国、特惠待遇国ということについて、我が国として明確な基準を持つておるんだ、というこの思想は通じるようなつくるとか、あるいは、国際的にそういった基準を持つていくとか、いうふうな働きかけをするべきではないかと思うんですが、大臣、いかがでしようか。

○谷口副大臣 国際的な基準を定めるような働きかけをすればどうかということでございますが、特恵は、ガットにおきまして、先進国から途上国に対して自發的に与えることができるものとされておりまして、一義的な国際的基準は定められておらないわけでございます。

特恵の運用に当たりましては、多くの供与国は、開発途上国を支援するという制度の趣旨を踏まえまして、所得水準を基準としつつ、さらに途上国からの要請等も考慮しながら、おのとの制度を運用しておるわけでございます。

このような特恵開税制度の性格にかんがみましまして、各國がおののの事情に応じて運用するとい

りと申し上げておきます。

○中塚委員 日米同盟が大切だというのは私ももちろん否定はいたしませんし、大変重要な二国間関係だと思いますが、今回、決議なしでアメリカ、イギリスがイラクを攻撃する。他方、今度北朝鮮問題が緊迫化してきた場合に、経済制裁ということについて考えた場合に、経済制裁が本当に実効性を上げるということであるならば、やはり国連決議に基づいて経済制裁をした方がより効果は上がるはずですね。例えば、北朝鮮ですから、中国とかロシアとかが北朝鮮に対する経済制裁に反対したということになつた場合に、アメリカと日本との二ヵ国だけで経済制裁をしても実効は上がらない、私はそういうふうに思うんですよ。

ですから、矛と盾の関係をおつしやいましたけれども、北朝鮮の問題があるからアメリカを支持するということではなく、やはり北朝鮮の問題があるからこそ国連決議をちゃんととつた上でイラクに対する攻撃というものも行われなければいけないし、北朝鮮問題が緊迫化した場合には、国連決議に基づいての経済制裁の方がより効果を上げることになるんではないのか。そういう意味で、国連決議というのは重要ななんではないかというふうに思います。

○塩川国務大臣 国連の合意というものは、それは国連の中でも、それの参加しておる国がやはり自己の国益というものを中心に考えますから、先ほど言つたテロの防止で一致するということは言つても、実際、実行については、やはり国益優先でありますので、意見がまとまつてこないのが現状なんです。

そういうことをただ傍観して国連の決議を待つておるのか。あるいは、ちょうど第二次世界大戦が始まります前に、ミンヘン会議がございまして、チエンバレンの失敗を私たちよく見ておりまます。でございますから、国際政治というものはそういうふうに動いていくものだということをやはり意識して、自分の国益をどう守るかということ

とは、国の自主的な判断で決めるべきであろうと思つております。

○中塚委員 十九世紀的な主権国家論を振りかざすと世界じゅうから戦争はなくならないんで、もろん、独裁者を甘やかしちゃいけないのは、大臣のおつしやったとおりだと思います。

七時半から、経済金融関係の会議が開かれるというふうに伺つております。

○上杉政府参考人 お答えいたします。

当方の調査結果によりますと、四行ともコストを積み上げて百五円というふうに決定したものではなくて、土曜日の他の時間帯あるいは日曜日の手数料が百五円であるということに合わせたものであるということございました。

○佐々木(憲)委員 その後、公正取引委員会は三月十一日に調査結果を公表しておりますので、公取にまずお聞きをしておきたいと思いますが、今回のATM手数料に関する調査で、大手四行でコストを積み上げて百五円とした銀行があるのかどうか。これをまず確認しておきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 お答えいたします。

上げたわけであります。

その後、公正取引委員会は三月十一日に調査結果を公表しておりますので、公取にまずお聞きをしておきたいと思いますが、今回のATM手数料

果を公表しておりますので、公取にまずお聞きをしておきたいと思いますが、今回のATM手数料

としておきたいと思いますが、今回のATM手数料にかかる調査で、大手四行でコストを積み上げて百五円とした銀行があるのかどうか。これをまず確認しておきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 お答えいたします。

○佐々木(憲)委員 極めて銀行寄りの答弁であります。ココスト計算もしないで何で手数料が決められるのか。これが正常だという認識は、私は全く理解できません。しかも、横並びであります。

もう一つの側面からいいますと、では、百五円と決めた、それを押しつけるだけですから、明らかにこれは優越的地位の乱用ではないかと思うんですね。

○佐々木(憲)委員 竹中大臣も、私の質問に対する答弁で、「その個々の経営判断に優越的な地位の乱用がないようになります。」こう答弁されていましたが、これは覚えていてますね。

竹中大臣も、私の質問に対する答弁で、「その個々の経営判断に優越的な地位の乱用がないようになります。」こう答弁されていましたが、これは覚えていてますね。

○竹中國務大臣 さらに、競争がさらに促進するような環境をめぐらしくしてつくつしていく必要があると思っております。」こう答弁されていましたが、これは覚えていてますね。

竹中大臣にお伺いしますが、コスト試算もしないで一方的に値上げを決める、しかも各行横並びで行う、こういう銀行の姿勢は果たして正常なのかどうか。大臣の見解を伺いたいと思います。

○竹中國務大臣 御指摘のとおり、公正取引委員会の調査結果において、今答弁があつたような結果が出てるといふうに認識していますが、銀行という非常に大きな組織を持った企業で、それが非常に細かな行為について事細かな原価計算のようなことを行うといふうに認識していますが、銀行が、なぜ大手が横並びで百五円なのか、また、両替機での手数料も、百円玉を一円玉に両替すると二百円の手数料が取られる、こういう問題を取り

決定しているというふうに理解をしております。

○佐々木(憲)委員 まして、コスト計算もしないで何で手数料が決められるのか。これが正常だという認識は、私は全く理解できません。しかも、横並びであります。

もう一つの側面からいいますと、では、百五円と決めた、それを押しつけるだけですから、明らかにこれは優越的地位の乱用ではないかと思うんですね。

○佐々木(憲)委員 その意味では、優越的地位というふうにおっしゃいますが、銀行大手は同じような料金であるけれども、それに準ずる銀行について料金はやはり違いますし、地銀においてもそれぞれ違っています。そうした中で、決して一方的に価格を押しつ

る。そうした中で、決して一方的に価格を押しつ

けるということではなくて、それぞれに、それなりの競争メカニズムの中で各行が経営戦略として

価格設定をしているというふうに思います。

○佐々木(憲)委員 追加的な費用あるいはメンテナンスの費用、これを計算していると思うとおつしやいましたが、計算していないじゃないですか。

先ほどの公取の報告によつても、コストを積み上げて百五円とした銀行はないというわけでありまして、大臣は何か非常に、各銀行とも計算をして決めたようなことをおつしやいますけれども、これは全く事実と違うわけであります。しかも、横並びで百五円なんというのを勝手に決めて押しつけるわけですから、これは一方的な通告だけでありまして、何の競争原理も働かないわけあります。

公取は、カルテルについて、その調査結果に基づいて注意というようなことを一応されたようあります。が、今回は優越的地位の乱用というようなことは調査をされていないわけです。これは当然調査すべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○上杉政府参考人 今回調査を行いましたのは、従来から、各種の手数料につきまして大手銀行が値上げを実施しますと、他の銀行が追随するという形が見られましたので、今回の土曜日のATM利用手数料につきましても、同調的な行動がどちらかというような報道がございましたので調査を行つたものでございます。

なお、私どもは、調査を行う場合には、まず事実関係の究明ということを行いまして、それに独立禁止法の諸規定に照らして問題があるかどうかということを調べる、こういうことを行いますので、当然、優越的地位の乱用というような問題についても視野に置きながら調査を進めたということをございました、そのような観点からの問題は見られなかつたということをございます。

○佐々木(憲)委員 それはATMについてそういう結論を出されたと思うのですが、私はATM自

体も問題だと思いますが、それ以外も、例えば当

座小切手用紙の交付、つまり、当座勘定を開いて

いる方が小切手用紙五十枚つづり一冊を交付され

る。その場合に、今までにはこの手数料が六百三十円だった。ところが、新しい手数料は、昨年十二月二日には二千百円に上がつているんです。三倍以上です。あるいは手形用紙五十枚つづり一

冊、これが、千五十円だったのが三千百五十円。三倍ですよ。これは昨年十二月二日に、両方とも

みずほ銀行です。

こういうことが一方的に行われるというのは、ここに何の競争原理も働いていないわけです。例えば、三千円以上に上げたいと思いますが、いかがでしょうかかという相談はありましたか。ありますね。一方的にやるわけです。つまり、まさにこういうことは優越的地位の乱用に該当する疑いが強い。

今回は、ATMの手数料の問題、これについてのカルテル的行為を調査されたようですが、もしかして、それ以外にも、手数料のこのようない方的値上げというのには優越的地位の乱用の疑いが濃厚であると私は思いますけれども、これからも、こういう問題については全く調査をする意図も、そういう視点から考慮もないという立場なものでしようか。それとも多少はこういう問題について検討していく、あるいは調査していく、そういう姿勢はあるんでしょうか。

○上杉政府参考人 お答えいたします。

公正取引委員会として、金融機関による優越的地位の乱用というような問題が多く指摘されておりましたので、平成十三年七月に、金融機関の取引慣行につきまして調査を行い、その結果に基づきまして、優越的地位の乱用に当たる場合についての考え方を示し、それを公表したところをございます。

したがいまして、私どもとしても、金融機関に

より優越的地位の乱用というものについては十分

注視してまいりたいと考えておりまして、具体的な情報がござりますれば、この考え方に基づいて

厳正に対応したいと考えているところでございま

す。

○佐々木(憲)委員 事実関係は、私が指摘した問

題はほかにもいろいろありますので、それを調査

して十分対応していただきたいということを要望

しておきたいと思います。

では次に、法案についてお聞きをしたいと思

います。

今回の法改正の中に、通関の一層の効率化とい

う立場から、海上貨物到着即時輸入許可制度とい

うのがあります。これは、税関検査が不要と判断

された場合、相手国から出港する時点で申告を受

けて予備的な審査を開始する。つまり、出港の段

階で予備審査を行う、港に入るまでに輸入許可を

出すというものです。

そうすると、貨物が到着したら、コンテナヤードに搬入せずに、直ちに国内に持ち込むというこ

となるわけですね。これは、現物検査というものは全く行われることになると思うのですが、いかがでしょうか。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

海上貨物の到着即時輸入許可制度でございます

が、基本的には、今先生おつしやられたとおり、

まず大前提として予備申告が必要でござります

が、その予備申告が行われた海上貨物のうち、税

関における審査の結果、取り締まり上の支障がな

いとして検査が不要とされた貨物につきまして

は、その貨物を積載した船舶の到着が確認され次

第、輸入を許可するということでございまして、

予備申告により検査扱いとなつたものについて

は、従来どおり保税地域へ貨物を搬入して、そこ

に実際に入庫してしまつて、輸入貨物を

許可することとなるということでございます。

○佐々木(憲)委員 結局、現物検査は行わない、

こうしたことになつてしまつてあります。

それでは、その前提となつて、今おつしやいました検査が不要と判断をする、これは何を基準

として、これは全般的にそうでございますが、限られた人員で社会悪物品等の流入を水際で効果的に阻止しなければなりませんので、そういう観点から、いろいろさまざま情報を蓄積したシステムであります通関情報総合判定システムというのも持っております。そして、これを基本的には活用することによって、適正な申告が行われています。

○佐々木(憲)委員 簡単に言いますと、総合判定

システムというの、疑いという点での情報があ

るかどうか、あるいはこれまで問題を起こしてい

る企業であるかどうか、そういうような情報を基

準にする。

そうしますと、情報がない、あるいは従来問題

を起こしていい企業が輸入すると、これは検査

が不要であるというふうになります、フリーパスになります。

○佐々木(憲)委員 簡単に言いますと、総合判定

システムというの、疑いという点での情報があ

るかどうか、あるいはこれまで問題を起こしてい

る企業であるかどうか、そういうような情報を基

準にする。

そうしますと、情報がない、あるいは従来問題

を起こしていい企業が輸入すると、これは検査

が不要であるというふうになります、フリーパス

になります。

○植田委員長 次に、植田至紀君。

したがいまして、私どもとしても、金融機関に

より優越的地位の乱用というものについては十分

注視してまいりたいと考えておりまして、具体的な情報がござりますれば、この考え方に基づいて

して不要であるという判断をするのでしょう

か。

法案に即しながら何点か時間の許す範囲でお伺いしたいのですけれども、今回の法改正にかかわらなければ、いわゆる侵害物品に係る水際措置の強化ということで、育成者権侵害物品に輸入禁制の特許権、意匠権などの侵害物品とあわせて輸入差しとめ申し立て制度の対象にしているという点については、政府の姿勢を示すものとして、時宜を得た対応であると私は評価をしているわけです。

そこで、最近の知的財産権侵害物品の輸入差しとめ実績の件数を見てみると、一昨年で、全体で一千八百十二件、その前年を七七%上回っておるわけですが、公表されておる昨年の一月から九月での実績では、これがさらに四千百九十六件というふうになつております。

さて、権利の種類別で見ますと、この四千百九十六件の大半は商標権、著作権で占められておりまして、今回の改正で輸入差しとめ申し立て制度の対象となる特許権、意匠権はほとんど差しとめられていない状況ではないかとデータからは推察するわけです。今回、育成者権も新たに加えられ差しとめることは非常に困難であろうと推察するわけですが、その点について、どんな対応をお考えなんでしょうか。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。
ただいま先生からお話をございましたように、今回の改正法案におきまして、一つは育成者権侵害物品の輸入禁制品に係る輸入差しとめ制度の導入、この二点をお願いしているところでござります。

今回の法改正に係ります知的財産権侵害物品の取り締まりに際しましては、例えば特許権、意匠権、育成者権等侵害物品を輸入禁制の特許権等侵害物品に係る輸入差しとめ制度の情報を税関においてオンラインで検索するようなシステムをつくるとか、あるいは育成者権につきましては、農水省の、例えばDNA鑑定とか、

そういう技術を活用することで協力をいただくとか、そういった効率的な実施も図つてまいりたいと考えております。

また、税関におきましては、現在、知的財産権の侵害物品に係る業務を専門的に処理する者として知的財産調査官等が配置されています。これら

の要員につきまして、これまで何回か充実を重ねてきておるところでございますけれども、知的財産権侵害物品非常に数もふえてきております。

○植田委員 今も局長のお話で出ておりましたの

で、この知的財産調査官というポストは、実際、税關では一ポストしか増設されへんというふうに聞いています。そういう意味で、法律は整備し

た、これは私はいいと思うんです。実際、私は賛成するわけですから。ただ、本来、実行できる体制をしつかりとこしらえぬことには、法はでき

たものの、ではそれを実行しようと思つたら、非常に心もとなない体制ではないだろうか。まず執行

体制を十分整備した上で、それを実行あらしめ

る。それを根拠づける法整備というのを普通手順なんじゃないかと思うんですが、その点どうお考

えか。

もう一点、少なくとも知的財産権にかかわっておるわけでも、税關職員のスキルが身につくわけじゃないわけ

は、今もそれぞれの各省庁のノウハウ等々のお話もされていましたけれども、当然これは非常に高

度な専門知識を要するわけでござります。

○植田委員 その程度のものだらうと思いますの

で、時間がありませんから結構です。

次に、今回は、通関の一層の効率化ということ

で、簡易申告制度の改正等々、いわゆる効率的な業務運営を図っていくという観点から改正が行われているわけです。

これは、この間の経過、改正のたびにさまざまな業務運営の効率化を図つてき

たということは私も承知はしておりますが、いざ

○田村政府参考人 お答え申し上げます。

まず第一点の、知的財産調査官を初めとした人

員の面でございますが、先生おっしゃるように、確かに、数としては極めてわずかでございます

だけでありますと、十四年度も二十五名程度でござります。ただ、少し前の年で比べますと、例え

ば九年度ですと二十二名ぐらいでしたから、少し

ずつではございますが、人員はふえてきていると

いう点を申し上げたいと思います。

もう一点、知識や技能の開発といいますか、育

成でございますけれども、まさに知的財産権の内

容は千差万別でございますし、登録件数等も膨大

に上がっているわけでございます。このような状

況のもとにおきまして水際取り締まりの実効性を

確保していくためには、まずは権利者から侵害に

関する的確な情報の提供をいたなく、そして、そ

うした情報を含めて、職員に対する研修を十分実

施して、職員の能力の向上に努めていく、これが

まず第一だと思います。

このため、権利者に対しまして輸入差しとめ申

し立て制度の利用を促して、そして、知的財産権の設定内容とか、あるいは本物とにせものとの見分け方等の情報、これをまず権利者から教えていただいて、それをきちっと周知していくというこ

とがあります。

そういう周知のほかに、税關におけるさまざま

な研修あるいは知的財産権全體にわたるセミ

ナーの開催等を含めまして、職員の知識や技能等

の習得を図つていただきたい、そのように考えており

ます。

○植田委員 その程度のものだらうと思いますの

で、時間がありませんから結構です。

次に、今回は、通關の一層の効率化ということ

で、簡易申告制度の改正等々、いわゆる効率的な

業務運営を図つていくという観点から改正が行わ

れているわけです。

これは、この間の経過、改正のたびにさまざまな業務運営の効率化を図つてき

たことは私も承知はしておりますが、いざ

この二点、お願いします。

○植田委員 要するに、ふやさなければいかぬと

いうのは共通認識だということは今おっしゃつた

とおりで、いろいろな枠組みの中で努力します

と、いつも、千度私聞いて、ふやさなければいかぬと思つてゐるんですとさえ言つていただければ、しつこく聞くこともなかつたのでございます。

ただ、ここまで質問通告で細々とは言つていませんけれども、例えば、通関部門の職員の働く職場では、去年から全国の八官署で執務時間外の通関体制の試行が行われて、元日を除くすべての日を開序とした対応がトライアル的に実施されるわけです。これは、増員されないままに、限られた人員の中でもやりくりをしているわけですね。これは現時点でどうなつてゐるかということやはり伺いたいところです。

実際、この件については、とりわけ港湾における国際物流の促進を図る観点からすれば、港湾の二十四時間のフルオープン化というのが進んでいます。そうしたことでも、今後の動向が注目されるわけですから、税關では、現行のいわゆるトライアル、試行をもとにして、七月には本格実施に向けた検討が行われると聞いています。

仮に本格実施になれば、これは当然増員せぬことには対応ができなくなるだろうということを懸念するわけですし、業務負担が高まれば適正迅速な通関が阻害される場面も出てくるだろう。そういうことがないように体制の整備をしていただきたいわけですが、先ほど、ふやさなければあかんとおつしやつたところには、今申し上げた点についても当然念頭にあるということですね。それだけ確認させていただけますか。

○谷口副大臣 今先生がおつしやつたように、二十四時間フルオープン化等々、やはり業務の上で

も大変複雑化しておるわけでござりますし、また人間が必要な状況でござりますので、いずれにいたしましても、先ほども申し上げましたように、増員は必要だというその考え方の中で、最大限私どもとして努力をさせていただきたいというふうに思ひます。

○植田委員 現実に、去年なんかのワールドカップのときでも、実際、全国から、言つてみれば成

田等に人を張りつけたわけですね。その場合、不正薬物の摘発が、その前の年、一昨年の四倍もあつた、三十六件摘発で、これは、一昨年よりも去年の方がふえたというよりは、むしろ巧妙な事件に対して人員を、体制をとつたことで、隠匿したケースを適切に摘発することができた。例えはのみ込みなんかも九件も発見されているといふことを聞いておりますけれども、これはやはりきちんと多くの検査職員を配置した、それで効果的な取り締まりができるということの証左だといふふうに私は思うわけです。

その空港の話で、最後、一点伺いたいんですけども、平成十七年に中部国際空港が開港する。これは二十四時間空港を目指しているようですが、それでも、当然、名古屋空港、現在の小牧の需要を上回るということは見込んでいるわけですから、も、その辺の見込みがどうであるのかということは、業務量が現在よりも当然上回るということですけれども、実際それに対応する税關職員が、では、採用したからすぐその職責を全うできるものではないわけですから、当然ここで十分な要員を確保するよう最大限政府としても努力をされたいと思っておるわけですが、その点の要員の確保について。

この二点、中部国際空港の件に限つてなんですかね。されども、いかがでございますでしょうか。○谷口副大臣 今おつしやつたように、十七年三月開港予定で、今中部国際空港が建設を進められておるわけでござります。

この開港に伴う要員につきましては、当該空港における国際空港需要、また内外航空会社の具体的な運航計画等を見きわめつつ、出入国旅客の検査等、税關業務の処理に支障のないように、前向化と衰退を促進し、我が国の革新的製造業の空洞化の製造業者、職人に倒産、廃業など深刻な打撃を及ぼすからです。

○植田委員 ほちほち時間になるかと思ひますのでもう終わりますけれども、今いろいろな例を出

しながらしつこう増員が必要やなという話ばかりさせていただいたわけですから、なぜ私がそういうことをしつこう聞くか。迷惑な質問じやないと思うんですね、そのことを聞くこと自体は。

これまで、税關行政というものは、税關職員の努力によって、少なくともその時々の社会経済情勢に的確に対応してきただろうと私は評価するかたちです。その責務はきちんと果たしてきました方がこれからも適切にその職務が遂行できる、その責務を果たすことができる環境を、やはり政府として常に問題意識を持っていただきたいということ、関税定率法にひつけてこの要員の話を聞かせていただきたわけでございまして、今副大臣の方から御答弁ありました結果としてきちんと出るよう、その結果を見て、またお伺いする機会があろうかと思いまます。以上で終わります。

○小坂委員長 これにて両案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○小坂委員長 これより両案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、関税定率法等の一部改正案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正案の両案に反対の討論を行います。

関税法案に反対する理由の第一は、加工再輸入減税制度の対象品目への革製履物の甲の追加が、

第一に、国際開発協会を含む世銀グループは、アメリカが自國の戦略的利益を追求するための経済的道具となつており、本法案による日本の追加出資は、アメリカの世界戦略を補完する役割を果たすためのものだからであります。

第二に、国際開発協会を含む世銀グループの進める構造調整融資は、画一的な経済政策への変更を融資条件とし、途上国に緊縮財政、公的部門の民営化、市場開放などを押しつけてきました。その結果、福祉予算削減、増税など国民に犠牲をもたらし、一部の成功例を除き、経済困難に陥った多くの国を混乱と貧困化に陥れ、債務増大をもたらしています。九〇年代後半のアジア経済危機では、危機を拡大する役割さえ果たしました。

国際開発協会の今回の増資は、世銀グループの

ています。これは大企業優遇の性格を持つものであります。その延長は認められません。

第三に、簡易申告制度の改正は、輸入品現物に対する検査体制を骨抜きにし、貿易の公正で安全な発展を阻害する可能性のある同制度を一層促進化するものであり、賛成できません。なお、港湾問題では、現在、税關の執務時間外における通関体制が試行されていますが、多くの問題が明らかになつております。本格的整備は急ぐべきではありません。

本法案には、特惠税制度、農産品の特別緊急関税等の適用期限延長、輸入禁制品の追加等、賛成できる点もありますが、以上の理由から、法案全体としては反対します。

なお、国内生産者保護のための牛内に係る関税緊急措置制度は守るべきであります。BSE事件を考慮しても、対日輸入について、今後もさまざまなる原因によって増減する可能性がありますが、その都度法律の特例をつくることはこの制度を骨抜きにしかねず、民主党修正案には賛成できません。

次に、国際開発協会増資法案についてです。第一に、国際開発協会を含む世銀グループは、アメリカが自國の戦略的利益を追求するための経済的道具となつており、本法案による日本の追加出資は、アメリカの世界戦略を補完する役割を果たすためのものだからであります。

第二に、国際開発協会を含む世銀グループの進める構造調整融資は、画一的な経済政策への変更を融資条件とし、途上国に緊縮財政、公的部門の民営化、市場開放などを押しつけてきました。その結果、福祉予算削減、増税など国民に犠牲をもたらし、一部の成功例を除き、経済困難に陥った多くの国を混乱と貧困化に陥れ、債務増大をもたらしています。九〇年代後半のアジア経済危機では、危機を拡大する役割さえ果たしました。

この仕組みを温存したまま融資規模の拡大を図るうといもので、これでは、同協会が目的とする後発展途上国支援の拡大どころか、世銀と途上国間の矛盾を拡大することになります。以上、両法案について反対であることを表明し、私の反対討論を終わります。

○小坂委員長 これにて討論は終局いたしました。

○小坂委員長 これより採決に入ります。

○小坂委員長 関税定率法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。生方幸夫君提出の修正案について採決いたしました。

○小坂委員長 本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小坂委員長 起立少數。よつて、本修正案は否決されました。

○小坂委員長 次に、原案について採決いたします。

○小坂委員長 〔賛成者起立〕 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小坂委員長 原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○小坂委員長 〔賛成者起立〕 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小坂委員長 本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○小坂委員長 提出者から趣旨の説明を求めます。松本剛明君。

○松本(剛)委員 民主党の松本剛明でございま

す。

ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読

し、趣旨の説明といたします。

○小坂委員長 附帯決議案に付する附帯決議案に

対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、国民経済的観点に立つて国民生活の安定に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、適正・公平な課税の確保により一層努めること。

一 関税暫定措置法の牛肉に係る関税の緊急措置の延長に関しては、その発動に当たり、平成十三年九月のBSE発生以降牛肉消費が不安定的に推移していくことにはんがみ、その影響に配意すること。

一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況下で、税関における事務の一層の情報化・機械化を図るとともに、従来にも増した執行体制の整備に特段の努力を行うこと。

一 最近における国際化の著しい進展、相互依存等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の増大、銃砲、覚せい剤はじめとする不正薬物、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの国際的・社会的重要性にかんがみ、高度の専門知識を要する税関業務の特殊性を考慮し、職務に従事する税関職員の定員確保はもとより、その待遇改善並びに機構・職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

特に、港湾の二十四時間フルオープン化及び構造改革特区の進展に対応した、通関部門等の新たな勤務体制の移行に当たっては、そ

の趣旨を十分に考慮した体制の実現に努める

こと。

何とぞ御賛賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。(拍手)

○小坂委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○小坂委員長 附帯決議案に付する附帯決議案に付することに決しました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○小坂委員長 〔賛成者起立〕

○小坂委員長 起立多數。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○小坂委員長 この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求めておりますので、これを許します。財務大臣塙川正十郎君。

○塙川国務大臣 多数賛成いただきまして、ありがとうございました。ただいま御決議のございましたので、これをお許します。

○小坂委員長 まだいまと存じますが、御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

○小坂委員長 ありがとうございます。(拍手)

○小坂委員長 お諮りいたします。

○小坂委員長 委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小坂委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小坂委員長 次回は、公報をもつてお知らせすこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時三十二分散会

○小坂委員長 関税定率法等の一部を改正する法律案

○小坂委員長 関税定率法等の一部を改正する法律案

(関税定率法の一部改正)
第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第五号中「又は回路配置利用権」を、「回路配置利用権又は育成者権」に改め、同条第四項中「又は回路配置利用権者」を

「回路配置利用権者又は育成者権者」に改め、同条第五号に、「又は回路配置利用権者」を、「回

路配置利用権者又は育成者権者」に改め、同条第六項及び第七項中「又は回路配置利用権者」を

「回路配置利用権者又は育成者権者」に改め、同条第二十一条の二第一項中「商標権者、著作権者又は著作隣接権者」を「特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者又は育成者権者」に、「商標権、著作権又は著作隣接権」を「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権」に改める。

第二十一条の三第三項中「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百二十九条第一項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等を含む。以下この条及び第二十一条の五において同じ。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(意見を聴くことの求め等)

第二十一条の四 第二十一条の二第一項の規定による申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「申立特許権者等」)という。は、当該申立てに係る貨物について

第二十一条第四項の認定手続が執られたときは、政令で定めるところにより、同項の規定による通知を受けた日(以下この項及び次条

第二項において「通知日」という。)から起算して十日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号(行政機関の休日)に掲げる日(以下この項において「行政機関の休日」という。)の日数は、算入しない。)を経過する日(次条第一項及び第二項において「十日経過日」という。)までの期間

(その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該申立特許権者等及び当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に通知したときは、通知日から起算して二十日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を経過する日(次条第一項において「二十日経過日」という。)までの期間内は、当該認定手続が執られている間に限り、税関長に対し、当該認定手続に係る貨物が自己の特許権、实用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第七十条第一項(特許発明の技術的範囲又は意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)第三号)第二十六条(特許法の準用)において準用する場合を含む。)に規定する技術的範囲又は意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)第二十五条第一項(登録意匠等の範囲)に規定する範囲について特許庁長官の意見を聽くことを求めることができる。

2 税関長は、前項の規定による求めがあつたときは、政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、意見を求めるものとする。ただし、同項の規定による求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことが明らかであるときその他特許庁長官の意見を求める必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 税関長は、第一項の規定による求めがあつた場合において、前項の規定により税特許庁長官の意見を求めなかつたときは、第一項の規定による求めをした申立特許権者等に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

4 特許庁長官は、第二項本文の規定により税関長から意見を求められたときは、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

（その期間の満了する日前に当該認定手続の進行状況その他の事情を勘案して税関長が当該期間を延長することを必要と認めてその旨を当該申立特許権者等及びその求めに係る貨物を輸入しようとする者に對し、その旨を通知しなければならない。）

5 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る第一項の規定による求めをした申立特許権者等及びその意見に係る貨物を輸入しようとする者に對し、その旨及びその内容を通知しなければならなければならぬ。

6 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る第一項の規定による求めをした申立特許権者等及びその意見に係る貨物を輸入しようとする者に對し、その旨を通知しなければならぬ。

7 税関長は、第四項の規定による意見が述べられたときは、その意見に係る第一項の規定による求めをした申立特許権者等及びその意見に係る貨物を輸入しようとする者に對し、その旨及びその内容を通知しなければならぬ。

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めたときは、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられた

二、前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日(前条第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

二、前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日(前条第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

2 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十二条第四項の認定手続を執ったときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入しようとする者に對し、通知日を通知しなければならない。

2 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十二条第四項の認定手続を執ったときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入しようとする者に對し、通知日を通知しなければならない。

3 税関長は、第一項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定手続に係る申立てをされた申立特許権者等に對し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者(以下この条において「請求者」という。)に対し、期限を定め、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認められる額の金銭をその指定する供託所に供託する旨を命じなければならない。

3 税関長は、第一項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認められる額の金銭をその指定する供託所に供託する旨を命じなければならない。

4 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができ

る。

4 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができ

る。

5 第三項の規定による命令によりされた供託

の期間を延長する旨の通知を受けた場合二十日経過日(前条第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

二、前号に掲げる場合以外の場合 十日経過日(前条第五項の規定により特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けたときは、二十日経過日とその求めに係る同条第六項の規定による通知を受けた日から起算して十日を経過する日とのいずれか遅い日)

2 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十二条第四項の認定手続を執ったときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入しようとする者に對し、通知日を通知しなければならない。

2 税関長は、申立特許権者等の申立てに係る貨物について第二十二条第四項の認定手続を執ったときは、十日経過日前に、当該貨物を輸入しようとする者に對し、通知日を通知しなければならない。

3 税関長は、第一項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定手続に係る申立てをされた申立特許権者等に對し、その旨を通知するとともに、当該求めをした者(以下この条において「請求者」という。)に対し、期限を定め、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認められる額の金銭をその指定する供託所に供託する旨を命じなければならない。

3 税関長は、第一項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめることの求めがあつたときは、当該認定手続に係る貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するために相当と認められる額の金銭をその指定する供託所に供託する旨を命じなければならない。

4 前項の規定により供託する金銭は、国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものをもつてこれに代えることができ

る。

5 第三項の規定による命令によりされた供託

る旨の契約を締結し、同項の規定により定めた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、同項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6 前項の規定により供託した金銭の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定め

5 第三項の申立特許権者等は、請求者に對し、同項の規定による損害に係る賠償請求権に關し、同項の規定により供託された金銭(第四項の規定による有価証券を含む。第九項から第十一項までにおいて同じ。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

6 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第三項の申立特許権者等が当該供託して、同項の規定により金銭を供託した請求者

は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該當することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

8 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該當することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

10 前項の規定により供託した金銭の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定め

る。

10 前項の規定による供託した金銭の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定め

る。

10 前項の規定による供託した金銭の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定め

る。

10 前項の規定による供託した金銭の取戻しに關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定め

る。

める。

11 税関長は、第三項の規定により供託すべき旨を命じられた者が、同項の規定により定められた期限までにその供託を命じられた金銭の全部について、供託をし、又は第六項の規定による契約の締結の届出をしたときは、その供託を命じられる原因となつた貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめるものとする。

12 税関長は、前項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対して、その旨を通知しなければならない。

13 税関長は、第十一項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者

一三〇七・一〇 エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る)
 (一) アルコール分が九〇%以上のもの
 (二) 工業用アルコールの製造の用に供するもの
 (二) その他のもの

A アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る)

B その他のもの

(二) その他のもの

A エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る)
 (一) アルコール分が九〇%以上のもの
 (二) その他のもの

B その他のもの

(二) その他のもの

A エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る)
 (一) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る)

B その他のもの

(二) その他のもの

| | |
|-------|----|
| 一リットル | 無税 |
| 一リットル | 無税 |
| につき四四 | |
| 円八〇銭 | |

一七・九%
 一
 一七・九%
 一
 一七・九%
 を

等に対し、その旨並びに当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者の氏名又は名称及び住所(以下この項において「輸入者情報」という。)を通知するものとする。この場合における、当該申立特許権者等は、当該輸入者情報報を第二項に規定する損害に係る賠償請求権の行使又は当該貨物に係る特許法第二百条第一項若しくは第二項(差止請求権)の規定による請求の目的以外の目的のために使用してはならない。

別表第二〇七・一〇号を次のように改め。

(b) その他のもの

| B | その他もの |
|--|-------|
| (a) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る) | |
| (b) その他のもの | |
| | |

別表の付表第一第一号中「第二〇八・九〇号の一の(二)」を「第二〇八・九〇号の一の(二)」又はBの(b)に改める。

別表の付表第二第一号中「第二〇八・九〇号の一の(二)」を「第二〇八・九〇号の一の(二)」のBの(b)に、「第二〇八・九〇号又は第二〇八・九〇号の一の(二)若しくは(三)」を「第二〇八・九〇号の一の(二)」のB若しくは(二)又は第二〇八・九〇号の一の(二)若しくは(二)若しくは(三)に改める。

(関税法一部改正)

第一条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 期間及び期限(第二条の一・第二条の三)」を「第二節 期間及び期限(第二条の一・第二条の三)」に、「第三節 送達(第二条の四)」に、「第四節 送達(第二条の四)」に改める。

第十四条に、「第九十六条」を「第九十五条」に改める。

第一章中第二条の三の次に次の二節を加える。

第七条の八第一項中「納付する」を「特例申告により納付する」に、「納付した」を「特例申告により納付した」に、「の十二分の一に相当する額を「を当該特例申告を行つた月数で除して得た額(当該前年において当該輸入の予定地において輸入した指定貨物について特例申告を行つたことがない場合にあつては、当該指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の十二分の一に相当する額」に改める。

第十四条の四を次のように改める。

第十四条の四 削除

第九十四条及び第九十五条を削り、第八章中
第九十三条の次に次の二条を加える。

第九十四条 削除

第九章中第九十六条の前に次の二条を加え
る。

(税関事務管理人)

第九十五条 個人である申告者等(税関関係手
続を行うべき者をいう。以下この条において
同じ。)が本邦に住所及び居所(事務所及び事
業所を除く。)を有せず、若しくは有しないこ
となる場合又は本邦に本店若しくは主たる
事務所を有しない法人である申告者等が本邦
にその事務所及び事業所を有せず、若しくは
有しないこととなる場合において、税関関係手
続及びこれに関する事項(以下この項にお
いて「税関関係手続等」という。)を処理する必
要があるときは、その者は、当該税関関係手
続等を処理させるため、本邦に住所又は居所
(法人にあつては、本店又は主たる事務所)を
有する者で当該税関関係手続等の処理につき
便宜を有するもののうちから税関事務管理人
を定めなければならない。

申告者等は、前項の規定により税関事務管
理人を定めたときは、政令で定めるところに
より、当該税関事務管理人に係る税関関係手
続に係る税關長にその旨を届け出なければならない。
別表第一第一二〇八・九〇号中

2 (二) その他のもの
A エチルアルコールのうち
アルコール飲料の原料
アルコールの製造用の
もの(連続式蒸留機に
より蒸留して使用する
ものに限る。)で、共通
の限度数量以内のもの
B その他のもののうち
アルコール飲料の原料
アルコールの製造用の

らない。その税関事務管理人を解任したとき
も、また同様とする。

3 前二項において「税関関係手続」とは、輸入
申告その他この法律又は関税税率法その他の
関税に関する法律の規定に基づく手続(本邦
に入国する者は本邦から出国する者がその
入国又は出国の際に行うものその他政令で定
めるもの)を除く。」をいう。

関税暫定措置法の一部改正

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三
十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項、第六条第一項及び
第七条第一項中「平成十五年三月三十一日」を
「平成十六年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七
条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項
及び第七項中「平成十四年度」を「平成十五年度」
に改める。

第八条第一項に次の二号を加える。

三 関税定率法別表第六四〇六・一〇号の一
に該当する製品のうち甲(本邦から輸出さ
れた政令で定める貨物を原料又は材料とし
たものに限るものとし、政令で定める加工
又は組立てがされたものを除く。)
別表第一第一二一〇六・九〇号中「ニユー
ジーランド」を「ニュージーランド」に改める。

| | | | | |
|---|--|-------------------------|------------------------|------------------------|
| (1) 平成一六年三月三一日までに輸入さ れるもの | 一キログラ ムにつき二 円九〇銭・ | 一キログラ ムにつき二 円五〇銭・ | 一キログラ ムにつき一 円九〇銭 | 一キログラ ムにつき三 円三〇銭 |
| (2) 平成一五年四月一日から平成一六年 三月三一日までに輸入されるもの | 一キログラ ムにつき二 円九〇銭・ | 一キログラ ムにつき一 円九〇銭 | 一キログラ ムにつき二 円五〇銭 | 一キログラ ムにつき三 円三〇銭 |
| (3) 平成一六年四月一日から平成一七年 三月三一日までに輸入されるもの | 一キログラ ムにつき一 円五〇銭 | 一キログラ ムにつき一 円五〇銭 | 一キログラ ムにつき一 円五〇銭 | 一キログラ ムにつき一 円五〇銭 |
| 別表第一第一二一〇三・〇一項の前に次の三項を加える。 ○二・〇六 | 食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒ ニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに 限る。) | 豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) | 二 その他のもの | 二 その他のもの |
| ○一〇六・三〇 | (一) 脾臓器 | 豚のもの(冷凍したものに限る。) | 二 その他のもの | 二 その他のもの |
| ○一〇六・四一 | | | | |
| ○一〇六・四九 | | | | |

| | | | | |
|------------|--|--|---|---|
| (一) その他のもの | A エチルアルコールのうち アルコール飲料の原料 アルコールの製造用の もの(連続式蒸留機に より蒸留して使用する ものに限る。)で、共通 の限度数量以内のもの 無税 | 別表第一第一二〇八・九〇号中「ニユージーランド」を「ニュージーランド」に改める。 | 別表第一第一二一〇六・九〇号中「ニユージーランド」を「ニュージーランド」に改める。 | 別表第一第一二一〇三・〇一項の前に次の三項を加える。 ○二・〇六 |
| ○一〇六・四一 | | | | 別表第一第一二一〇三・〇一項の前に次の三項を加える。 ○一〇六・三〇 |
| ○一〇六・四九 | | | | 別表第一第一二一〇六・九〇号中「ニユージーランド」を「ニュージーランド」に改める。 |
| ○一〇六・四九 | | | | |

| | | |
|---------------------------|---|------|
| ○二・〇七・一四 | 七面鳥のもの 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) | 無税 |
| ○二・〇七・一五 | 分割してないもの(冷凍したものに限る。) | 無税 |
| ○二・〇七・一六 | 分割したもの及びくずのもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) | 無税 |
| ○二・〇七・一七 | 分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。) | 無税 |
| ○二・〇七・一八 | 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) | 無税 |
| ○二・〇七・一九 | 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) | 無税 |
| ○二・〇七・二〇 | 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) | 無税 |
| ○二・〇七・二一 | 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) | 無税 |
| ○二・〇七・二二 | ウイットルーフチコリー(キコリウム・インテュブス 変種フオリオスム) | 無税 |
| ○二・〇七・二三 | その他のもの | 無税 |
| ○二・〇七・二四 | 肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。) | 四・三% |
| ○二・〇七・二五 | 鶏(ガルルス・ドメステイクス)のもの 分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。) | 四・三% |
| ○二・〇七・二六 | 分割したもの及びくずのもの(生鮮のもの及び冷蔵し たものに限る。) | 四・三% |
| ○二・〇七・二七 | 分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。) | 四・三% |
| ○二・〇七・二八 | 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。) | 四・三% |
| ○二・〇七・二九 | 分割してないもの(冷凍したものに限る。) | 四・三% |
| ○二・〇七・三〇 | 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。) | 四・三% |
| ○二・〇七・三一 | 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。) | 四・三% |
| ○二・〇七・三二 | 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。) | 四・三% |
| ○二・〇七・三三 | 分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。) | 四・三% |
| ○二・〇七・三四 | 脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) | 四・八% |
| ○二・〇七・三五 | その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) | 四・八% |
| ○二・〇七・三六 | その他のもの(冷凍したものに限る。) | 四・八% |
| ○二・〇九・〇〇 | 一 肝臓 二 その他のもの | 無税 |
| ○二・〇九・〇一 | 一 あひるのもの 二 その他のもの | 四・八% |
| ○二・〇九・〇二 | 一 あひるのもの 二 その他のもの | 四・八% |
| ○二・〇九・〇三 | 一 あひるのもの 二 その他のもの | 四・八% |
| ○二・〇九・〇四 | 一 あひるのもの 二 その他のもの | 四・八% |
| ○二・〇九・〇五 | 一 あひるのもの 二 その他のもの | 四・八% |
| 別表第一第一〇七・〇九項を次のように改める。 | | |
| ○七・〇九 | その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) | 四・三% |
| ○七・〇九・一〇 | アーティチヨーク トリフ その他のもののうち まつたけ | 四・三% |
| ○七・〇九・五九 | オリーブ ケーパー | 四・三% |
| ○七・一〇 | 別表第一第一〇七・〇九項の次に次の二項を加える。 一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。) | 四・三% |
| ○七・一一・三〇 | 乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。) えんどう(ピスム・サティヴィム) | 四・三% |
| ○七・一二・一〇 | 別表第二第一〇七・一二項の次に次の二項を加える。 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの | 四・三% |
| ○七・一三・一〇 | ひよこ豆 二 その他のもの ささげ属又はいんげんまめ属の豆 いんげん豆(ファセオルス・ヴルガリス) 二 その他のもの 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明され | 四・三% |
| ○七・一三・三一 | | 三% |
| 別表第二第一〇四・一〇・〇〇号を次のように改める。 | | |
| ○四・一〇・〇〇 | 食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。) 一 あなたづめの巣 二 その他のもの | 四・三% |
| 四・五% | 無税 | 三% |

| | |
|---------|---|
| ○七一三・三九 | その他もの |
| ○七一三・五〇 | 二 その他もの (一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの |
| ○七一三・四〇 | ひら豆 |
| ○七一三・九〇 | 二 その他もの (一) バイキン・ファバ変種エクイナ及びバイキン・ファバ変種ミニノル 二 その他もの (一) 播種用のもの野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの |
| ○七一三・九〇 | その他のもの |
| ○八〇一・一〇 | 二 その他もの (一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところにより証明されたもの |
| ○八〇一・二〇 | 三% |
| ○八〇一・三〇 | 三% |
| ○八〇一・四〇 | 三% |
| ○八〇一・四〇 | 四・三% |
| ○八〇一・一〇 | 三% |
| ○八〇一・二〇 | 三% |
| ○八〇一・二一 | 三% |
| ○八〇一・二二 | 三% |
| ○八〇一・二三 | 三% |
| ○八〇一・九〇 | 三% |
| ○八〇一・九〇 | 二・五% |
| ○八〇一・二一 | 三% |
| ○八〇一・二二 | 三% |
| ○八〇一・二三 | 三% |
| ○八〇一・九〇 | 三% |
| ○八〇一・九〇 | 無税 |

| | | |
|---------------|-------------------|--|
| 別表第二第一〇八・一〇項中 | ○八・一〇 | 一 ○八〇七・一〇一 パパイヤ |
| ○八・一〇 | 一 ○八・一〇 | 二 他の果実(生鮮のものに限る。) |
| ○八・一〇 | 二 他の果実(生鮮のものに限る。) | リリー、桑の実及びローガン |
| ○八・一〇 | 三% | ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガン |
| ○八・一〇 | 三% | ベリー |
| ○八・一〇 | 三% | ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグレイズベリー |
| ○八・一〇 | 三% | クランベリー、ビルベリー |
| ○八・一〇 | 三% | 実 他のバキニウム属の果実 |
| ○八・一〇 | 三% | 三% |
| ○八・一〇 | 三% | 一 ○八・一〇 |
| ○八・一〇 | 三% | 別表第二第一〇八・一〇項中 |
| ○八・一〇 | 三% | 一 ○八・一〇 |
| ○八・一〇 | 三% | 二 他の果実(生鮮のものに限る。) |
| ○八・一〇 | 三% | 甘味料を加えてあるかないかを問わない。 |
| ○八・一〇 | 三% | ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグレイズベリー |
| ○八・一〇 | 三% | 一 砂糖を加えたもの |
| ○八・一〇 | 三% | 二 その他のもの |
| ○八・一〇 | 三% | 一 砂糖を加えたもの |
| ○八・一〇 | 三% | 二 その他のもの |
| ○八・一〇 | 三% | 一 ベリー |
| ○八・一〇 | 三% | 二 サワー・チエリー |
| ○八・一〇 | 三% | 三 (五) その他のもののうち |
| ○八・一〇 | 三% | 一 パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビランビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チエリモア、サントル、シユガーブル、マンゴー、カスター・アップル、バッショナルーツ、ランソム、マンゴスチ |
| ○八・一〇 | 三% | 二 アボカドー |
| ○八・一〇 | 三% | 二 その他のもの |
| ○八・一〇 | 三% | 二 パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリ |
| ○八・一〇 | 三% | 一 ふどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。) |
| ○八・一〇 | 三% | 二 ふどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。) |
| ○八・一〇 | 三% | 三 乾燥したもの |
| ○八・一〇 | 三% | 四 パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。) |
| ○八・一〇 | 三% | 五 パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。) |
| ○八・一〇 | 三% | 六 パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。) |

| | |
|---|---|
| 別表第一 第〇九・〇一項の次に次の二項を加える。 ○九・〇三・〇〇 マテ | ○九・〇三・　〇 カレー |
| 別表第二 第〇九・一〇・四〇号の次に次の二号を加える。 ○九・一〇・五〇 フルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワー フルーツ及びレイシ サップ及びレイシ | 別表第二 第〇九・一〇・四〇号の次に次の二号を加える。 ○九・一〇・五〇 フルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワー フルーツ及びレイシ サップ及びレイシ |
| (三) 桃、なし及びベリーのうち ベリー カムカム | (三) 桃、なし及びベリーのうち ベリー カムカム |
| (四) その他のもののうち カムカム | (四) その他のもののうち カムカム |
| 別表第二 第〇八・一二・九〇号中「一〇%」を「六%」に改める。 ○八・一二・九〇 | 別表第二 第〇八・一二・九〇号中「一〇%」を「六%」に改める。 ○八・一二・九〇 |
| 乾燥果実(第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの ブルトン | 乾燥果実(第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの ブルトン |
| その他の果実 ベリー | その他のものうち ベリー |
| 二 その他のものうち パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビーリンビ、チャ ンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、 ジヤンボ、レンブ、サボテ、チエリモア、シユ ガーアップル、カスターアップル、パッショニ フルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ サントル | 二 その他のものうち パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビーリンビ、チャ ンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、 ジヤンボ、レンブ、サボテ、チエリモア、シユ ガーアップル、カスターアップル、パッショニ フルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ サントル |
| この類のナット又は乾燥果実を混合したもの ナット又は乾燥果実の单一成分の含有量が全重量 の五〇%を超えるもの(くり、くるみ、ピスタチ オナット、第〇八〇二・九〇号のナット(びんろ う子及びマカダミアナットを除く。)又は第〇八一 三・一〇号から第〇八・一三・四〇号までの乾燥果 実のいづれかを含むものを除く。) 二 その他のもの かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の皮(生鮮の もの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存 用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限 る。) | この類のナット又は乾燥果実を混合したもの ナット又は乾燥果実の单一成分の含有量が全重量 の五〇%を超えるもの(くり、くるみ、ピスタチ オナット、第〇八〇二・九〇号のナット(びんろ う子及びマカダミアナットを除く。)又は第〇八一 三・一〇号から第〇八・一三・四〇号までの乾燥果 実のいづれかを含むものを除く。) 二 その他のもの かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の皮(生鮮の もの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存 用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限 る。) |
| 別表第一 第〇八・一三項の次に次の二項を加える。 ○八・一四・〇〇 | 別表第一 第〇八・一三項の次に次の二項を加える。 ○八・一四・〇〇 |
| 無税 | 三・六% |
| 六% | 三・六% |
| 三% | 三・六% |
| 四・五% | 四・五% |
| 四・五% | 四・五% |
| 無税 | 無税 |
| 一〇・〇七・〇〇 一〇・〇七・〇〇 グレーンソルガム | 一〇・〇七・〇〇 一〇・〇七・〇〇 グレーンソルガム |
| 一〇・〇八 一〇・〇八 そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 | 一〇・〇八 一〇・〇八 そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 |
| 一〇・〇九 一〇・〇九 その他の穀物 | 一〇・〇九 一〇・〇九 その他の穀物 |
| 一 その他のもの 穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。) ライ麦粉 | 一 その他のもの 穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。) ライ麦粉 |
| 二 その他の穀物のもの その他の穀物のもの | 二 その他の穀物のもの その他の穀物のもの |
| 三 オートのもの 五 その他のもの | 三 オートのもの 五 その他のもの |
| 六 その他のもの ペレット | 六 その他のもの ペレット |
| 別表第一 第一一〇四・一二号中「一〇%」を「六%」に改め、同号の次に次の二号を加える。 一二・〇四・一九 | 別表第一 第一一〇四・一二号中「一〇%」を「六%」に改め、同号の次に次の二号を加える。 一二・〇四・一九 |
| 四 その他のもの その他の穀物のもの | 四 その他のもの その他の穀物のもの |
| 別表第一 第一一〇四・一二号中「一〇%」を「六%」に改める。 一二・〇八 | 別表第一 第一一〇四・一二号中「一〇%」を「六%」に改める。 一二・〇八 |
| 採油用の種又は果実の粉及びミール(マスターードの粉及び ミールを除く。) | 採油用の種又は果実の粉及びミール(マスターードの粉及び ミールを除く。) |
| 大豆のもの | 大豆のもの |
| 無税 | 無税 |
| 八・五% | 八・五% |
| 六% | 六% |
| 八・五% | 八・五% |
| 六% | 六% |
| 七・五% | 七・五% |
| 無税 | 無税 |
| 一キログラ ムにつき四 円五〇銭 | 一キログラ ムにつき四 円五〇銭 |

別表第二第一二・一二項を次のように改める。

海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとう
きび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに
限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。並びに
主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産
品(チコリー(キコリウム・インテュブス変種サティヴム)
の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当する
ものを除く。)

一一一一一・一〇

海草その他の藻類

一 食用のもの(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は
乾燥したものに限る。)

(三) その他のもののうち

ひじき(ヒジキア・フスキフォルミス)

二 その他のもの

(一) ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ
属、ところこんぶ属又はこんぶ属のもののうち

あんず、桃(エクタリンを含む。)又はプラムの核及び仁
その他のもの

その他のもの

二 チコリーの根

四 その他のもの

別表第二第一四〇一・一〇号の次に次の二号を加える。

一四〇一・九〇

二 その他のもの

(一) くずのつる

四 その他のもの

別表第一第一四〇四・九〇号を次のように改める。

一四〇四・九〇

二 たぶの木又はへちまのもの

三 水ごけ

四 その他のもの

かしわの葉及びさとうりいばらの葉

その他のもの

別表第一第一五・一二項の次に次の二項を加える。

一五・一三 やし(コブラ)油、パーム核油及びババヌ油並びにこれらの
分別物(化学的な変性加工をしてない油油及び分別物に限る
ものとし、精製してあるかないかを問わない。)
やし(コブラ)油及びその分別物

別表第一第一五・一二項の次に次の二項を加える。

一五・一三 やし(コブラ)油、パーム核油及びババヌ油並びにこれらの
分別物(化学的な変性加工をしてない油油及び分別物に限る
ものとし、精製してあるかないかを問わない。)
やし(コブラ)油及びその分別物

別表第一第一五・一二項の次に次の二項を加える。

一五・一三 やし(コブラ)油、パーム核油及びババヌ油並びにこれらの
分別物(化学的な変性加工をしてない油油及び分別物に限る
ものとし、精製してあるかないかを問わない。)
やし(コブラ)油及びその分別物

一五一三・一
一五一三・一九
一五一三・二二
一五一三・二九

粗油

その他のもの
パーム核油及びバス油並びにこれらの分別物

粗油
一 パーム核油

その他のもの
一 パーム核油

無税 無税 無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

| | | |
|---|---|------------|
| 一六〇一・九〇 | (一) その他のもの(動物の血の調製品を含む。) | 三% |
| 一 その他もの | (二) その他のもの | |
| 別表第一第一六〇三・〇〇号中 | 一 肉のエキス及びジュース | |
| 一 肉のエキス及びジュース | 一七〇一・五〇 | 六・四% を |
| 別表第二第一七・〇二項中 | 一七〇一・五〇 | 六% に改める。 |
| 一 肉のエキス及びジュース | 一七〇一・五〇 | 六・四% を |
| 別表第二第一九・〇一項中 | 一七〇一・五〇 | 三% を |
| 一 乳糖及び乳糖水 | | |
| 一七〇一・一 | 無水乳糖として計算した 乳糖の含有量が乾燥状態 において全重量の九九% 以上のもの | 四・三% に改める。 |
| 一七〇一・一 | 果糖(化学的に純粹なもの に限る。) | 四・三% に改める。 |
| 一七〇一・五〇 | その他のもの | 無税 |
| 別表第二第一九〇・一九〇号中「六%」を「四・五%」に改める。 | | |
| 別表第二第一九・〇一項の次に次の一項を加える。 | | |
| 一九・〇一 | スペゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニヨツ キ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ(加熱による調 理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたもの であるかないかを問わない。)及びクースクース(調製し てあるかないかを問わない。) | |
| 一九〇一・四〇 | クースクース | |
| 別表第二第一九・〇五項中 | 一九〇五・一〇 ジンジャープレッドその他 これに類する物品 | |
| 一九〇五・一〇 クリスピープレッド | 四・五% | |
| 一九〇五・一〇 ジンジャープレッドその他 これに類する物品 | 九% に改め、同表第一九〇五・三三 | |
| 号の次に次の二号を加える。 | | |
| 一 一九〇五・四〇 ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品 | 四・五% | |
| 一 一〇〇一・九〇 その他のもの | | |
| (一) 気密容器入りのもの(容器とともに 一個の重量が一〇キログラム以下 のものに限る。) | | |
| (二) さや付きのもの | | |
| A さや付きのもの | | |
| B その他のもの | | |
| 九・六% に改める。 | | |
| 別表第二第一九・〇五項中 | 一九〇五・一〇 ジンジャープレッドその他 これに類する物品 | |
| 一九〇五・一〇 クリスピープレッド | 四・五% | |
| 一九〇五・一〇 ジンジャープレッドその他 これに類する物品 | 九% に改め、同表第一九〇五・三三 | |
| (一) 気密容器入りのもの(容器とともに 一個の重量が一〇キログラム以下 のものに限る。) | | |
| (二) さや付きのもの | | |
| A さや付きのもの | | |
| B その他のもの | | |
| 九・六% に改める。 | | |
| 別表第二第一〇〇五・四〇号中 | 一〇〇〇三・一〇 | |
| 一〇〇〇三・一〇 | 調製し又は保存に適する処理をしたきのこと及びトリフ(食 酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの を除く。) | |
| 一〇〇〇三・一〇 | トリフ | |
| 一 気密容器入りのもの(容器とともに 一個の重量が一〇キログラム以下 のものに限る。) | | |
| 二 その他のもの | | |
| (一) 気密容器入りのもの(容器とともに 一個の重量が一〇キログラム以下 のものに限る。) | | |
| (二) さや付きのもの | | |
| A さや付きのもの | | |
| B その他のもの | | |
| 九・六% に改める。 | | |
| 別表第二第一〇〇五・四〇号中 | 一〇〇〇三・一〇 | |
| 一〇〇〇三・一〇 | 調製し又は保存に適する処理をしたきのこと及びトリフ(食 酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの を除く。) | |
| 一〇〇〇三・一〇 | トリフ | |
| 一 気密容器入りのもの(容器とともに 一個の重量が一〇キログラム以下 のものに限る。) | | |
| 二 その他のもの | | |
| (一) 気密容器入りのもの(容器とともに 一個の重量が一〇キログラム以下 のものに限る。) | | |
| (二) さや付きのもの | | |
| A さや付きのもの | | |
| B その他のもの | | |
| 九・六% に改める。 | | |

| | |
|--|-------|
| (二) B その他のもの | 七・五% |
| (一) B その他のもの | 六・八% |
| 別表第二第一〇〇五・五九号の次に次の一号を加える。 | |
| 二〇〇五・七〇 オリーブ | |
| 一 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一 〇キログラム以下のものに限る。） | 二・七% |
| 二 その他のもの | 四・五% |
| 別表第二第一〇〇六・〇〇号中「一二・八%」を「九%」に改める。 | |
| 別表第二第一〇〇八・一九号を次のように改める。 | |
| 二〇〇八・一九 その他のもの（混合したものを含む。） | |
| 一 砂糖をえたもの | 一〇・五% |
| (一) パルプ状のもの | 五・五% |
| (二) A カシユーナット及びその他のいつたナット | 五・五% |
| 二 その他のもの | 二・五% |
| (一) パルプ状のもの | 二・五% |
| (二) A カシユーナット（いつたものを除く。） | 二・五% |
| B その他のもの | 五% |
| C A アーモンド（いつたものに限る。）及びマカ ダミアナット（いつたものを除く。） | 五・五% |
| B マカダミアナット（いつたものに限る。）及 びペカン（いつたものに限る。） | 五・五% |
| C ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイ スナット、ヘーゼルナット、カシユーナッ ト及びぎんなんのうち | 五・五% |
| C ココヤシの実、ブラジルナット、パラダ イスナット及びヘーゼルナット カシユーナット | 五・五% |
| (一) B その他のもの | 九・六% |
| (二) B その他のもの | 二・二% |
| 別表第二第一〇〇八・四〇号中 | 五・五% |
| (一) パルプ状のもの | 五・四% |
| (二) B その他のもの | 六・八% |
| その他のもの | 七・五% |

| | |
|--|--------|
| (二) B その他のもの | 一・五・四% |
| 別表第二第一〇〇八・五〇号中 | 二・二% |
| (二) その他のもの | 九・六% |
| 別表第二第一〇〇八・六〇号中「九・六%」を「六%」に改める。 | |
| 別表第一第一〇〇八・七〇号中 | |
| A 気密容器入りのもの | 六% |
| B その他のもの | 八・五% |
| 別表第一第一〇〇八項中 | |
| 二 その他のもの（混合したものを除く。）を含む。（第二〇〇八・一九号の ものを除く。） | 一〇・七% |
| 二〇〇八・九一 パームハート | 七・五% |
| 別表第二第一〇〇八・九二号中「四・八%」を「三%」に改める。 | |
| 二〇〇八・九九 その他のもの | |
| 二 その他のもの | |
| (一) A 砂糖をえたもの | |
| (二) A パルプ状のもの | |
| B (a) バナナ及びアボカド | |
| B (b) (a) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ 及びマンゴスチン | |
| B (c) その他のもののうち | |
| B (d) (a) ドリアン、ランブータン、パッショント バナナ、アボカド及びブルーン フルーツ、レイシ及びごれんし | |
| B (b) その他のもの | |
| B (c) マンゴー、グアバ及びマンゴスチン カムカム | |
| (一) B その他のもの | 九・六% |
| (二) B その他のもの | 二・二% |
| 別表第二第一〇〇八・四〇号中 | 一・二% |
| (一) パルプ状のもの | 一・二% |
| (二) B その他のもの | 五・五% |
| その他のもの | 七・五% |
| (一) B その他のもの | 七・五% |
| (二) B その他のもの | 七・五% |
| その他のもの | 七・五% |
| (一) パルプ状のもの | 七・五% |
| (二) B その他のもの | 七・五% |
| その他のもの | 七・五% |
| (一) B その他のもの | 七・五% |
| (二) B その他のもの | 七・五% |
| その他のもの | 七・五% |
| (一) パルプ状のもの | 七・五% |
| (二) B その他のもの | 七・五% |
| その他のもの | 七・五% |
| (一) B その他のもの | 七・五% |
| (二) B その他のもの | 七・五% |
| その他のもの | 七・五% |

三・九%

(a) プルーン
バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ
及びマンゴスチン(d) その他のもののうち
ドリアン、ランブータン、パッショントルーツ、レイシ及びごれんし
カムカム爆裂種のとうもろこし(通常の気圧
の下で加熱により爆裂するものに限
る。)五%
四・八%
二%
五%
四・五%
三%
無税A 工チルアルコール
(b) その他のもの
B その他のもの一リットル
につき四八
円二〇銭一リットル
につき二十五
円二〇銭適用を受けるもの以外のもの
一リットル
につき二十五
円二〇銭一六 関税率表第二〇〇二・九〇号の一、第二〇〇三・一〇号の一、第二〇〇三・九〇号の
一、第二〇〇五・四〇号の一、第二〇〇五・五九号の一、第二〇〇五・九〇号の
一の(2)若しくは二の(5)のAの(a)、第二〇〇六・〇〇号の一、第二〇〇一リットル
につき二五
円二〇銭

に改める。

に改める。

別表第一第一二〇一・一〇号中「八%」を「五%」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一二〇一・三〇
並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物四・五%
三%
三%
無税

別表第一第一二〇一・一〇号の次に次の一号を加える。

一二〇一・一〇
酵母(不活性のものに限る)及びその他の单細胞微生物五%
四・八%
二%
五%
四・五%
三%
無税

別表第一第一二〇一・一〇号中「一〇%」を「五・三%」に改める。

一二〇三・九〇
その他のもの三・九%
三・六%
六%
三・六%
無税

別表第一第一二〇三・九〇号を次のように改める。

一二〇三・九〇
その他のもの三・九%
三・六%
六%
三・六%
無税一二〇三・九〇
その他のもの三・九%
三・六%
六%
三・六%
無税別表第一第一三・〇九項中「一三三・〇九
一三三〇九・一〇飼料用に供する種類の調製品
犬用又は猫用の飼料(小売
用にしたものに限る。)一キログラムにつき一
円二〇銭一リットル
につき二十五
円二〇銭一リットル
につき二十五
円二〇銭別表第一第一三・〇九項中「一三三・〇九
一三三〇九・一〇飼料用に供する種類の調製品
犬用又は猫用の飼料(小売
用にしたものに限る。)一キログラムにつき一
円二〇銭一リットル
につき二十五
円二〇銭

八・一一号の(一)若しくは二の(一)、第一〇〇八・一九号の二の(二)のDの(a)、第二〇〇八・四〇号の(一)のA若しくは(二)のA、第一〇〇八・六〇号の二の(一)、第二〇〇八・七〇号の(一)のA若しくは二の(一)、第二〇〇九・三一号の二の(一)のA、第二〇〇九・三九号の二の(一)のA、第一〇〇九・八〇号の二の(一)又は第二〇〇九・九〇号の二に掲げる物品

関税率表第二〇〇八・一九号の(一)のBに掲げる物品のうち
砂糖をえたもの
関税率表第二〇〇九・八〇号の(一)に掲げる物品のうち
氣密容器入りのもの以外のもの

八・一一号の(一)若しくは二の(一)、第一〇〇八・一〇号の二に掲げる物品
くり(氣密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、いつたものを除く。)

関税率表第二〇〇八・九二号の一に掲げる物品のうち

関税率表第二〇〇九・八〇号の(一)に掲げる物品のうち
氣密容器入りのもの以外のもの

一七

関税率表第二〇〇一・一一号の(一)のB、第二〇〇一・二〇号の(一)若しくは二の(一)のB、第二〇〇三・三〇号の(一)、第二〇〇四・一〇号、第二〇〇六・一〇号

の二の(一)又は第二〇〇六・九〇号の(一)のEの(a)の口若しくは(b)の口若しくはハの(イ)若しくは(ロ)のIに掲げる物品

関税率表第二〇〇六・九〇号の(一)のEの(b)のハの(ロ)のIIに掲げる物品のうち
ひじき(ヒジキア・フスイフオルミス)その他の第一二一一一・二〇号の物品のもの以外のもの

一八

関税率表第一三〇九・一〇号の(一)又は第一三〇九・九〇号の(一)のB若しくは二の(一)のBの(ロ)の(イ)のII若しくは(ロ)に掲げる物品

関税率表第一三〇九・一〇号の(一)又は第一三〇九・九〇号の(一)のB若しくは二の(一)のBの(ロ)の(イ)のII若しくは(ロ)に掲げる物品

一三

別表第五第六項中「第一五一五・九〇号の三又は第一五一二・九〇号の二」を「第一五一四・三〇

号の(一)、第一五一五・〇〇号の(一)、第一五一五・九〇号の三、第一五一七・九〇号の三又は第一三一・〇〇号の(一)に改め、同項を同表第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

一三一・〇〇号の(一)、第一六〇二・三一一号の二の(一)、第一六〇一・三九号の二の(一)、第一六〇五・一〇号の(一)、第一六〇五・二〇号の(一)、第一六〇五・三〇号の二又は第一六〇五・四〇号の(一)に掲げる物品

関税率表第一六〇二・三一一号の二の(一)、第一六〇一・三九号の二の(一)、第一六〇五・三〇号の二又は第一六〇五・四〇号の(一)に掲げる物品のうち
氣密容器入りのもの以外のもの

関税率表第一六〇二・二〇号の(一)に掲げる物品のうち
氣密容器入りのもの(ものに限る。)

関税率表第一七〇一・二〇号、第一七〇一・九〇号の四の(一)、第一七〇三・一〇号の(一)又は第一七〇三・九〇号の一に掲げる物品

一四

別表第五中第五項を第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

八 関税率表第一〇〇八・一〇号の二に掲げる物品

九 関税率表第一一〇四・一三号の(一)又は第一一〇四・三〇号に掲げる物品
第一二一〇・一〇号、第一二一〇・二〇号又は第一二一・一〇号に掲げる物品

一〇 関税率表第一二一〇・一〇号の(一)又は第一二一・一〇号に掲げる物品

別表第五第三項及び第四項を削る。
別表第五中第二項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

五一 関税率表第一〇七〇三・一〇号の(一)、第一〇七〇四・一〇号、第一〇七〇四・二〇号、第一〇七〇四・九〇号、第一〇七〇五・一一号、第一〇七〇五・一九号、第一〇七〇六・一〇号、第一〇七〇七・〇〇号、第一〇七〇八・一〇号、第一〇七〇八・二〇号、第一〇七〇九・一〇号、第一〇七〇九・二〇号、第一〇七〇九・四〇号、第一〇七〇九・七〇号、第一〇七一二・三一号、第一〇七一二・三三号又は第一〇七一二・三三号に掲げる物品

五一六 関税率表第一〇七〇三・九〇号に掲げる物品のうち
ごぼう以外のもの

五一七 関税率表第一〇七〇九・九〇号の(一)に掲げる物品のうち
かぼちゃ

五一八 関税率表第一〇七一二・三九号に掲げる物品のうち
しきだけ以外のもの

五一九 関税率表第一〇七一二・九〇号の(一)に掲げる物品のうち
ばれいしょ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。)及びたけのこ以外のもの
五一九号に掲げる物品

五一九号に掲げる物品のうち
桃及びなし

五一九号に掲げる物品のうち
関税率表第一〇八一三・四〇号の(一)に掲げる物品のうち

五一九号に掲げる物品のうち
パパイヤ、ボボー、ドリアン、ビランビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チエリモア、シユガーアップル、カスターアップル、バッショングフルーツ、ラシンソム、サワーサップ、レイシ及びサントル以外のもの

別表第五第一項中
〔関税率別表(以下この表において「関税率表」という。)第〇三〇五・一四九号に掲げる物品のうち〕

る。これが、この法律案を提出する理由である。

関税定率法等の一部を改正する法律案に対する修正案

第三条中「関税暫定措置法第七条の三第一項、第七条の六第一項、第二項及び第七条の四第一項中」の次のように改めることとする。
第三条中「関税暫定措置法第七条の三第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七条の四第一項中」の次のように改めることとする。

第七条の三第一項及び第七条の四第一項中

「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。

第七条の五第一項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同条に次の「一項を加える。

第六条「国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)」の一部を次のように改正する。

第七条の六第一項、第二項及び第七项中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。

第六条「国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)」の一部を次のように改正する。

第七条の六第一項、第二項及び第七项中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改める。

「一 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)以外のもの」
二 関税率表第〇三〇一・九一号の二、第〇三〇二・六二号、第〇三〇三・七二号、第〇三〇三・七三号、第〇三〇三・七八号の二、第〇三〇五・四二号、第〇三〇五・四九号、第〇三〇六・一一号、第〇三〇六・一一号、第〇三〇六・一二号、第〇三〇六・一三号、第〇三〇六・二二号の二、第〇三〇六・二三二号の一、第〇三〇六・二三三号の一、第〇三〇七・六〇号又は第〇三〇七・九九号の一の四のAに掲げる物品
三 関税率表第〇三〇一・七〇号の一に掲げる物品のうち
四 にしん(クルベア属のもの)の卵
五 関税率表第〇三〇四・一〇号の二に掲げる物品のうち
六 まぐろ(トウヌス属のもの)、かじき(まかじき科又はめかじき科のもの)及び
七 バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キンククリップ、た
八 い及びさめ
九 関税率表第〇三〇四・一〇号の二に掲げる物品のうち
十 びめろ(ディソステイクス属のもの)以外のもの
十一 表第二項とし、同項の次に次の「一項を加える。

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

別表第五に第一項として次の「一項を加える。

| |
|-----------------------|
| 一 関税率表第〇四〇八・九九号に掲げる物品 |
| |

(税金地域からの引取りに係る納税管理人)

第一類第五号 財務金融委員会議録第九号 平成十五年三月十八日

理由

国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に応ずるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年三月二十七日印刷

平成十五年三月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C